

島根県災害廃棄物処理計画
(案)

令和7年 月
島 根 県

目 次

第1 総則

1. 本計画の目的	1
2. 本計画の位置付け	2
3. 対象とする災害	3
4. 対象とする災害廃棄物	6
5. 計画の基本的な考え方	8
6. 処理の主体	8
7. 県及び市町村の役割	
(1) 県の役割	11
(2) 市町村の役割	14
8. 事業者及び県民の役割	
(1) 事業者の役割	17
(2) 県民の役割	17
9. 処理方法	
(1) 分別、再生利用及び減量化の推進	17
(2) 県内処理と広域処理	17
10. 処理期間	17

第2 県の災害廃棄物対策

1. 体制の構築	18
2. 情報収集・連絡体制の整備	18
3. 関係団体・他県との協力・支援体制整備	21
4. 災害廃棄物処理に係る広域連携	25
5. 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助	26
6. 関係事業者団体との情報共有	26
7. 他都道府県で発生した災害への協力・支援	26

第3 災害廃棄物の処理

1. 初動対応の流れ	27
2. 処理の流れ	28
3. 災害廃棄物処理実行計画の策定	29
4. 仮置場の選定	32
5. 運搬体制	35
6. 住民への啓発・広報	37
7. 仮置場の管理・運営・モニタリング	40

8. 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	4 2
9. 災害廃棄物処理の進捗状況の把握	4 4
10. 支援要請及び受援体制の構築	4 5

第4 災害時における生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理

1. 生活ごみ・避難所ごみへの対応	4 6
2. し尿への対応	
(1) 仮設トイレの設置	4 6
(2) し尿の処理	4 7

第5 災害廃棄物発生量等の算定

1. 災害廃棄物発生量の算定	4 8
2. 避難所ごみの発生量	5 4

第6 し尿収集必要量の算定

1. し尿収集必要量	5 5
2. 仮設トイレの必要基数	5 7

第7 仮置場の必要面積の算定

○面積の推計方法の例	6 0
------------	-----

第8 計画の推進と見直し

1. 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援	6 1
2. 災害廃棄物処理対応の記録	6 1
3. 計画の見直し	6 1

資料編

1. 関係機関連絡先
2. 広域支援及び災害廃棄物関係支援協定
3. 市町村の一般廃棄物処理施設
4. 災害補助金制度概要
5. 様式

島根県災害廃棄物処理計画

第1 総則

1. 本計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地において、これまでの災害をはるかに上回る大量の災害廃棄物が発生したことを受け、国は、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省生活衛生局水道環境部）を改定するとともに、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との統合を行い、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「指針」という。）として取りまとめ、平成30年3月に改定している。

指針において、「都道府県は、国が定める廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を十分に踏まえつつ、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りながら、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、自区域内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定への支援を行う。」とされ、県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が求められた。

また、平成27年7月17日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第2条の3の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されるとともに、廃棄物処理法第5条の5の規定により都道府県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

このため本県では、東日本大震災や熊本地震及び鳥取県中部地震、能登半島地震並びに近年全国各地で発生した大雨被害への対応から得られた教訓や環境省の指針等を踏まえ、「島根県地域防災計画」等との整合性を図りながら、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と処理方策を示すことを目的に本計画を策定するものである。

なお、平成30年3月に本計画を策定したところであるが、その後県内で発生した豪雨災害等において明らかになった課題等を踏まえて、より実効性がある計画にするため、令和7年3月に本計画の見直しを行った。

2. 本計画の位置付け

本計画の位置づけは図1-1のとおりである。

本計画は、環境省の指針に基づき、「島根県地域防災計画」及び「島根県地震・津波被害想定調査」等の内容を踏まえて策定する。

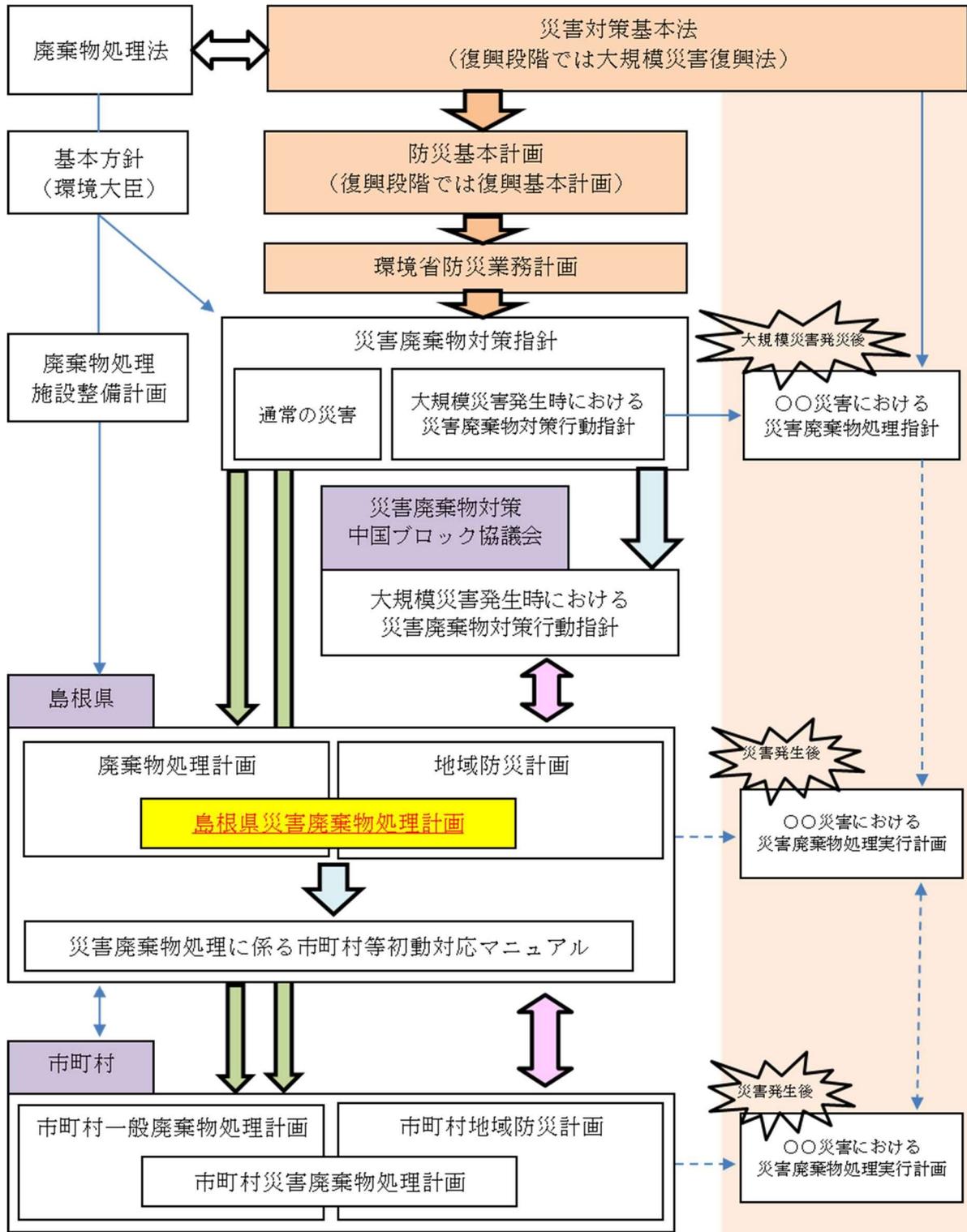


図1-1 計画の位置付け

出典:「災害廃棄物対策指針」(平成30年、環境省)を参考に作成

3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、平成30年3月に取りまとめた「島根県地震・津波被害想定調査」で想定されている表1-1-1の地震・津波等による被害を対象とする。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる風水害、その他の自然災害による被害を対象とする。なお、本県における近年の風水害被害状況は表1-1-2のとおりである。

表1-1-1 想定地震一覧表

想定地震名		マグニチュード (M)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定 理由
陸域 の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震 発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域 の地震	青森県西方沖合 (F24) 断層 の地震	8.4	—	○	海域浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地 震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合 (F56) 断層の 地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層 の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※ ○：想定対象 —：想定対象外

なお、海域の地震（「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による地震）は、最大クラスの地震を想定しているものであり、陸域の地震の想定（最大クラスの地震を必ずしも想定はしていない）とは異なることに留意が必要である。

表 1-1-2 近年の風水害被害状況

発災年月	災害名	住家被害（棟）						備考
		全壊	半壊	一部 損壊	床上	床下	計	
平成 30 年 7 月	平成 30 年 7 月豪雨	55	127	3	0	59	244	平成 30 年災害年報
令和 2 年 7 月	令和 2 年 7 月豪雨	2	40	3	0	43	88	令和 2 年災害年報
令和 3 年 7 月	令和 3 年 7 月 6 日 からの大雨	3	26	86	81	611	807	令和 3 年災害年報
令和 3 年 8 月	令和 3 年 8 月 台風第 9 号	0	7	112	10	68	197	令和 3 年災害年報
令和 5 年 7 月	令和 5 年 7 月 8 日 からの大雨	0	1	6	9	76	92	R5. 10. 2 報道発表 資料【第 14 報】

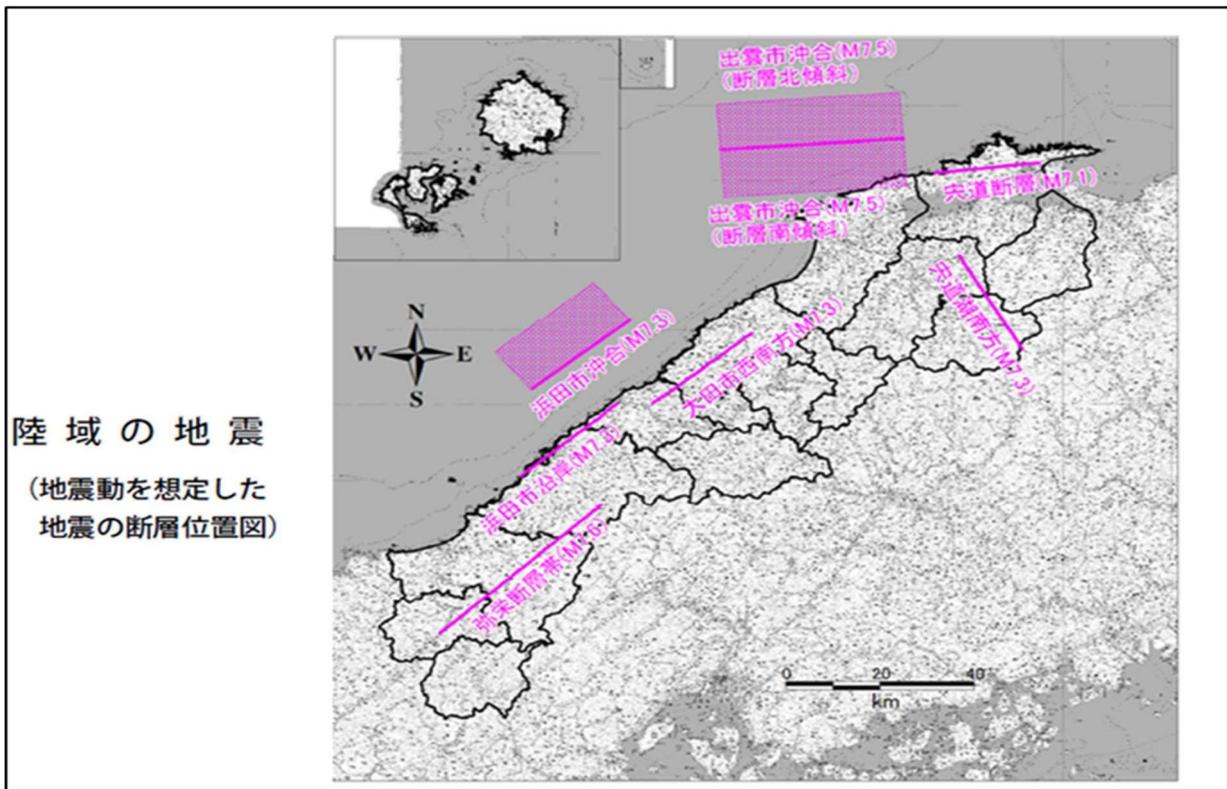
◆令和 3 年 7 月 6 日からの大雨に係る被害状況

梅雨前線が日本海西部から本州を経て日本の東にのび停滞した。この梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった影響で島根県東部を中心に大雨となった。

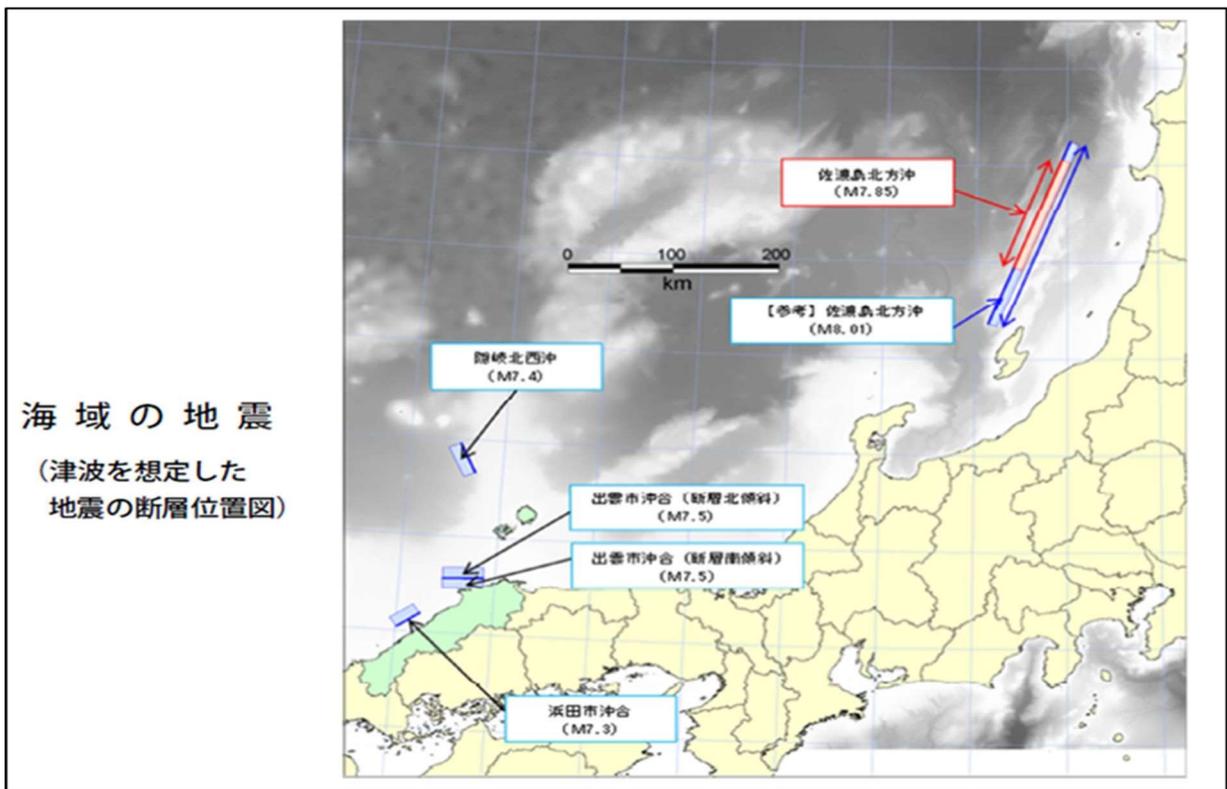
島根県東部では、7 日明け方に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が降り続いたため、5 時 9 分に「顕著な大雨に関する島根県気象情報」が発表された。さらに、7 日 5 時 47 分に松江市付近、12 日 10 時 15 分に雲南市付近でそれぞれ約 100 ミリの雨を解析し、「記録的短時間大雨情報」が発表された。

住家への被害状況は、令和 3 年災害年報（島根県）によると、全壊 3 棟、半壊 26 棟、一部損壊 86 棟、床上浸水 81 棟、床下浸水 611 棟の合計 807 棟となっており、1 千 t 以上の災害廃棄物が発生した。

<陸域の地震>



<海域の地震>



4. 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、前記3のとおり災害により生じる廃棄物であってその発生量が平時の廃棄物処理体制では対処できない規模であるものとし、具体的には指針に示された表1-2及び表1-3の災害廃棄物を想定する。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。

表1-2 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物

種類	内容
(1) 可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
(2) 木くず	柱・梁・壁材などの廃木材
(3) 畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
(4) 不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
(5) コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
(6) 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
(7) 廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
(8) 小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
(9) 腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
(10) 有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
(11) 廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※ リサイクルが可能なものは各リサイクル法により処理を行う
(12) その他、適正処理困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の市町村等の一般廃棄物処理施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源も含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

表 1-3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

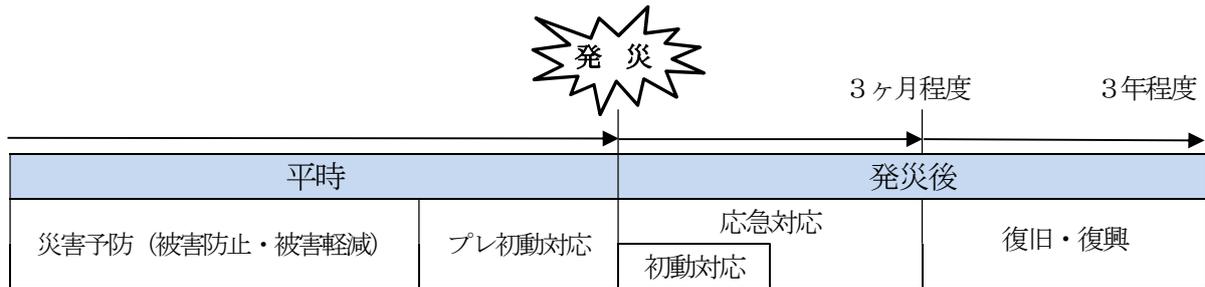
種 類	内 容
(13) 生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
(14) 避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する
(15) し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

出典：「災害廃棄物対策等指針」（平成 30 年3月、環境省）を参考に作成

5. 計画の基本的な考え方

本計画では、県内市町村が被災市町村となることを想定し、災害予防（被害抑止・被害軽減）、プレ初動対応、応急対策（初動対応を含む）、復旧・復興対策の各段階において、本計画の目的を達成するために県が実施すべき事項を整理する。あわせて、本県が支援を行うことを想定し、支援に必要となる事項についても整理する。

また、市町村における災害廃棄物処理計画の作成に向け、市町村の役割、必要となる体制、災害廃棄物の処理の方法などの基本的事項を示したものである。



※ プレ初動対応: 災害の発生が予見できる場合(風水害等)の初動準備期間

※ 期間の目安は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の処理期間を参照

図1-2 時期区分の考え方

出典:「岡山県災害廃棄物処理計画(改訂版)」(令和2年3月、岡山県)を参考に作成

6. 処理の主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当するため、市町村に総括的な処理責任があり、処理の主体は市町村が基本となる。

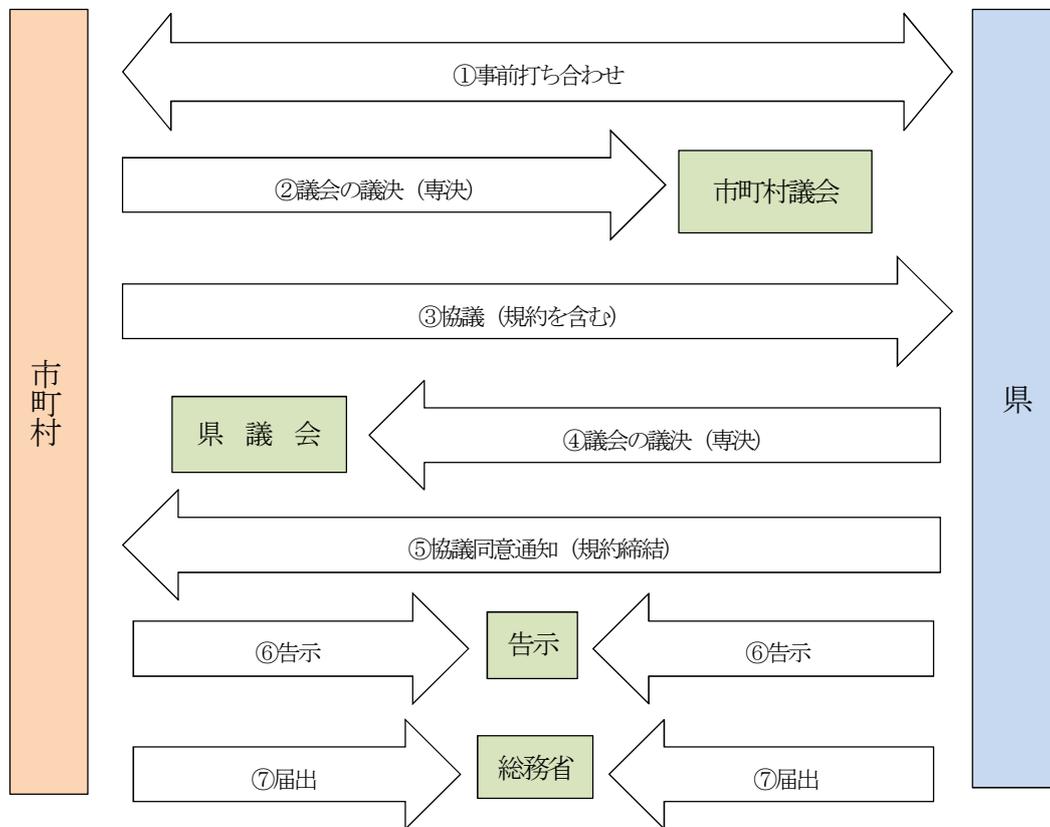
なお、地震、津波等により甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合は、県は市町村や協力機関等への情報提供や連絡調整に加え、地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、県が市町村に代わって災害廃棄物を処理することができる。

また、大規模災害時において、国が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の5第4項の規定に基づき、廃棄物処理特例地域として指定した地域内の市町村については、市町村から要請があり、国が必要と認めた場合には、国が災害廃棄物の処理を行うことがある。

【参考1】事務委託による処理

- 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、原則として市町村が処理責任を有するが、市町村単独での処理が困難であると判断された場合、地方自治法第252条の14の規定に基づき、県が市町村から事務の委託を受け、市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うことができる。
- 事務委託の実施にあたっては、議会の承認や告示等、複雑な手続きが必要となるため、発災時にスムーズに事務委託が行えるよう、事務手続きの整理や必要な様式の整備など、平時から備えておく。
- 事務委託手続きの大まかな流れと事務委託の検討に当たっての留意事項は以下のとおり。

《事務委託続きの流れ》



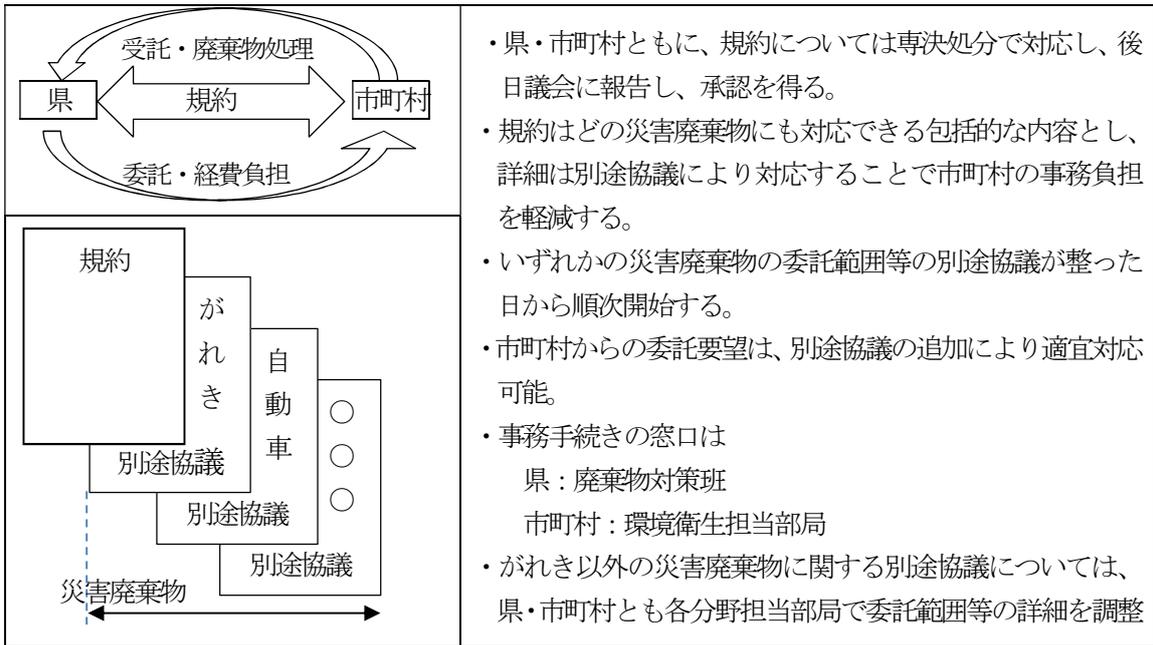
《事務委託の検討に当たっての留意事項》

- 事務委託の検討に当たっては、手続だけでなく、委託（受託）する業務内容を踏まえ、事業実施に必要な準備期間等も考慮する必要がある。

(熊本県災害廃棄物処理計画を参考)

【参考 2】 事務委託のスキームと規約の例

(根拠：地方自治法第 252 条の 14)



〇〇〇と島根県との間の〇年〇〇地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 〇〇〇は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物の処理のうち△△に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を島根県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、島根県の条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担等)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、〇〇〇が負担する。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、〇〇〇と島根県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行のより生ずる収益の取扱いについては、〇〇〇と島根県とで協議して定める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 4 条 島根県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ〇〇〇に通知するものとする。

(補足)

第 5 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、〇〇〇と島根県とで協議して定める。

附則

この規約は、〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(熊本県災害廃棄物処理計画を参考)

7. 県及び市町村の役割

災害時に適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、本計画において、県及び市町村の役割を明確にし、その役割を果たせるよう、事前から必要な体制づくり、情報共有及び連携を進めていく。

(1) 県の役割

県は平時から、災害廃棄物の処理に必要な体制づくりと、被災市町村に対する広域的な対応の観点から、近隣市町村・他都道府県・関係団体等との情報共有及び連携を進める。

災害時には、被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的支援や、近隣市町村・他都道府県・関係団体等への協力要請、環境省等への連絡調整を行う。

なお、甚大な被害により、被災市町村が災害廃棄物の処理にあたるのが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づき、県が事務委託を受けて災害廃棄物を処理していく。

(ア) 平時

①災害予防

役割	内容
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制、他都道府県及び関係団体との協力・支援・受援体制を整備する。
情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現況を把握し、整理する。 ・想定される災害において発生する災害廃棄物の量や必要となる仮置場の面積などを推計する。 ・仮置場として利用可能な県有地を選定する。
市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金等を活用した市町村の一般廃棄物処理施設整備に対し、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を促す。
職員等に対する研修・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に適正かつ円滑・迅速に対応できるよう、定期的に職員等を対象とした研修会、図上訓練等を行う。 ・災害廃棄物処理の実務経験職員等をリストアップし、継続的に更新する。
市町村災害廃棄物処理計画の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が災害廃棄物処理計画を策定するに当たって必要となる想定被害の情報提供や策定手順、仮置場候補地の選定などについての説明会の開催等、策定を支援する。
県民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携して、災害廃棄物の適正処理について啓発を行う。
関係事業者団体との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な対応が行えるよう、減災対応等について情報共有を行う。

②プレ初動対応

役割	内容
組織体制等の確認	・組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。
市町村への助言・情報提供	・仮置場候補地の状況確認、地元関係者等への事前連絡について助言する。 ・仮置場の設置・運営、住民への広報等、災害廃棄物処理の初動対応についての留意点や、県の災害廃棄物処理計画、マニュアル類及び協定等の情報提供（再周知）を行う。 ・一般廃棄物処理施設等に係る職員の安全確保や、施設・車両等の浸水対策等を助言する。
関係事業者団体への情報提供	・予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。 ・協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。
仮置場の事前準備	・必要に応じ、仮置場候補地の状況確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。

(イ) 発災後

③応急対応（初動対応含む。初動対応として優先して行うものは★としている。）

役割	内容
組織体制等の確立	★組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確立する。 ・災害規模に応じて他部署からの応援や災害廃棄物処理の知見を有する民間業者への委託を含めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の強化・見直しを行う。
情報の収集	★建物被害状況、避難所情報等を収集する。 ★廃棄物処理施設の被害状況を収集する。 ★被災市町村の仮置場の開設状況を収集する。 ★建物被害等の被害情報から災害廃棄物の発生量を推計する。 ・被災現場や仮置場の状況等の情報から、災害廃棄物の発生量の推計を見直す。 ★必要に応じて被災市町村に職員を派遣し、情報収集を行う。
関係機関との協力・支援の調整	★被災市町村が行う災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町村、他都道府県、国、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。 ★被災市町村が行う生活ごみやし尿等の処理が滞りなく行われるよう、災害廃棄物の処理と同様に連絡・調整を行う。
実行計画の策定	・大規模災害発生時には、必要に応じ、処理方針を策定する。 ・被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理スケジュール、処理フロー等を記載した実行計画を必要に応じて策定する。
市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	★被災市町村の仮置場の設置及び運営など、災害廃棄物の処理に対して、支援、助言を行う。

市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	<p>★被災市町村における一般廃棄物処理施設の能力が不足する場合などには、災害廃棄物の処理委託の候補先となり得る産業廃棄物処理施設に関する情報提供を行う。</p> <p>★災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金（以下「災害等補助金」という。）の申請を念頭に置いた対応について助言する。</p> <p>★必要に応じて、被災市町村に職員を派遣し現地で直接助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。 必要に応じて県、市町村、国、関係事業者団体等による会議を開催し、情報の提供、集約及び調整等を行う。
支援要請及び受援体制の構築	<p>★大規模災害時には、必要に応じて他都道府県や環境省（D. Waste-Net、災害廃棄物処理支援員、短期派遣等）に支援を要請する。</p> <p>★受援に当たっては、担当部局と調整を行う。</p>
県民への広報	<p>★情報収集した被害状況や災害廃棄物処理に係る情報を県民に提供する。</p>
災害廃棄物処理対応の記録	<p>★必要に応じて災害廃棄物処理対応を記録する。</p>
予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理関係業務の民間委託や、被災市町村からの事務を受託する場合等に、必要な予算の確保に努める。

④復旧・復興

役割	内容
組織体制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の見直しを行う。
関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村が行う災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町村、他都道府県、国、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。
市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村が行う仮置場や仮設処理施設の設置及びその運営などの災害廃棄物の処理に対して支援、助言を行う。 被災市町村が行う災害等補助金申請事務について、支援、助言を行う。 必要に応じて県、市町村、国、関係事業者団体等による会議を開催し、情報の提供、集約及び調整等を行う。
災害廃棄物処理の進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 公費解体を含め、処理スケジュールに沿って処理が進行しているか市町村から情報収集し、必要に応じて支援、助言を行う。
災害廃棄物処理対応記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の見直し等のため、必要に応じて災害廃棄物処理に係る記録を整理し、検証を行う。

(ウ) 他都道府県の発災時

役割	内容
被災都道府県（市町村含む）への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策中国ブロック協議会や災害廃棄物処理支援員制度などによる被災都道府県等からの協力・支援の要請に基づく、関係機関との調整を行う。 ・被災都道府県から支援ニーズを情報収集する。 ・必要に応じて職員を派遣する。

(2) 市町村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、市町村（一部事務組合を含む）が主体的に処理にあたることとなる。

平時においては、災害発生に備えて必要な体制づくりや災害廃棄物の処理フロー等の検討、及び一般廃棄物処理施設の耐震化や仮置場候補地の選定を行うとともに、災害時に備え災害廃棄物処理計画を策定する。

災害時には速やかに被害状況や災害廃棄物の発生量等の把握に努め、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理にあたる。

また、必要に応じて、近隣市町村と連携し、広域的な処理に取り組む。

(ア) 平時

①災害予防

役割	内容
市町村災害廃棄物処理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制や災害廃棄物処理体制の内容を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定する。 ・実際の災害対応や研修、訓練により明らかとなる課題等を踏まえて、適宜、見直しを行う。
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制、他市町村及び関係団体との協力・受援体制を整備する。 ・一部事務組合が廃棄物処理事業を行っている場合には、災害時の役割分担について確認する。
災害廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を実施し、災害時に施設が機能不全に陥らないようにする。 ・一般廃棄物処理施設が被災した場合に備え、補修等に必要な資機材の備蓄を行う。 ・想定される災害規模に応じた仮置場候補地を選定するとともに、災害廃棄物の処理フロー等を検討し、仮置場の設営に必要な資機材の備蓄を行う。 ・廃棄物処理法の特例（第9条の3の2及び第9条の3の3）の活用を検討する。

職員等に対する研修・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に適正かつ円滑・迅速に対応できるよう、定期的に職員等を対象とした研修会、図上訓練等の実施や、研修会、図上訓練等への職員派遣を行う。 ・災害廃棄物処理の実務経験職員等をリストアップし、継続的に更新する。
住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理計画で定めた災害廃棄物の排出・分別方法など災害廃棄物の適正処理や、退蔵品の廃棄・リサイクル等について啓発を行う。 ・災害ボランティアセンター運営機関と災害ボランティアへの周知内容について協議しておく。
関係事業者団体等への情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な対応が行えるよう、減災対策等について情報共有を行う。

②プレ初動対応

役割	内容
組織体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。
仮置場の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、仮置場候補地の状況確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。
住民への広報内容の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場等の広報内容について準備、確認を行う。
一般廃棄物処理施設等の被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の人的・施設被害等が最小限となるよう、職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等を行う。
関係事業者団体等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や車両、重機、施設、車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。 ・協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。

(イ) 発災後

③応急対応（初動対応含む。初動対応として優先して行うものは★としている。）

役割	内容
組織体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> ★組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確立する。 ・災害廃棄物の発生量や公費解体実施状況に応じて組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の強化・見直しを行う。
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ★一般廃棄物処理施設等の被害状況及び災害廃棄物の発生状況等の情報を収集する。
関係機関への協力・支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ★一般廃棄物処理施設、車両等の状況、処理能力を確認し、災害廃棄物の処理に必要な人員、施設が不足するときは、県、他市町村等に協力・支援の要請を行う。
実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理スケジュール、処理フロー等を記載した実行計画を必要に応

	じて策定する。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ★仮置場を設置し、管理、運営を行う。 ★仮置場に持ち込まれた災害廃棄物について、可能な限り再資源化等を図りながら処理を行う。 ★自ら処理できない災害廃棄物については、処理を委託する。 ★通行の妨げとなる道路上や集積所等の災害廃棄物について、道路管理者等と連携して撤去する。 ・公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の処理体制を整備する。
住民への広報、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ★災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所、災害に便乗した廃棄物の持ち込み禁止等について、適切な手段で広報を行う。 ★災害ボランティアセンター運営機関に対し、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所等について、災害ボランティアへの周知を依頼する。 ・公費解体の実施について、住民に周知する。
災害廃棄物処理対応の記録	★写真撮影を入念に行うなど災害廃棄物処理対応を記録する。
補助金	★災害等補助金の申請を念頭に置いた発注、記録（写真、日報類）を行う。
他市町村への協力・支援	★県、被災市町村からの要請に備え、保有する一般廃棄物処理施設、車両、人員の稼働状況等を確認・整理する。

④復旧・復興

役割	内容
関係機関への協力・支援の要請	・広域処理の必要性について検討を行い、県、他市町村等に広域的な協力・支援の要請を行う。
災害廃棄物の処理	・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて仮設処理施設等の設置、運営等を行い、処理を行う。
他市町村への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の受入れや資機材の提供を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。
災害廃棄物処理対応記録の整理	・市町村災害廃棄物処理計画の見直し等のため、必要に応じて災害廃棄物処理に係る記録を整理し、検証を行う。
補助金	・災害廃棄物処理に係る費用及び廃棄物処理施設の災害復旧に係る費用について、災害等補助金の申請を行う。

8. 事業者及び県民の役割

(1) 事業者の役割

県や市町村と災害時協力・支援協定を締結している関係事業者団体は、平時から災害時の連絡体制や対応手順等の整備に努めるとともに、災害時には、県や市町村との協定に基づき、速やかに支援・協力する。

(2) 県民の役割

平時から、家庭における減災の取組や退蔵品の適正な廃棄・リサイクルなどにより、災害廃棄物の発生抑制に努める。

また、災害時には、市町村が行う災害廃棄物処理に係る広報等に注意を払うとともに、定められた搬入・分別方法に基づき仮置場へ適正に排出するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力する。

9. 処理方法

(1) 分別、再生利用及び減量化の推進

被災現場等から仮置場へ搬入する段階から分別を徹底し、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量を低減する。

(2) 県内処理と広域処理

原則として、県内市町村及び一部事務組合等の相互支援並びに県内の民間事業者により県内で災害廃棄物の処理を実施する。

ただし、被災規模により県内での処理が困難な場合は、県が調整役となり、国や被災市町村等と協議の上、県外自治体や民間事業者等による広域処理を要請する。

10. 処理期間

災害の規模や被災状況、災害廃棄物の発生量を踏まえ、適切な処理期間を設定する。

※ 被災者の早期生活再建に資するよう、膨大な量の災害廃棄物が生じた場合でも仮置場受入段階からの分別等を徹底することにより、概ね3年以内の処理完了を目指す。

第2 県の災害廃棄物対策

1. 体制の構築

県は、「島根県災害対策本部規程」に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構成し、市町村や民間の廃棄物処理関連業界との連絡体制を整備し、災害廃棄物処理に関する連絡調整を行う。

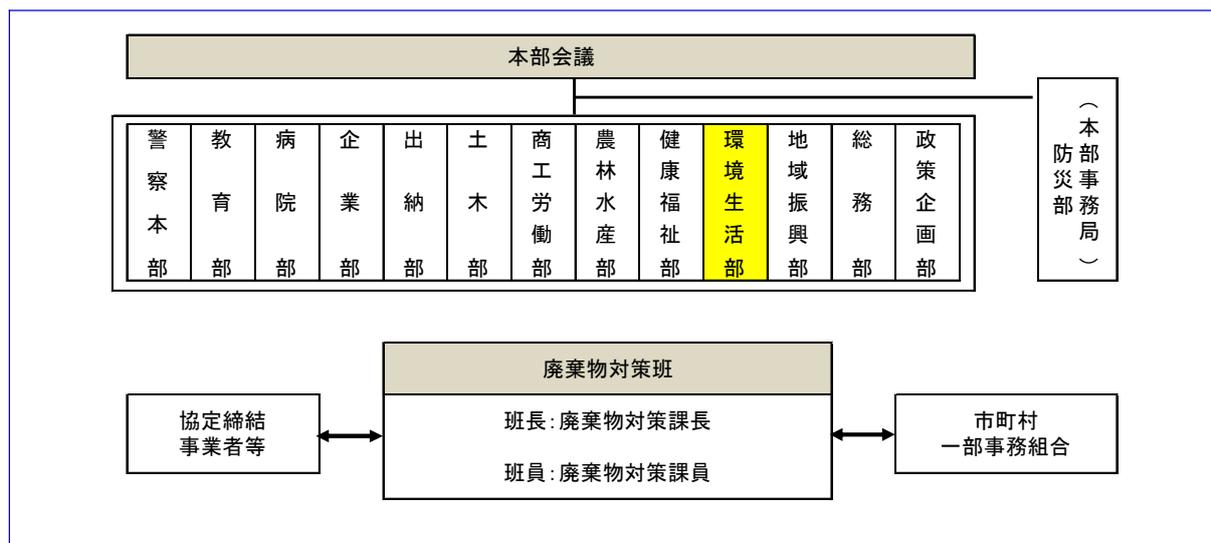


図2-1 県災害対策本部

【主な災害初動業務】

- ① 災害廃棄物の処理
- ② 一般廃棄物処理施設の災害復旧対策
- ③ 近隣市町村及び民間の廃棄物処理関連業界との連絡調整
- ④ し尿処理に係る近隣市町村との連絡調整に関すること

2. 情報収集・連絡体制の整備

災害時は、県（廃棄物対策課と各保健所）及び市町村、関係団体等が連絡を密に行い、情報収集にあたる。

なお、災害により市町村の機能が失われ、被害状況が報告できない場合、県は、状況によっては職員を派遣し、被災状況の把握に努める。

また、被災市町村から県へ災害廃棄物処理の事務委託があった場合、県は技術職員など必要な人材を確保し、支援体制を整備する。

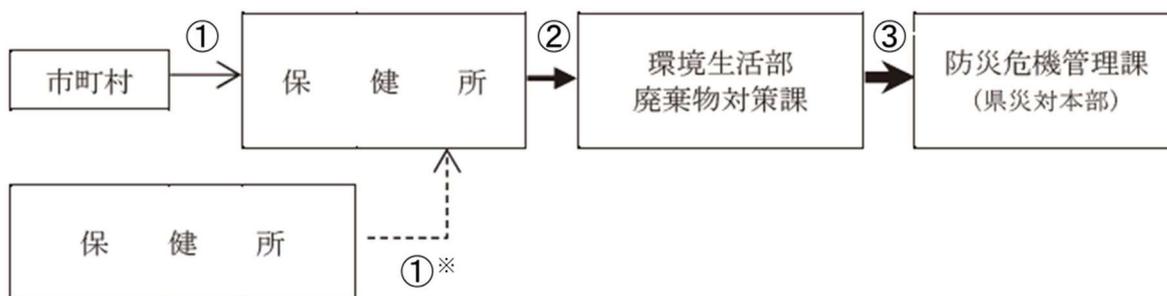
表2-1 県が収集する情報

分類	収集内容	情報源等	目的	
被災状況	○市町村役場の被災状況	県災害対策本部	○支援内容、連絡手段の検討	
	○ライフライン（電気・ガス・上下水道・電話等）の停止と復旧見込み			
避難状況	○避難所所在地と避難者数 ○各避難所の仮設トイレ数			○避難所ごみ・し尿発生量の把握
道路被害	○道路被害、交通規制 ○復旧見込み			○収集運搬能力の検討
建物被害	○被害棟数（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）と解体撤去を要する建物数 ○水害の浸水範囲（床上、床下戸数）		○災害廃棄物発生量の推計	
廃棄物処理施設	○一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況 ○被災していない施設の他地区からの受入可能量・条件等	市町村※ ¹ 一部事務組合※ ¹	○処理方法の検討	
	○一般廃棄物収集運搬委託業者及び許可業者の被害状況、復旧見込み ○収集運搬車両、資機材の被災状況、復旧見込み（直営の場合）	市町村※ ¹ 一部事務組合※ ¹		
	○産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場等）の被害状況	関係団体等※ ²		
	○県外の廃棄物処理施設や資源化施設の受入可能量・条件等	国、県外自治体※ ²		
廃棄物	○災害廃棄物の種類と量 ○有害廃棄物の発生状況 ○腐敗廃棄物の発生状況 ○処理事業費（見込み額）		○災害廃棄物発生量の推計 ○処理方法の検討	
仮置場	○仮置場設置場所、面積、充足状況 ○市町村の仮置場への搬入状況 ○仮置場周辺の環境、苦情等	市町村※ ¹ ※必要に応じて現地確認	○仮置場の広報 ○仮置場の管理	
処理処分	○災害廃棄物処理の進捗状況 ○処理処分先の確保・契約状況		○進捗管理	
必要な支援	○仮設トイレその他の資機材ニーズ ○人材・人員の支援ニーズ ○その他の支援ニーズ		○支援調整	

※1 保健所（地区災害対策本部）を經由して情報収集

※2 廃棄物対策課が情報収集

<情報連絡フロー>



① 市町村は、収集した情報を管轄保健所（地区災害対策本部）に報告する。

※被害が甚大であり市町村職員が自ら情報収集して報告することが困難である場合、必要に応じて管轄保健所が被災市町村を訪問し、情報収集を行う。

② 保健所（地区災害対策本部）は収集した情報を廃棄物対策課に報告する。

③ 廃棄物対策課は防災危機管理課（県災害対策本部）に報告する。

図2-2 報告の流れ

3. 関係団体・他県との協力・支援体制整備

(1) 災害廃棄物は、平時に市町村が取り扱う一般廃棄物と性状も量も異なるため、行政のみで対応することは困難であり、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理には、知識や経験、資機材等を有する民間事業者の協力が必要不可欠である。

災害時に、被災市町村での災害廃棄物の処理や災害し尿等の収集運搬が困難なとき、被災市町村の要請を受け、県が関係団体に協力を要請する。

表2-2 民間団体との災害廃棄物処理に係る協定

協定の名称	協定先	締結日
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(一社)しまね産業資源循環協会	平成19年3月14日
災害時における災害し尿等 ^{*1} の収集運搬の協力に関する協定	島根県環境整備事業協同組合 島根県環境保全協会	令和7年 月 日

※1 災害時において処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥

◆協定に基づく災害廃棄物処理の協力

令和3年7月6日から大雨では、雲南市で多数の浸水や土砂崩れ等による大量の災害廃棄物が発生し、市の処分場での受け入れが困難となった。雲南市の災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の仮置場の開設に伴い、必要な資機材や仮置場の管理・運営を行う人員が不足した。市は、県に協力を要請し、県は協定締結先である(一社)しまね産業資源循環協会に応援協力を要請した。

この要請により、資機材の確保、約1カ月間の仮置場の管理・運営の実施が可能となり、迅速かつ適正な災害廃棄物処理に繋がった。(右写真は仮置場設営の様子)



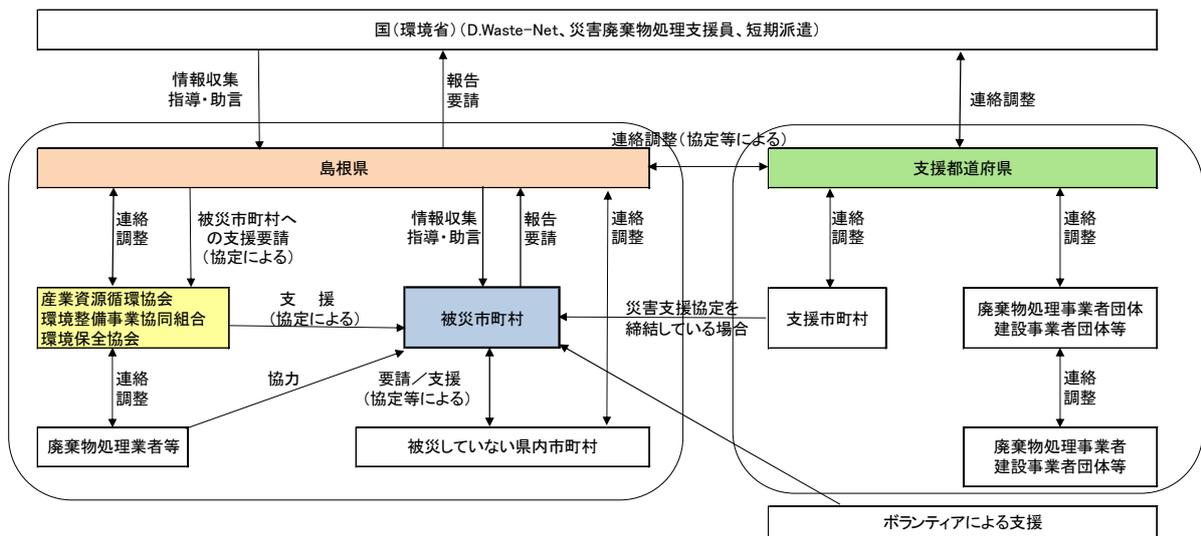


図 2-3 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制の概念図



図 2-4 協力・支援協定締結団体との連絡・調整の手順

(2) 人材や資機材が不足し、県内だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、県は速やかに受援体制を整え、災害廃棄物対策中国ブロック協議会で策定した大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画や他県との広域支援に関する協定等に基づき、環境省や自衛隊、他都道府県、廃棄物処理業者団体等に支援（廃棄物処理の受入れ、収集運搬車両等資機材の提供、人員派遣等）を要請するものとし、県域を越えた広域的な処理の調整を行う。

表 2-3 他県との災害廃棄物処理に係る協定

協定の名称	協定先	締結日
中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、岡山県、広島県、山口県	令和 5 年 3 月 24 日
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成 24 年 3 月 1 日

(3) 県は、環境省（D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員、短期派遣等）、他都道府県、学識経験者等からの支援を想定し、表2-4に示すような、各支援主体の廃棄物処理に係る知識、経験等に応じた受援内容をあらかじめ整理しておく。

表2-4 受援業務（例）

支援主体	想定される支援	支援の詳細	備考
環境省 (D.Waste-Net、災害 廃棄物処理支援員、短 期派遣等)	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 発生量推計 県実行計画策定 国との連絡調整 	
	市町村への助言	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場設置・運営 処理方法 市町村実行計画策定 住民広報 説明会等での説明 	
	災害等補助金	<ul style="list-style-type: none"> 災害報告書作成 	
他都道府県	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 発生量推計 県実行計画策定 事務受託 	
	市町村への助言	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場設置・運営 処理方法 住民広報 説明会等での説明 	
	契約事務	<ul style="list-style-type: none"> 契約事務 	事務委託
	設計・積算	<ul style="list-style-type: none"> 統一単価の設定 処理業務委託に係る 設計・積算 	事務委託
	窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ対応 	
学識経験者	進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 発生量推計 仮置場設置・運営 処理方法 住民広報 	
	事後検証	<ul style="list-style-type: none"> 課題の整理 発生原単位の算定 	

出典：「岡山県災害廃棄物処理計画(改訂版)」(令和2年3月岡山県)

(4) 地域のごみ集積場や避難所のごみの排出場所等での排出方法の周知や衛生管理、災害弱者のごみの排出の援助等については、市町村が地域の自治会等に協力を依頼する。

被災家屋における家財等の撤去や排出、貴重品や思い出の品の整理、仮置場での荷下ろし補助など、被災者の支援にボランティアが必要な場合、市町村は社会福祉協議会等が設置するボランティアセンター等を通じて、協力を要請する。ボランティアの協力要請にあたっては、市町村における分別方法、排出方法等の災害廃棄物の処理方法について、事前周知の徹底が重要である。様々な事情で、ボランティアの確保が困難な場合、県が国等と協議し、ボランティア不足を補完する対応も必要である。

4. 災害廃棄物処理に係る広域連携

被災市町村から県に対し、災害廃棄物処理について協力・支援の要請があった場合、県は被災していない市町村の一般廃棄物処理施設への受入を要請する。その際、表2-5のとおり県下を保健所エリア毎の7ブロックに分け、ブロック単位での調整を行う。

表2-5 災害廃棄物処理に係る市町村の広域連携

ブロック名	構成市町村	隣接するブロック
松江ブロック	松江市、安来市	出雲、雲南
雲南ブロック	雲南市、奥出雲町、飯南町	松江、出雲、県央
出雲ブロック	出雲市	松江、県央、雲南
県央ブロック	大田市、川本町、美郷町、邑南町	出雲、浜田、雲南
浜田ブロック	浜田市、江津市	益田、県央
益田ブロック	益田市、津和野町、吉賀町	浜田
隠岐ブロック	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	松江（航路）



図2-5 被災市町村への協力要請先判断フロー

5. 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助

市町村が循環型社会形成推進交付金等を活用して行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等が図られ、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮した施設となるよう助言等を行う。

6. 関係事業者団体との情報共有

協力・支援協定締結団体等、関係事業者団体に対して、災害時に円滑な対応が行えるよう、業務継続計画策定等に関する情報など減災対応等について情報共有を行う。

7. 他都道府県で発生した災害への協力・支援

被災都道府県から被害状況、支援ニーズ等の情報収集を行い、災害廃棄物の処理について協力・支援の要請があった場合には、県内市町村及び廃棄物処理業者との調整を行うとともに、必要に応じて職員の派遣を行う。

第3 災害廃棄物の処理

1. 初動対応の流れ

初動対応段階を含めた応急対応段階及び復旧・復興段階において行う事務の概要を時系列順に整理すると図3-1のとおりとなる。

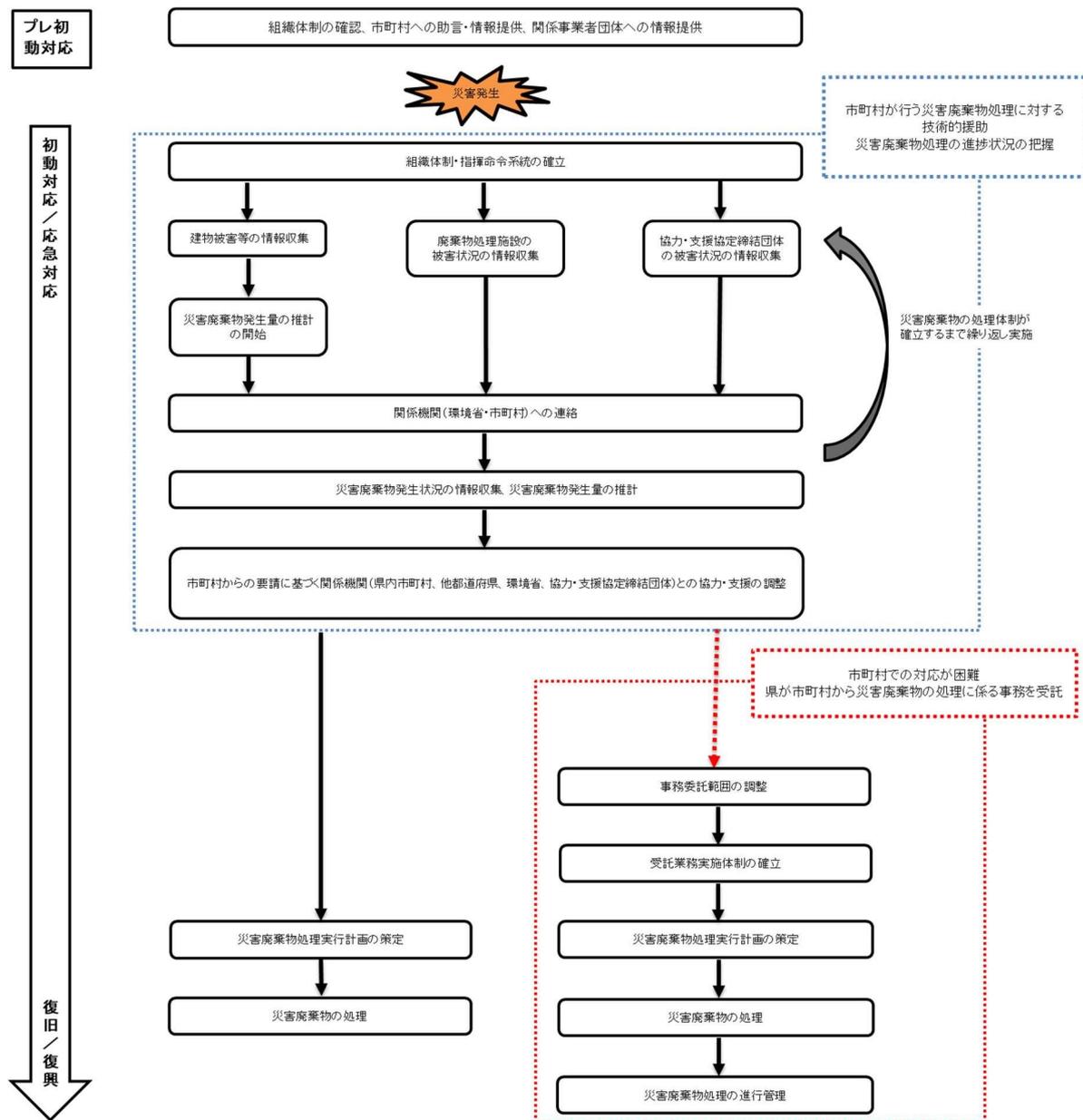


図3-1 各段階における事務の概要

出典:「岡山県災害廃棄物処理計画」(岡山県:R2.3改訂)を参考に作成

3. 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理実行計画は、市町村の災害廃棄物処理計画の内容を基本として、処理の基本方針、災害廃棄物の発生推計量、処理処分方法（処理フロー）、安全・環境管理体制等について定める。

災害廃棄物の処理は計画的に進める必要があるため、災害発生後、被災市町村は速やかに関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理し策定する。

まず、被害状況を踏まえて、災害廃棄物発生量や処理能力を勘案し、処理期間、処理費用、処理方法等を方針として明確にする必要がある。

さらに、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員数、資機材の確保状況などにより、自団体での処理が可能か、近隣市町村や県内・外での広域処理が必要かを検討する。広域処理や仮設処理施設が必要となる場合、実行計画に反映させる。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることができる。

発災直後は災害廃棄物の発生推計量を正確に把握することは難しく、また、処理を進めていく中で新たな課題等が発生することもあるため、処理の進捗等の状況に応じて、随時計画の見直しを行う必要がある。

県は、被災市町村からの要請により、実行計画の作成支援を行う。

また、被害が甚大かつ広範囲に渡り、単独での策定が困難な市町村がある場合や県が事務委託を受けた場合は、県が必要に応じて実行計画を策定する。

- 第1章 被災の状況
- 第2章 基本方針
 - 処理の対象、処理主体、災害廃棄物の発生推計量、処理期間
処理方法等、財源
- 第3章 災害廃棄物の処理
 - 第1節 災害廃棄物の発生推計量
 - 1 市町村別の発生推計量
 - 2 種類別の発生推計量
 - 第2節 災害廃棄物処理の基本的事項
 - 1 役割分担
 - 2 処理方法
 - (1) 処理フロー
 - (2) 仮置場の設置及び管理
 - (3) 再生利用と減量化
 - (4) 焼却処理
 - (5) 最終処分
 - (6) 処理困難物等の処理
 - 第3節 県内処理と広域処理
 - 第4節 処理スケジュール
 - 第5節 進捗管理等

図3-3 災害廃棄物処理実行計画の作成例(令和2年7月豪雨災害:熊本県)

出典:「熊本県災害廃棄物処理計画」(熊本県:R3.3)

第1章	被災の状況
第2章	基本方針
1	基本方針の位置付け
2	処理の対象
3	処理主体
4	災害廃棄物の発生量推計
5	処理期間
6	処理方法
7	財源
第3章	災害廃棄物の処理実行計画
第1節	損壊家屋等の公費解体
1	市町村別の公費解体の進捗状況
2	公費解体計画
3	推進体制の整備等及び加速化対策
第2節	災害廃棄物の発生推計量
1	市町村別の発生推計量
2	種類別の発生推計量
3	処理状況
第3節	災害廃棄物処理の基本的事項
1	役割分担
2	県の推進体制
3	処理方法
	(1) 処理フロー
	(2) 仮置場の設置及び管理
	(3) 再生利用と減量化
	(4) 焼却処理
	(5) 最終処分
	(6) 処理困難物等の処理
4	災害廃棄物処理の財源
第4節	県内処理と広域処理
1	県内の廃棄物処理施設の処理能力
2	広域処理の必要性
3	県内処理と広域処理
第5節	事務の委託
1	趣旨
2	受託対象市町村
3	事務委託の範囲
4	二次仮置場
	(1) 概要
	(2) 処理
	(3) 周辺環境対策
第6節	処理スケジュール
第7節	進捗管理及び見直し

図3-4 災害廃棄物処理実行計画の作成例(平成28年熊本地震:熊本県)

出典:「熊本県災害廃棄物処理計画」(熊本県:R3.3)

4. 仮置場の選定

仮置場については、原則として市町村が確保し、平常時に候補地をあらかじめ選定しておく。

仮置場には、被災住民が直接災害廃棄物を搬入する場所、手作業、重機等により分別・選別作業を行う場所など、場所によりその役割に違いがあるため、本計画においては仮置場を表3-2のとおり分類し、定義する。

なお、被災現場においては、公民館などに小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もあるが、これらの場所は不法投棄に繋がる場合があることから、一次仮置場への搬入を促し、速やかに閉鎖（解消）することが必要である。

また、県は市町村が行う仮置場の選定・設置について、表3-3「仮置場の選定にあたっての留意事項」を参考に助言を行い、市町村からの要請に応じて、県有地を仮置場とするための検討・調整を行う。

表3-2 仮置場の分類

名称	役割
集積所	被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所であり、手作業による簡単な分別作業は行うが、重機等による作業は行わない。
一次仮置場	手作業、重機等による分別・選別作業（簡単な破碎作業を含む。）を行い、基本的な分別・選別を完了させる場所。被災住民が直接搬入する場合や、集積所又は解体・撤去現場から搬入される。
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、中間処理（破碎、焼却等）する。

出典：「岡山県災害廃棄物処理計画」(岡山県：R2.3)

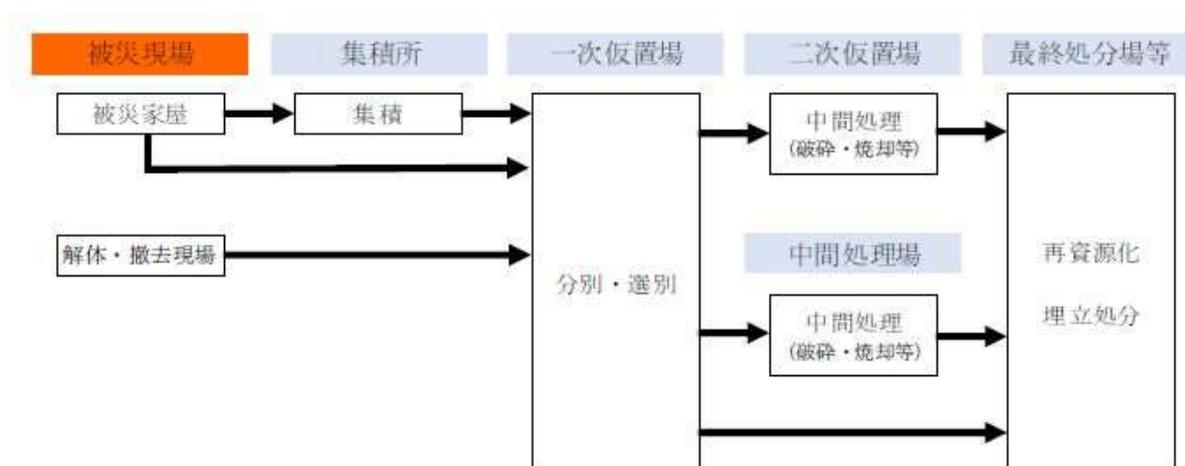


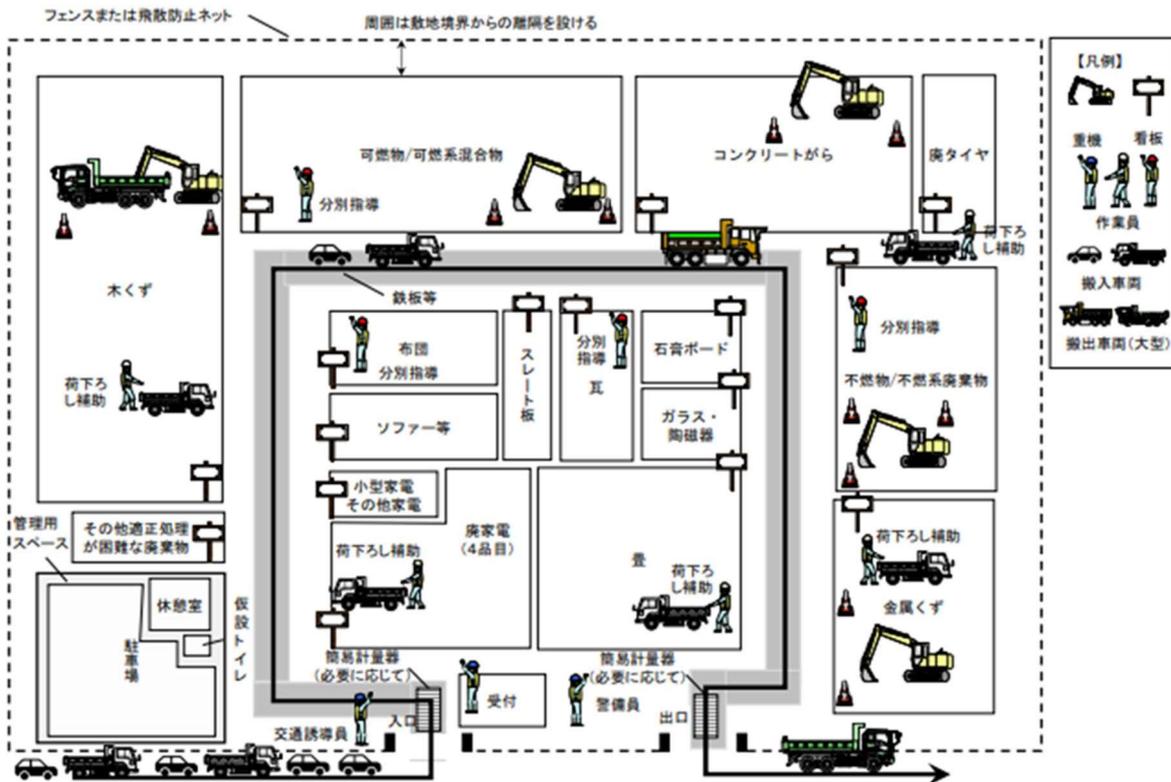
図3-5 災害廃棄物の処理における仮置場の役割

出典：「岡山県災害廃棄物処理計画」(岡山県：R2.3)

表3-3 仮置場の選定にあたっての留意事項

時期	留意事項
平時	<p>1) 仮置場候補地は、地域毎に選定する等、できるだけ地理的に偏りがないよう複数箇所を選定しておくことが望ましい。候補地が1箇所の場合、災害によっては使用できない場合が想定されることや、一次仮置場が偏在していると仮置場が距離的に遠い地域では、予定外の集積所等が発生し、管理されない恐れがあるためである。ただし、面積が狭い小規模な候補地を多数選定すると、管理が難しくなることに留意が必要である。</p> <p>2) 以下の場所等を参考に、仮置場の候補地を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公有地（市町村、県、国等が管理者）である公園、グラウンド、公民館等の駐車場、廃棄物処理施設の空地（駐車場、最終処分場跡地等）、港湾の空地 ② 未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ） ③ 二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 <p>※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく。</p> <p>3) 都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。</p> <p>4) 候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、災害廃棄物対策指針技術資料18-3の表1に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。（例：街中の公園…リサイクル対象家電（4品目）等、臭気発生の可能性の低いものに限定した集積場として使用する等）</p> <p>5) 災害時の実効性を確保するため、事前に現地確認をしておくことが望ましい。</p> <p>6) 仮置場の候補地の所有者に対して、災害時における仮置場としての利用について事前に理解を得ておくことが望ましい。</p>
災害時	<p>1) 災害時に候補地から仮置場を選定する場合は、以下の点を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地内の街中の公園や空地等、できる限り被災者が車両等により自ら搬入することができる範囲（例えば学区内等）で、住居に近接していない場所とする。 ② 地域住民の理解を得るため、住民説明会、住民代表への説明・文書配布等により、仮置場は地域の生活環境保全と早期の復旧・復興のために必要不可欠であること、時限的な利用であり災害廃棄物の搬出と早期の原状回復に努めること、生活環境上の配慮事項等を地域住民へ説明することが望ましい。 ③ 仮置場が不足する場合は、被災地域の情報に詳しい住民の代表者（町内会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努める。

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（環境省：R5.1.20 改定）を参考に作成



- ※図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点进行を想定したものである。災害の種類によっては、排出される廃棄物の種類が異なることから、配置計画は災害の種類毎に検討しておくのがよい。
- ※場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。
- ※可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。
- ※地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファー、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要である。また、鉄板等の設置は、仮置場の状況(所有地、土地基盤)などの状況を加味し、必要最低限の設置とする。

図3-6 一次仮置場の配置計画(レイアウト)例

出典:「災害廃棄物対策指針技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」
(環境省:R5.1.20 改定)

5. 運搬体制

市町村は、仮置場から別の仮置場、中間処理場、最終処分場等への運搬方法、運搬ルート、必要な車両等を考慮した運搬計画を作成する。

運搬計画を作成する上での検討事項は表3-4のとおりである。

なお、市町村及び県が行う発災後の収集運搬体制の構築までの流れについては表3-5のとおりである。

表3-4 運搬計画作成上の検討事項

検討事項	
運搬する災害廃棄物の優先順位	<ul style="list-style-type: none">・有害廃棄物、危険物を優先する。・夏季は、腐敗性廃棄物についても優先する。
運搬方法	<ul style="list-style-type: none">・道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定する。
運搬ルート・運搬時間	<ul style="list-style-type: none">・生活環境への影響や交通渋滞の発生防止などの観点から運搬ルートを設定する。・同様に運搬時間についても設定する。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none">・運搬ルートや運搬時間について、住民に周知する。
運搬業者への指導	<ul style="list-style-type: none">・過積載や、運搬中に飛散流出しないよう運搬業者へ要請を徹底する。

出典：「岡山県災害廃棄物処理計画」(岡山県：R2.3)

表3-5 発災後の収集運搬体制の構築までの流れ

流れ	市町村	県
収集運搬ルート 被災状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の地震による道路の陥没や土砂崩れ、河川の氾濫による道路舗装の破損、道路の冠水など、収集運搬で使用する道路の被災状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から提供のあった道路状況等の情報について、適宜市町村に提供する。
通行上支障となる 災害廃棄物の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬ルートにおいて支障となる災害廃棄物（倒壊家屋が道路を塞いでいる場合等）を撤去する必要がある場合、土木部局や国・県、自衛隊・警察・消防等の関係機関に道路啓開を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県や国管理の県道・国道の道路啓開の要請について、必要に応じて、土木部や国の担当部局に情報提供する。
収集運搬ルート の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬車両に加えて、人命救助のための緊急車両や支援物資の輸送車両等が限られたルートを利用することも想定されるため、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所等を考慮した効率的な収集運搬ルートを決定する。 ・収集運搬車両が規制区間を通行できるよう、必要に応じて、収集運搬車両を緊急車両として登録する。 	
収集運搬車両及び 人員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・今後発生が予想される廃棄物の性状・量を踏まえ、平時の収集体制（車両、人員）での対応が可能かどうか確認し、不足する場合は県に対して協定に基づく協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請内容を取りまとめ、協定締結先（p21 表2-2）に応援協力を要請する。

6. 住民への啓発・広報

災害廃棄物を適切に分別し処理するためには、廃棄物の排出段階における住民や事業者の協力が必要不可欠である。

発災直後は、被災者に正確な情報を届けることが困難であることから、災害発生時の仮置場の設置予定場所やごみの分別方法、分別の必要性について、平時から周知をしておくことが重要である。

県は、市町村と連携し、平時から県民に対し、家庭における減災の取組や退蔵品の適切な廃棄・リサイクルなどにより、災害廃棄物の発生抑制を呼びかけるとともに、災害時における仮置場の設置や適切な排出・分別方法など、市町村が行う災害廃棄物処理に県民の協力が得られる啓発を行う。

発災後、住民や事業者の混乱を避けるため、市町村は、住民に対して、災害廃棄物の分別や収集方法、仮置場の利用方法について、効果的な手段により迅速に広く周知を行う必要がある。

市町村が早期に周知すべき主な事柄は表3-6のとおりである。

特に、分別の徹底は、災害廃棄物の迅速な処理については被災者の早期生活再建につながることから、機会を捉え、繰り返し周知を図る必要がある。

情報発信にあたっては、市町村が有する広報媒体の特性、対象者（被災者）の状況を踏まえ、最も効果的な方法を検討することが重要である。各広報媒体の特徴は表3-7のとおり、周知例については図3-7のとおりである。

また、ボランティア等にも周知し、外国人へ情報提供できる体制も準備しておく必要がある。

県は、県ホームページにおいて、市町村の仮置場の情報を提供する。

表3-6 早期に周知すべき事柄

周知すべき事柄	具体的な例
仮置場の設置状況	場所、受入日、受入時間 等
仮置場での分別方法	場内レイアウト、持込禁止物 等
災害廃棄物であることの確認方法	身分証明書、罹災証明書 等
禁止事項等	勝手仮置場の設置、便乗ごみ、不法投棄 野焼き等の禁止
問い合わせ窓口	市町村、ボランティアセンター 等
仮置場で受け入れない生活ごみの収集方法	排出場所、分別方法、収集日 等

表3-7 各広報媒体の特徴

広報媒体	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ ・回覧板 ・広報誌 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・図表など、比較的多くの情報を盛り込むことができる ・情報が手元に残るため、正確な情報伝達が可能 ・情報が行き渡りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要部数の準備や配布に時間と労力を要する
<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板（避難所等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・図表など、比較的多くの情報を盛り込むことができる ・必要部数の準備や配布の労力が比較的少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を入手できる人が限定される可能性がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・防災メール ・SNS 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・図表など、比較的多くの情報を盛り込むことができる ・情報が手元に残るため、正確な情報伝達が可能 ・必要部数の準備や配布が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を入手できる人が限定される可能性がある（特に高齢者）
<ul style="list-style-type: none"> ・広報車 ・防災無線 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的広範囲に一斉に周知が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が一過性のものになり、正確に伝わらない可能性がある

出典：「熊本県災害廃棄物処理計画」（熊本県：R3.3）

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）を持ち込む場合は、しっかりと分別し、受付の係員にお伝えください。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって 決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00～16:00



高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合先】 ○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

図3-7 周知例

7. 仮置場の管理・運営・モニタリング

市町村は、仮置場の管理を実施するため、仮置場のレイアウトを決定し、管理運営人員を確保したうえで、職員を配置し、または事業者等へ業務委託を行う。

運営にあたっては、搬入ルールの周知を徹底するとともに、飛散防止対策、土壌汚染対策、悪臭及び害虫発生の防止対策、火災防止対策、作業員の安全管理を行い、生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、搬入受入時間外の入口の施錠やパトロール等の管理を実施する。

また、市町村は仮置場の周辺環境への影響や労働災害防止の観点から、下表の例により環境対策やモニタリングを検討すること。

表3-8 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 作業における粉じん 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による石綿の飛散 災害廃棄物の保管に伴う有害ガス（硫化水素等）、可燃ガスの発生 重機及び排出運搬車からの排出ガス 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 適切な石綿飛散対策^{※1} 廃棄物保管の適正な高さ等の制限 ガス抜き管の設置 排出ガス対策型重機の使用 アイドリングストップ
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬出入車両による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型の重機等の使用 防音壁・防音シートの設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートの設置 簡易舗装の実施 有害廃棄物の分別管理及び適正な管理
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭発生 	<ul style="list-style-type: none"> 脱臭剤、防虫剤の散布 密閉性の保管容器
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質が降雨等による公共用水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シート及び溜ます等の設置 水処理施設の設置

出典:「災害廃棄物対策指針」(環境省:H30.3)をもとに作成。

※1 「災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル」(H29.9) 参考

表3-9 環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	選定の考え方
大気質、悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・一次、二次仮置場の敷地境界 ・石綿が使用された建築物の解体、撤去現場 ・仮置場、中間処理場等への搬入出経路の沿道
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・一次、二次仮置場の敷地境界 ・仮置場、中間処理場等への搬入出経路の沿道
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場敷地内
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場敷地内 ・仮置場近傍の公共用水域、地下水

出典:「岡山県災害廃棄物処理計画」(岡山県:R2.3)

8. 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助

県は、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市町村災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。

また、必要に応じて県、被災市町村、環境省、関係事業者団体による会議を開催し、災害廃棄物処理、災害等補助制度及び公費解体等の概要や留意点の説明、県が収集した情報の提供や、情報の集約及び調整等を行う。

併せて、災害報告書の作成支援、災害査定に係る調整等、国庫補助金申請に係る支援を行う。国庫補助金申請に係る事務フローは図3-8のとおりである。

大規模災害の場合、災害廃棄物処理等に要する経費は市町村の財政規模を上回るほど膨大になる場合もあることから、市町村は、財政負担軽減のため国庫補助金を活用する必要がある。

国庫補助だけでは市町村の財政に支障を来すような大規模な災害が発生した場合は、市町村の負担軽減を図るため、県は国に対し、更なる財政措置について要請する。

国庫補助金の申請に当たっては災害査定が実施されるため、市町村は、被災の状況や事業費の根拠等を記載した災害報告書を作成する必要がある。

市町村においては、災害報告書の作成を見据え、災害廃棄物の処理と並行して、災害報告書作成のための資料（写真や支払関係書類等）の準備を行うが、特に、発災直後の混乱した初動期においては、写真等の記録が不十分となる可能性があるため、注意が必要である。

◆災害廃棄物処理に係る支援（松江市）

令和3年4月1日に松江市島根町加賀において大規模火災が発生した。

県は、環境省に対して被害状況を報告するとともに松江市に対して災害等廃棄物処理事業費補助金について説明した。

併せて、市に対して、気象観測データや強風により被害が拡大したことが分かる風向等の補足資料などを提供し、市が災害報告書を作成する上での助言、災害査定に係る調整等、災害等廃棄物処理事業費補助金申請に係る支援を行った。



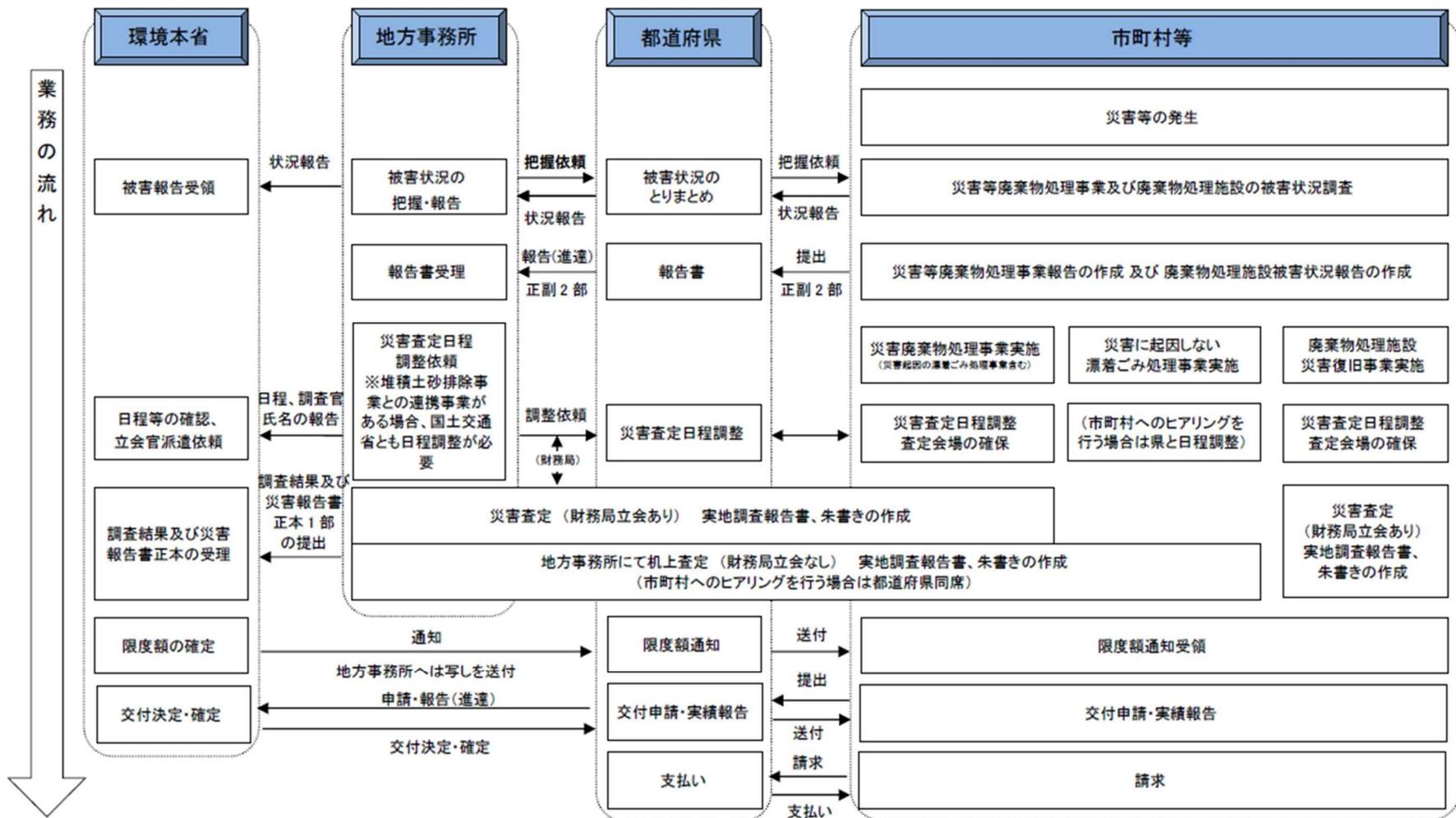


図3-8 国庫補助金申請の事務フロー

出典:「災害関係業務事務処理マニュアル」(環境省:R5.12 改訂)

9. 災害廃棄物処理の進捗状況の把握

県は、災害廃棄物の発生推計量や、処理済量、被災家屋の解体・撤去の進捗等について情報収集する。

県は、市町村又は県が策定した実行計画等に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、市町村に対して助言、支援等を行う。

また、把握した進捗状況については、環境省が国全体での進捗状況の管理を行うため、環境省中国四国地方環境事務所に、定期的に報告する。

なお、処理が長期間となる場合には、計画的に処理を進めるため、必要に応じて関係機関による連絡会を設置し、進捗管理を行う。



図3-9 連絡会の設置（例）

出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省：H30.3）

10. 支援要請及び受援体制の構築

災害発生後、災害規模が大きく、災害廃棄物処理の事務に関する県の人的資源が不足する場合、県は、全国知事会等を通じて支援を要請（プッシュ型支援も含む。）する。

また、必要に応じて環境省に対し、D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員、短期派遣等による支援等を要請する。

受援に当たっては、災害対策本部事務局と調整を行う。受入までに準備すべき事項、配慮すべき事項は表3-10のとおりである。

表3-10 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

項目	準備内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">・支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。・可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none">・パソコン、プリンター、車両等については支援側での対応を基本とするが、執務を行う上で必要な文具や資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none">・支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。・被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討するとともに、布団等を準備する。・長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料 8-3 受援体制の構築について」（環境省：H31.4.1作成）

第4 災害時における生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理

市町村は、発災後速やかに処理施設や運搬ルート of 被害状況の把握に努めるとともに、避難所の開設状況を踏まえ、収集運搬体制及び処理体制を確保し、処理を行う。

1. 生活ごみ・避難所ごみへの対応

災害時には、避難所等で多くの支援物資が配布されることなどに伴い、日常生活で発生する可燃ごみや資源ごみ等の生活ごみ（避難所ごみを含む。）の排出が想定される。

生活ごみには腐敗性のものも多く含まれていることから、生活環境に支障が生じないよう、優先的に収集・処分する必要がある、遅くとも発災から3～4日後には、市町村による収集・処分を開始することを目標とする。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の一般廃棄物処理施設で処理する。

その際には、平時の分別方法により排出することを原則とするが、処理施設の被災により処理の方法などが変更になる場合等、処理施設の受入基準に合わせ適宜分別方法を設定する。

市町村は、分別方法や収集日、収集場所等について、住民や避難者に速やかに周知し、協力を求める。

市町村で収集運搬・処理が困難な場合には県に支援を要請し、県は被災市町村の被害状況に応じて、他市町村や協定に基づく関係団体への支援要請を行う。

2. し尿への対応

被災市町村では、平常時に排出されるし尿の処理に加え、避難所等に設置された仮設トイレや水洗トイレが使用できない場合など、通常よりもし尿が多く発生することが想定される。

(1) 仮設トイレの設置

市町村は、平常時において、災害時におけるし尿の発生量を推計し、必要な数の仮設トイレの確保に努める。

発災後に不足する場合は、建設事業者団体やレンタル事業者等から協力を得るほか、県に支援の要請を行う。県は、他市町村や他都道府県への支援要請を行う。

市町村は、避難者に対して使用方法や留意点を周知するとともに、清掃作業を依

頼するなど、定期的に清掃が行える体制を整備する。

(2) し尿の処理

災害時は、避難所の開設・閉鎖、道路被害・復旧状況等が日々変化し、収集運搬業者と頻りに連絡をとる必要があるため、収集運搬業者との災害時における連絡体制を整備しておく。

収集運搬（汲み取り）については、衛生上及び1基当たりの許容量が限られていることなどより、仮設トイレからの収集を優先する。

市町村においては、必要となる車両及び人員の確保を行う。

災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フローは図4-1のとおりである。被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域および稼働可能な施設への広域移送等を行う。

必要に応じて下水道管理者等と協議し、マンホールから直接し尿を投入する方法なども検討する。

市町村で収集運搬・処理が困難な場合には、県に支援を要請し、県は被災市町村の被害状況に応じて、近隣市町村やその他関係団体等への支援要請を行う。

県は、受入れが可能なし尿処理施設の情報や支援の申し出があった自治体の情報を取りまとめ、市町村へ情報提供を行うとともに、必要に応じて調整を行う。

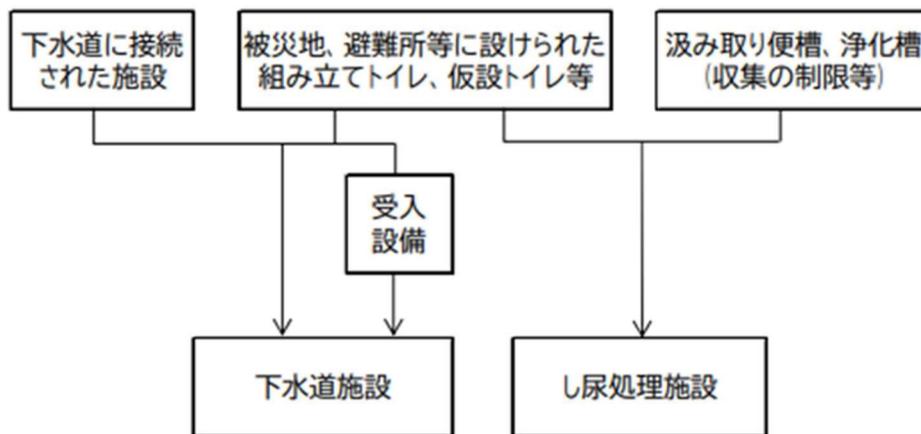


図4-1 災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フロー
出典：「災害廃棄物対策指針技術資料 24-18」(環境省:H31.4.1改定)

第5 災害廃棄物発生量等の算定

1. 災害廃棄物発生量の算定

市町村は発災後、建物被害状況等から災害廃棄物発生量等を推計し、その結果を基に処理体制構築の検討を行う。

なお、発災直後の段階では、被害情報が確定していないため、確度が十分でない点を理解し、適宜、推計値の見直しを行う必要がある。

災害廃棄物発生量の推計式は、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量、津波堆積物）、災害の種類（地震災害（揺れ）、地震災害（津波）、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。表5-1に推計式の種類とその適用範囲を示す。

表5-1 推計式の種類と適用範囲

種類	区分	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・非住家 全壊棟数 10棟未満	3,000 トン	3,000 トン	900トン	3,000 トン
	住家・非住家 全壊棟数 10棟以上	推計式【1】			
片付けごみ 発生量	住家・非住家 被害棟数※ 1,000棟未満	700トン程度		500トン程度	
	住家・非住家 被害棟数※ 1,000棟以上	推計式【2】			
津波堆積物	—	—	推計式 【3】	—	—

出典:「災害廃棄物対策指針技術資料14-2」(環境省:R5.4.28 改定)

災害廃棄物全体量 推計式【1】

災害廃棄物全体量の推計は、発生原単位に損壊建物等の被害棟数を乗じることで算出できる。

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y : 災害廃棄物全体量 (トン)

Y₁ : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物 (=解体廃棄物) 量 (トン)

Y₂ : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (トン)

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄ : 被害棟数 (棟)

添え字 1 : 住家全壊、2 : 非住家全壊、3 : 住家半壊、4 : 非住家半壊

a : 解体廃棄物発生原単位 (トン / 棟)

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁ : 木造床面積 (m² / 棟) ※¹ A₂ : 非木造床面積 (m² / 棟) ※¹

a₁ : 木造建物発生原単位 (トン / m²) 0. 5

a₂ : 非木造建物発生原単位 (トン / m²) 1. 2

r₁ : 解体棟数の構造割合 (木造) 97. 2 ※²

r₂ : 解体棟数の構造割合 (非木造) 2. 8 ※²

b₁ : 全壊建物解体率

地震災害 (揺れ) : 0. 75 地震災害 (津波) : 1. 00

水害 : 0. 5 土砂災害 : 0. 5

b₂ : 半壊建物解体率 ※³

地震災害 (揺れ) : 0. 25 地震災害 (津波) : 0. 25

水害 : 0. 1 土砂災害 : 0. 1

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP : 片付けごみ及び公物等発生原単位 (トン / 棟)

地震災害 (揺れ) : 53. 5 地震災害 (津波) : 82. 5

水害 : 30. 3 土砂災害 : 164

- ※1 固定資産の価格等の概要調書 (総務省) より入手
(毎年6月頃にデータが更新されるため、都度確認が必要)

<参考> 令和5年度調査 (島根県)

A₁ : 81. 03 (m² / 棟) A₂ : 231. 76 (m² / 棟)

- ※2 地域防災計画に示される被害想定の結果を用い災害廃棄物量を推計する場合、被害想定結果には建物構造別に被害量が算定されているケースもあるため、その値を用いることが可能

- ※3 市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整する

出典:「災害廃棄物対策指針技術資料14-2」(環境省:R5.4.28 改定)

片付けごみ発生量 推計式【2】

発災初動期に当面必要となる仮置場面積を求めるための片付けごみ発生量の推計は、住家・非住家の被害棟数の合計に、片付けごみ発生原単位を乗じることで算出できる。

なお、災害廃棄物全体量と片付けごみ発生量を推計した結果、片付けごみ発生量の方が多く推計された場合、安全側の準備・対応を行うため、片付けごみ発生量を全体量として取り扱う。

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

C：片付けごみ発生量（トン）

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 、 X_5 、 X_6 、 X_7 ：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊

5：住家一部破損、6：床上浸水、7：床下浸水

c：片付けごみ発生原単位（トン/棟） 地震災害（揺れ、津波）：2.5

水害、土砂災害：1.7

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料14-2」（環境省：R5.4.28 改定）

災害廃棄物の組成別の発生量は、推計した発生量に組成割合を乗じることで、推計することが出来る。推計の参考となる過去の災害における災害廃棄物の組成を表5-2に示す。

表5-2 過去の災害における災害廃棄物全量の組成事例（平成28年熊本地震）

種別	組成
木くず	15.3%
可燃物	3.4%
廃置	0.3%
金属くず	0.7%
コンクリートがら	48.5%
不燃物	3.6%
瓦・ガラス・陶器	10.3%
混合廃棄物（可燃系）	1.7%
混合廃棄物（不燃系）	15.9%
廃家電	0.1%
合計	100.0%

※端数処理の関係から各種別の組成の合計値が100%とならない。

出典：「熊本県災害廃棄物処理計画」（熊本県：R3.3）

津波堆積物 推計式【3】

津波堆積物の発生量の推計は、発生原単位に津波浸水面積を乗じることで算出できる。

津波堆積物の発生量は推計式【1】の災害廃棄物全体量には含まれない。

$$T = A \times h$$

T : 津波堆積物の発生量 (トン)

A : 津波浸水面積 (m²)

h : 津波堆積物の発生原単位 (トン / m²) 0.024 ~ 0.025 程度

出典:「災害廃棄物対策指針技術資料14-2」(環境省:R5.4.28 改定)

平成30年3月に取りまとめた「島根県地震・津波被害想定調査」で想定されている地震・津波等による市町村別の災害廃棄物発生量の推計値は表5-3のとおり。

表5-3 市町村別災害廃棄物発生量推計値(千トン)

想定地震	央道断層			央道湖南方断層			大田市西南方断層			浜田市沿岸断層			弥栄断層帯		
	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
松江市	108	433	541	10	39	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	200	250	3	11	13
出雲市	9	35	44	14	57	72	7	26	33	0	0	0	0	0	0
益田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	31	38
大田市	0	0	0	0	0	0	18	74	92	0	0	0	0	0	0
安来市	3	11	13	2	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江津市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	0	0
雲南市	0	0	0	4	14	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥出雲町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
邑南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津和野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14	17
吉賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
海士町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西ノ島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	120	479	599	30	119	148	26	102	128	51	204	255	14	56	70
想定地震	青森県西方沖合(F24)断層			鳥取県沖合(F55)断層			島根半島沖合(F56)断層			島根県西方沖合(F57)断層			浜田市沖合断層		
	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
松江市	-	57	57	215	938	1,153	151	604	755	62	250	312	0	0	0
浜田市	-	0	0	0	0	0	0	0	0	37	993	1,030	2	9	11
出雲市	-	7	7	15	61	77	110	561	671	112	447	559	0	1	1
益田市	-	0	0	0	0	0	0	0	0	10	47	56	0	0	0
大田市	-	0	0	0	0	0	0	3	3	24	117	141	1	5	7
安来市	-	0	0	59	236	295	37	147	184	5	21	26	0	0	0
江津市	-	0	0	0	0	0	0	0	0	14	55	68	1	5	6
雲南市	-	-	-	3	12	15	4	16	20	1	4	6	0	0	0
奥出雲町	-	-	-	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
飯南町	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川本町	-	-	-	0	0	0	0	0	0	2	7	9	0	0	0
美郷町	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	0	0
邑南町	-	-	-	0	0	0	0	0	0	4	18	21	0	0	0
津和野町	-	-	-	0	0	0	0	0	0	3	10	13	0	0	0
吉賀町	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	5	7	0	0	0
海士町	-	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西ノ島町	-	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知夫村	-	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	-	3	3	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	-	71	71	292	1,258	1,550	302	1,332	1,634	275	1,977	2,252	5	21	25

出典:「島根県地震・津波被害想定調査」(島根県:H30.3)

$$\text{発生量} = [(\text{全壊棟数} + 0.5 \text{ 半壊棟数}) \times \text{一棟あたり平均床面積} \times \text{発生原単位}] * \\ + [\text{焼失棟数} \times \text{一棟あたり平均床面積} \times \text{発生原単位}] \\ + [\text{水害による被害棟数} \times \text{発生原単位}]$$

*構造別に集計する際に、木造については焼失率の補正をさらに乗じて、ダブルカウント分を補正した(焼失率の補正=1-焼失棟数/全建物数)

2. 避難所ごみの発生量

避難所ごみの推計式（例）を以下に示す。避難所ごみは避難者数に発生原単位を乗じて推計する。

【前提条件】

- ・ 在宅世帯以外に避難所からの増加分が加わる。
- ・ 避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・ 原単位は、収集実績に基づき設定する。

$$\boxed{\text{避難所ごみの発生量}} = \boxed{\text{避難者数 (人)}} \times \boxed{\text{発生原単位 (g/人・日)}}$$

第6 し尿収集必要量の算定

市町村は、発災後の停電や断水、下水道配管の損傷や水害により浄化槽が水没し、水洗トイレが使用できなくなった在宅住民の状況や避難所の収容人員数を把握し、し尿収集必要量等の推計を行う。

1. し尿収集必要量

災害発生時のし尿収集必要量は、①仮設トイレを必要とする人数と、②非水洗化区域のし尿収集人口の合計にし尿計画1人1日平均排出量を乗じて推計する。

【前提条件】

- ・断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する。
- ・避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する（利用できない）世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

□し尿収集必要量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口)
× ③1人1日平均排出量

① 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

○避難者数：避難所へ避難する住民数

○断水による仮設トイレ必要人数

= {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口/総人口)}
× 上水道支障率 × 1/2

○水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、
漁業集落排水人口、浄化槽人口)

○総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

○上水道支障率：地震による上水道の被害率

○1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する
(利用できない)世帯のうち約1/2の住民と仮定

② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口/総人口)

○汲取人口：計画収集人口

③ 1人1日平均排出量 = 1.7L/人・日

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料 14-3」(環境省：R2.3.31 改定)

2. 仮設トイレの必要基数

仮設トイレの必要基数の推計式（例）

- 仮設トイレ必要設置数 = 仮設トイレ必要人数 / 仮設トイレ設置目安
- 仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレの容量 / し尿の1人1日平均排出量
/ 収集計画
- 仮設トイレ平均的容量：例 400 L
- し尿の1人1日平均排出量：例 1.7 L / 人・日
- 収集計画：3日に1回の収集

出典：「災害廃棄物対策指針技術指針14-3」（環境省：R2.3.31 改定）

平成30年3月に取りまとめた「島根県地震・津波被害想定調査」で想定されている地震・津波等による市町村別災害用トイレ需要量の推計値は表6-1のとおり。
(ただし、水害による浄化槽の水没、上水道の長期断水による影響は見込まれていない。)

表6-1 市町村別災害用トイレ需要量(基)

市町村	宍道断層	宍道湖南方断層	大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	弥栄断層帯
松江市	132	14	2	0	1
浜田市	0	0	0	36	2
出雲市	9	15	10	1	2
益田市	0	0	0	0	6
大田市	0	0	11	0	0
安来市	3	2	0	0	0
江津市	0	0	0	1	0
雲南市	0	3	0	0	0
奥出雲町	0	1	0	0	0
飯南町	0	0	0	0	0
川本町	0	0	0	0	0
美郷町	0	0	0	0	0
邑南町	0	0	0	0	0
津和野町	0	0	0	0	2
吉賀町	0	0	0	0	0
海士町	0	0	0	0	0
西ノ島町	0	0	0	0	0
知夫村	0	0	0	0	0
隠岐の島町	0	0	0	0	0
総計	144	34	25	39	15
市町村	青森県西方沖合(F24)断層	鳥取県沖合(F55)断層	島根半島沖合(F56)断層	島根県西方沖合(F57)断層	浜田市沖合断層
松江市	18	437	271	192	1
浜田市	1	0	1	98	6
出雲市	3	53	426	212	3
益田市	0	0	0	31	0
大田市	1	0	8	54	4
安来市	0	76	7	12	0
江津市	0	0	1	32	3
雲南市	-	15	42	7	0
奥出雲町	-	2	4	1	0
飯南町	-	0	3	1	0
川本町	-	0	1	4	0
美郷町	-	0	2	3	0
邑南町	-	0	4	15	0
津和野町	-	0	0	9	0
吉賀町	-	0	0	3	0
海士町	4	4	0	0	0
西ノ島町	6	7	0	2	0
知夫村	2	2	0	0	0
隠岐の島町	16	23	0	1	0
総計	52	619	768	677	18

出典:「島根県地震・津波被害想定調査」(島根県:H30.3 改定)

災害用トイレ需要量（基）＝（自宅の建物被害を理由とする避難所生活者数（人）
＋下水道機能支障者数（人））/100

自宅の建物被害を理由とする避難所生活者数（人）＝短期避難所外生活者数（人）

※ 下水道機能支障者数は建物被害との重複を処理

（阪神・淡路大震災の事例から、100人に1基程度を設置需要とする。）

第7 仮置場の必要面積の算定

平常時に、市町村は、想定される災害の規模に応じて、あらかじめ仮置場の必要面積について推計する。

推計にあたっては以下の例により行う。

なお、必要面積は、あくまで目安であることから、災害時には確保できた候補地の中で、適切な搬入と搬出のバランスを取りながら、仮置場を運営していくことが重要である。

同時に、選定した仮置場の面積が、災害廃棄物の発生量の推計に対して適正か適宜見直しを行うものとし、被害状況を反映した発生量をもとに必要面積の算定を行うことが必要である。

□ 面積の推計方法の例

(処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法)

○面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

○集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

○処理量^{※1※2}＝災害廃棄物の発生量÷処理期間

○見かけ比重^{※3} : 可燃物0.4 (t/m³)、不燃物: 1.1 (t/m³)

○積み上げ高さ : 5m以下が望ましい

○作業スペース割合: 0.8～1

※1 発災初期は被害状況が明らかでないため、処理量を0として考慮する

※2 処理期間の設定に合わせて災害廃棄物の集積期間を設定することが必要であり、最大の集積量の推計に当たっては注意を要する

※3 実際に仮置場へ搬入された災害廃棄物の計測値から設定する等、適宜見直しをする

出典:「災害廃棄物対策指針技術資料 18-2 仮置場の必要面積の算定方法」(環境省:H31.4.1)

第8 計画の推進と見直し

1. 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

災害廃棄物が円滑かつ迅速に処理されるためには、処理の主体となる市町村が予め災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定等を行っておくことが重要である。

このため、県は、県内のすべての市町村において計画策定が行われるよう、本計画に基づき、市町村を対象とした研修や訓練の実施も含め、市町村に対して計画策定の支援を行い、県と市町村による災害廃棄物処理の実効性の向上に努める。

また、県は、市町村、関係団体、事業者等との連携強化を図り、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上に努める。

2. 災害廃棄物処理対応の記録

災害廃棄物処理に係る対応を行った職員は、災害廃棄物処理対応終了後に本計画の見直し等のため、処理に係る記録を整理することを想定して、対応状況について記録を残す。

なお、記録にあたっては、写真撮影を入念に行うこととし、合理的な手法を用いることとする。

特に、発災直後の混乱期の資料が失われやすいので意識して記録するとともに、時間の経過とともに資料の散逸や、記憶の忘却等のおそれがあるため、可能な限り早期に記録の整理を行う。

3. 計画の見直し

本計画は、環境省の指針や「島根県地域防災計画」の修正、及び市町村災害廃棄物処理計画の策定等に併せて必要な改正を行うとともに、より実効性があるものにするため、定期的実施する研修や訓練及び実際の災害対応により明らかになった課題等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うこととする。

また、県及び市町村は災害廃棄物処理に係る課題を共有するとともに、課題解決の手段について協調して検討を行い、県及び市町村の計画が相互に連携・補完できる関係となるよう整合性が図られた内容としていく。

【 資 料 編 】

1 関係機関連絡先

(1) 島根県の廃棄物担当課連絡先	1
(2) 国の廃棄物担当課連絡先	1
(3) 中国地方各県の廃棄物担当課連絡先	1
(4) 市町村・一部事務組合の廃棄物担当課連絡先	2
(5) 災害廃棄物処理に関する協定締結団体連絡先	3

2 広域支援及び災害廃棄物関係支援協定

○中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	4
○中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく 支援・受援マニュアル	6
○中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	6 3
○災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定 ((社) 島根県産業廃棄物協会)	6 5
○災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	6 7
(島根県環境整備事業協同組合・島根県環境保全協会)	
○中国ブロック災害廃棄物対策行動計画 (広域連携計画)	6 9

3 市町村の一般廃棄物処理施設

○島根県内における一般廃棄物焼却施設等	9 9
○島根県内における一般廃棄物不燃物処理施設 (粗大ごみ処理施設を含む)	1 0 0
○島根県内における一般廃棄物最終処分場	1 0 1
○島根県内におけるし尿処理施設	1 0 2

4 災害補助金制度概要

○災害等廃棄物処理事業	1 0 3
○廃棄物処理施設災害復旧事業	1 0 5

5 様式

○被害状況報告	1 0 6
○被害状況報告 (記載例)	1 0 7

1 関係機関連絡先

(1) 島根県の廃棄物課担当連絡先

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号
環境生活部 廃棄物対策課	〒690-8501 松江市殿町1番地	0852-22-6151	0852-22-6738
健康福祉部 松江保健所 環境保全課	〒690-0011 松江市東津田町1741-3	0852-23-1318	0852-31-6694
健康福祉部 雲南保健所 環境保全課	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9673	0854-42-9654
健康福祉部 出雲保健所 環境保全課	〒693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1197	0853-21-7428
健康福祉部 県央保健所 環境保全課	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9809	0854-84-9819
健康福祉部 浜田保健所 環境保全課	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5560	0855-29-5562
健康福祉部 益田保健所 環境保全課	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9554	0856-31-9568
総務部隠岐支庁 隠岐保健所 環境衛生課	〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9719	08512-2-9716

(2) 国の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号
環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号26階	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井一丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11階	086-223-1584	086-224-2081

(3) 中国地方各県の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号
鳥取県 生活環境部 循環型社会推進課	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220	0857-26-7562	0857-26-7563
岡山県 環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7307	086-224-2271
広島県 環境県民局 循環型社会課	〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52	082-513-2958	082-227-4815
山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1	083-933-2998	083-933-2999

(4) 市町村・一部事務組合の廃棄物担当課連絡先

市町村名	担当課	住 所	電話番号	FAX 番号
松江市	環境対策課	〒690-0826 松江市学園南1丁目20番地43号	0852-55-5679	0855-55-5497
浜田市	環 境 課	〒697-8501 浜田市殿町1番地	0855-25-9430	0855-22-9100
出雲市	環境施設課	〒693-8530 出雲市今市町70番地	0853-21-6988	0853-21-6597
益田市	環境衛生課	〒698-8650 益田市常盤町1番1号	0856-31-0232	0856-31-1139
大田市	環境政策課	〒694-0064 大田市大田町大田□1111	0854-83-8069	0854-82-6667
安来市	環境政策課	〒692-8686 安来市安来町878番地2	0854-23-3100	0854-23-3188
江津市	市民生活課	〒695-8501 江津市江津町1016番地4	0855-52-7936	0855-52-1557
雲南市	環境政策課	〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1	0854-40-1033	0854-40-1039
奥出雲町	町 民 課	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358番地1	0854-54-2510	0854-54-0051
飯南町	住 民 課	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880番地	0854-76-2213	0854-76-3950
川本町	町民生活課	〒696-0192 邑智郡川本町川本271番地3	0855-72-0632	0855-72-0635
美郷町	住 民 課	〒699-4692 邑智郡美郷町粕渕168番地	0855-75-1213	0855-75-1505
邑南町	町 民 課	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000番地	0855-95-1114	0855-95-0268
津和野町	環境生活課	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田□64番地4	0856-72-0309	0856-72-0655
吉賀町	税務住民課	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750番地	0856-77-1113	0856-77-1891
海士町	環境整備課	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514-2-1827	08514-2-0208
西ノ島町	環境整備課	〒684-0303 隠岐郡西ノ島町大字美田600番地 4	08514-6-1748	08514-6-0186
知夫村	地域創生課	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065番地	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	環 境 課	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	08512-2-8565	08512-2-4050

一部事務組合名	住 所	電話番号	FAX 番号
雲南広域連合	〒699-1311 雲南市木次町里方 568	0854-42-0481	0854-42-0811
雲南市・飯南町事務組合	〒690-2701 雲南市掛合町 1261-3	0854-62-9550	0855-62-9551
邑智郡総合事務組合	〒696-0001 邑智郡川本町川本 332-15	0855-72-1701	0855-72-2270
浜田地区広域行政組合	〒699-3161 江津市波子町 ^ア 321-1	0855-53-5081	0855-53-5088
益田地区広域市町村圏事務組合	〒698-8650 益田市駅前町 17-1	0856-31-0226	0856-31-0315
鹿足郡事務組合	〒699-5206 鹿足郡津和野町瀧元 668	0856-74-0301	0856-74-0830
鹿足郡不燃物処理組合	〒699-5515 鹿足郡吉賀町幸地 1319	0856-77-1568	0856-77-1601

(5) 災害廃棄物処理に関する協定締結団体連絡先

団 体 名	住 所	電話番号	F A X 番号
一般社団法人 しまね産業資源循環協会	〒690-0003 松江市朝日町 112	0852-25-4747	0852-59-5771
島根県環境整備事業協同組合	〒690-0011 松江市東津田町 1047-12	0852-32-4818	0852-25-6667
島根県環境保全協会	〒690-0011 松江市東津田町 1371-48	0852-24-2440	0852-31-2121

2 広域支援及び災害廃棄物関係支援協定

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害若しくは災害が発生するおそれ又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、令和5年3月24日から施行する。
- 2 平成24年3月1日に締結された協定は、これを廃止する。

令和5年3月24日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井 伸治
島根県代表者 島根県知事 丸山 達也
岡山県代表者 岡山県知事 伊原木 隆太
広島県代表者 広島県知事 湯崎 英彦
山口県代表者 山口県知事 村岡 嗣政

中国 5 県災害等発生時の
広域支援に関する協定に基づく
支援・受援マニュアル

令和 4 年 1 月

目 次

第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	2

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	12
第2章 物的支援	15
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	19
第4章 人的支援	21
第5章 広域避難（避難施設の提供）	25

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	27
第2章 物的支援の受入れ	29
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	31
第4章 人的支援の受入れ	32
第5章 広域避難	34

【参考】

マニュアル進行管理チェックリスト	36
------------------	----

【別表】

(別表 1) 応援要請時連絡先一覧表	45
(別表 2) 参集場所一覧表	46
(別表 3) 支援物資の要請品目・単位	50
(別表 4) 中国5県の災害対策本部設置基準	51

資料編

- ◇ 中国・四国地方の連絡担当部局一覧表
- ◇ 支援要請書等様式（協定実施要領別記様式、本部設置運営要領様式1～4）
《参考》被害状況等報告書等参考様式（旧マニュアル別記様式）
- ◇ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定
- ◇ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
- ◇ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定実施細則
- ◇ 中国5県広域支援本部設置・運営要領
- ◇ 中国5県カウンターパート制運用規程
- ◇ 中国5県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- ◇ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- ◇ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
- ◇ 中国・四国9県カウンターパート制運用規程
- ◇ 各県共有情報

第1編 総則

第1章 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、迅速かつ確実に被災県における応急措置等の支援を実施するため、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」（以下「支援協定」という。）に基づく支援・受援マニュアルを定める。
- (2) 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパートに基づき、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- (3) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (4) 複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）や「応急対策職員派遣制度」（以下「派遣制度」という。）に基づき、広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (5) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、派遣制度による支援を要請することを基本とする。
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。
- (6) 中国5県以外の大規模広域災害に対しても、このマニュアルの定めを準用して被災都道府県の支援に当たることとする。

2 本マニュアルの前提条件

本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ多様な経路等に変更する。

第2章 広域支援体制

1 カウンターパート制と広域支援本部

被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制に加え、被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う「中国5県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）を中国地方知事会会長県（以下「会長県」という。）に設置。

(1) カウンターパート制

発災当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制を導入。

ア カウンターパート制により支援を行う県（以下「支援担当県」という。）

①中国ブロックで対応する場合

- 隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までを予め決定
- 第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

※ 第1順位の支援担当県は、支援が困難な場合は、あらかじめ定めた順位に従い支援担当県の調整を行うとともに、調整結果をブロック内各県へ報告する。

②中国・四国ブロックで対応する場合

- 大規模広域的な災害への備えとして、下表のとおり、中国・四国ブロックで対応可能な場合を想定した支援の相手方を予め決定

グルーピング	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

イ 支援担当県の役割

- ①連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- ②被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- ③連絡員派遣の検討開始、連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況等の情報を会長県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に報告

ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期

- ①被災県に災害対策本部が設置されたとき
 - ※ 被災県は、災害対策本部を設置したときは、中国ブロック内の各県にメール及びFAXにより連絡する。
- ②被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ③被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき
 - ※ 支援担当県は、被災県と共有した情報を会長県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に報告する。

エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期

- ①被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測される時
 - ※ 支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、会長県にその旨を連絡する。

（2）被災県の役割

被災県は、被災地ニーズを把握し、県内外からの応援を円滑に受け入れるための総合調整を行う。

このため、物的支援、人的支援（派遣制度による支援を含む。）の充足状況など、支援状況等の全容を把握する。

（3）会長県（広域支援本部設置後は広域支援本部）の役割

支援担当県から報告された連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況（派遣制度による支援を含む。）等の情報を、ブロック内各県へメール及びFAXにより提供するとともに、第2章3（3）に定める自治体間協定や派遣制度の要請先機関に対し、随時、情報提供を行う。

なお、会長県が被災し、会長県の役割を果たすことが困難であると見込まれる場合は、本章2（1）に定める広域支援本部設置の例により、あらかじめ定めた順位により次の県に連絡し、早期に代行県を決定する。

※ 報告された情報を基に、必要に応じて広域支援本部設置の準備を行う。

2 広域支援本部の設置・運営

(1) 広域支援本部の設置

ア 設置の時期等

- ①中国ブロック内の被災県から会長県に支援要請があったとき
 - ※ 被災県は、会長県に支援要請書（協定実施要領別記様式）を提出する。
- ②四国4県広域支援本部から会長県に支援要請があったとき
- ③被災県からの支援要請を待ついとまがないと認められるときについては、支援担当県による被災県の災害等の状況把握により、特に緊急を要すると判断した場合も含むものとする。

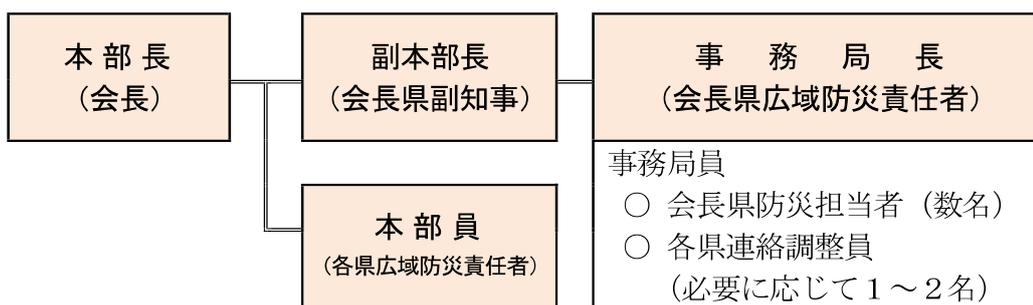
イ 設置場所

- ①会長県に広域支援本部を設置
- ②被災県に広域支援本部現地連絡室を設置
- ③会長県が被災したことにより広域支援本部の設置ができない場合は、予め定めた順位に従い、広域支援本部を設置する県を決定
 - なお、予め定めた順位により、広域支援本部の設置が困難な場合は、速やかに次の県に連絡するものとする。

本部設置県 (会長県)	会長県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
山口県	島根県	鳥取県	広島県	岡山県

※ 順位は、在任期間の長い順、会長互選の例に準拠

ウ 広域支援本部の組織



※ 会長県が被災した場合の本部長、副本部長、事務局長は、それぞれ広域支援本部設置県の知事、副知事、広域防災責任者とする。

エ 広域支援本部の業務

広域支援本部は以下の業務を担う。

- ①広域支援本部が設置された時は、被災県を除くブロック内各県に、中国5県広域支援本部設置通知書（本部設置運営要領様式1-①から③）により通知する。また、必要に応じ、広域支援本部への連絡調整員の派遣を要請する。（連絡調整

員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やメール、FAX等により、直接実施するものとする。）

被災県に対しても同通知書をメール及びFAXにより提供し、広域支援本部の設置を連絡する。

- ②会長県は広域支援本部が設置されたときは、原則、被災県に連絡員を派遣し、「広域支援本部現地連絡室」を設置する。
- ③広域支援本部で協議・決定した事項を連絡員（広域支援本部現地連絡室）へ伝達する。
- ④支援を行うブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。
- ⑤応援実績の取りまとめ及び公表
 - ・支援担当県やブロック内各県の応援実績を取りまとめ、報道発表する。
- ⑥被災県支援に係るブロック内各県との調整
 - (ア) 物的支援
 - ・被災県から支援物資の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に支援物資提供数の割り当てを行う。
 - ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。
 - (イ) 人的支援
 - ・被災県から人的支援の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に人員の割り当てを行う。
 - (ウ) 広域避難
 - ・被災県から避難者受入れの要請があった場合、被災県から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテル、公共住宅等）の斡旋・提供の検討を依頼する。
- ⑦応援地域の割り当てに係るブロック内各県との調整
- ⑧支援内容を支援通知書（本部設置運営要領様式3）により被災県へ通知する。
- ⑨四国ブロックとの連携・調整
 - ・支援情報等を共有
 - ・支援割当に係る調整
- ⑩全国知事会等との調整
 - ・全国知事会との窓口として、他ブロックへの支援要請や支援地域の割当等を実施
- ⑪その他被災地支援に必要な調整

オ 広域支援本部設置県以外の県の業務

- ①広域支援本部設置県以外の県は、以下の役割を担う。
 - ・中国ブロック内のいずれかの県で広域支援の可能性のある災害が発生したときは、会長県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）及び被災県に対する第1順位の支援担当県との連絡体制の確保に努める。
 - ・広域支援本部が設置された場合は、速やかに実施可能な支援内容を支援内容等連絡書（本部設置運営要領様式2）により広域支援本部へ連絡する。また、広域支援本部からの求めに応じ、連絡調整員を派遣する。
- ②広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。
 - ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
 - ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
 - ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を支援状況報告書（本部設置運営要領様式4）により広域支援本部へ報告する。

カ 広域支援本部の廃止

- ①広域支援本部（現地連絡室含む）の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。
- ②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断される場合は、広域支援本部に受援の継続を要請する。

（2）広域支援本部現地連絡室

ア 広域支援本部現地連絡室の設置

広域支援本部は、被災県ごとに「広域支援本部現地連絡室」を設置する。

なお、「広域支援本部現地連絡室」は、広域支援本部から派遣された連絡員、及び被災県に連絡員を派遣していた支援担当県等の連絡員で構成し、広域支援本部から派遣された連絡員が現地連絡室の総括を担う。

また、必要に応じて、本部へ連絡員の増員（支援担当県以外のブロック内の県からの派遣）を要請する。

イ 広域支援本部現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と応援県等との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と応援県等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を経由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

【主な業務】

- ①被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ②被災県の支援ニーズの把握

- ・現地連絡室の総括責任者は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。

③各県の支援実施状況の把握・整理

④広域支援本部との連絡調整

- ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、広域支援本部やブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。

⑤広域避難を実施する場合の被災県との調整

⑥現地におけるブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整

- ・現地連絡室は、連絡調整会議を定例的に開催し、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。

⑦その他現地における支援活動に必要な業務

ウ 広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了

- ①広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。

- ②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断される場合は、広域支援本部に現地連絡室（連絡員の派遣）の継続を要請する。

（3）広域支援本部の業務の実施

災害の規模、被災地域の範囲等を踏まえ、本部長が適当と認める場合は、（1）エに掲げる広域支援本部の業務のうち、ブロック内各県との調整に係る業務の全部または一部を、広域支援本部現地連絡室で実施することができるものとする。

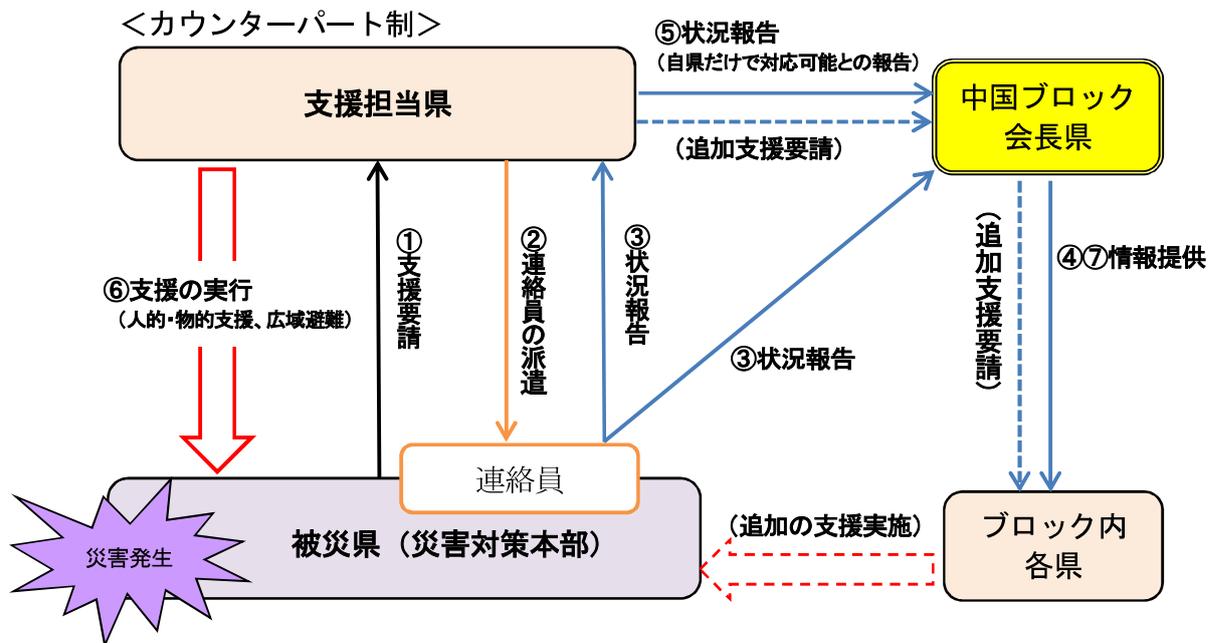
なお、その際、広域支援本部現地連絡室は、当該業務の処理状況について、適宜、広域支援本部に報告するものとする。

3 災害規模別の対応

(1) 局地的災害（支援担当県対応、会長県による軽微な広域調整を含む。）

- ①ブロック内において災害が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員等を派遣して、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を自県及び会長県へ報告する。
- ②支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、自県だけで支援が可能かどうか判断し、自県だけで支援が可能と判断した場合は、会長県へその旨を連絡する。また、一部の物的支援のみ自県で対応できない場合など、部分的にブロック内各県の支援が必要である場合は、会長県に対し、追加の支援を要請する。
- ③支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

【支援担当県のみで対応する場合（会長県による軽微な広域調整を含む。）】



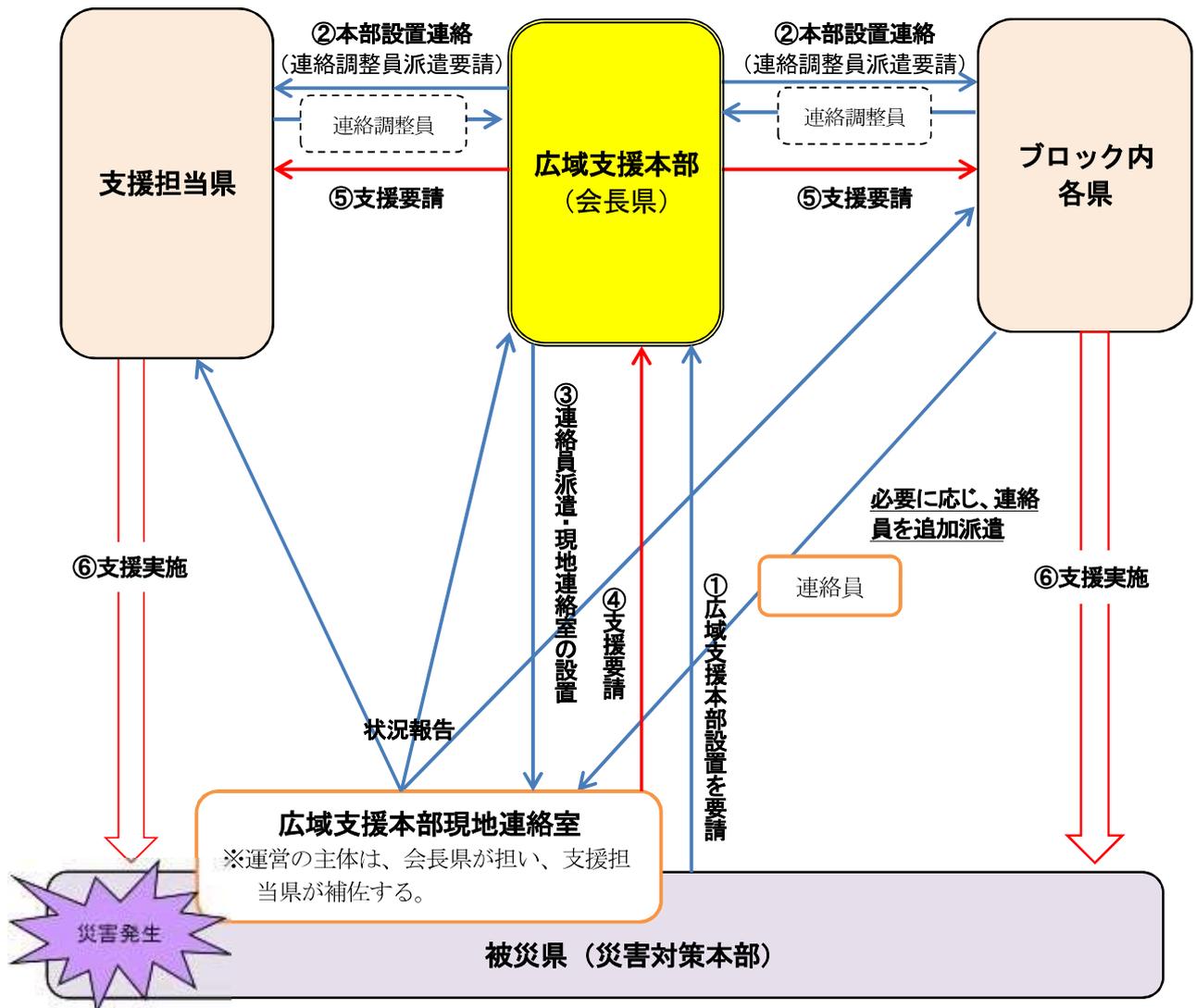
- ①被災県から支援担当県へ要請
- ②支援担当県から被災県へ連絡員を派遣
- ③連絡員は、支援担当県及び会長県へ被災状況や支援ニーズを報告
- ④会長県は、支援担当県を除くブロック内各県へ被災状況や支援ニーズを情報提供
- ⑤支援担当県は、会長県へ自県だけで対応可能な旨を連絡
（一部の物資等、部分的に自県だけで対応できないものがある場合は、会長県へブロック内各県からの追加支援を要請）
- ⑥支援担当県による支援の実行

- ⑦会長県は、ブロック内各県へ支援担当県のみで対応可能な旨を情報提供
(支援担当県から、一部の物資等、部分的な追加支援要請があった場合は、ブロック内各県へ追加支援を要請、要請を受けたブロック内各県は追加支援を実施)

(2) 局地的災害(広域支援本部対応に移行する場合)

- ①支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、自県だけで支援が可能かどうか判断し、中国ブロック全体による支援が必要と判断した場合は、可能な範囲の支援を継続するとともに、会長県に対しその旨を報告する。
- ②会長県は、被災県から支援要請があったとき、又は、被災県からの支援要請を待っていないと認められ、特に緊急を要すると判断した場合は、広域支援本部の設置を決定するとともに、必要に応じて、ブロック内各県(被災県を除く。)へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ③被災県から要請があった場合、又は、広域支援本部が被害状況等から重点的な支援が必要と判断した場合、広域支援本部は、支援を行う県に対し、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる。
- ④広域支援本部は、「広域支援本部現地連絡室」を設置し、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地においてブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整(被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等)を実施する。この場合、広域支援本部は、支援担当県に対し、引き続き、現地連絡室に連絡員の派遣(広域支援本部の連絡員を補佐)を要請するとともに、自らも一定の判断を行うことのできる総括責任者(管理職等を充てる。)を配置する。また、必要に応じて、ブロック内各県(被災県を除く。)に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑤広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて中国ブロック内の各県に、被災県に対する支援実施を要請する。

【中国ブロックで対応する場合】 〔広域支援本部による調整〕



- ①被災県から会長県へ支援要請書（協定実施要領別記様式）により広域支援本部による支援を要請
- ②会長県は、支援担当県及びブロック内各県に、中国5県広域支援本部設置通知書（本部設置運営要領様式1-①から③）により通知し、必要に応じて、連絡調整員の派遣を要請
（②の要請があった場合は、支援担当県及びブロック内各県から、広域支援本部へ連絡調整員を派遣）
- ③広域支援本部は、被災県へ連絡員を派遣し、広域支援本部現地連絡室を設置（現地連絡室は、広域支援本部、支援担当県及びブロック内各県へ状況報告）
- ④現地連絡室は、被災県の支援要請をとりまとめ、広域支援本部へ報告
- ⑤広域支援本部は、支援担当県及びブロック内各県と調整の上、支援担当県及び

ブロック内各県へ支援を要請するとともに、支援内容を支援通知書（本部設置運営要領様式3）により被災県へ通知

⑥支援担当県及びブロック内各県は、支援を実行し、支援状況報告書（本部設置運営要領様式4）によりを広域支援本部へ報告

(3) 大規模災害（他ブロックも含めた支援対応に移行する場合）

会長県（又は広域支援本部）は、被災県及び支援担当県と調整の上、収集した被害状況や被災地ニーズから、自ブロックだけで支援が可能かどうか判断し、ブロック外からの支援が必要と判断した場合は、次の自治体間協定により、ブロック外からの支援を要請する。

【協定別の支援要請先等一覧】

協定等の名称		人的支援		物的支援		要請先等	関係マニュアル等
		被災市町	被災県	被災市町	被災県		
自治体間協定	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒ 会長県⇒ 四国知事会常任世話人県	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル
	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒ 会長県⇒ 関西広域連合広域防災局	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定実施要領
	全国知事会協定	×	○	○	○	被災県⇒ 会長県⇒ 全国知事会事務局	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

<参考>

派遣制度	応急対策職員派遣制度	○	×	×	×	被災県⇒ ブロック幹事県⇒ 現地調整会議（総務省）	応急対策職員派遣制度に関する要綱
------	------------	---	---	---	---	---------------------------------	------------------

第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握し支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、会長県を通じてブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき
※ 被災県は、災害対策本部を設置したときは、中国ブロック内の各県にメール及びFAXにより連絡する。
- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき

3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の派遣に備えて、次のことを行う。

また、広域支援本部の設置が見込まれる場合の会長県も同様とする。

- ①連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備する。

【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウエットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等

- ②支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合には、直ちに連絡員を派遣するための準備を進める。

- ③支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。

また、連絡員は、被災県の受援調整担当者との窓口となり、様々な調整が必要となることから、可能な限り1チームのうち最低1名は管理職あるいは、それに相当する職員とする。

4 連絡員の派遣

(1) 派遣の決定時期

- ①被災県から、支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき
※ 救助・救急機関等による広域での活動が見込まれる場合など。
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき
※ 支援担当県は、被災県と連絡員の派遣について人数、連絡先、ルート、到着予定日時などを調整する。
※ 支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、会長県にその旨を連絡する。

(2) 連絡員の参集場所

- ①被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合は、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

(3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

- ①被災県は、支援担当県へ緊急輸送路に関する情報を提供する。
- ②支援担当県は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から情報を入手する。

5 連絡員の役割

(1) 連絡員の業務

- ①被災地の被害状況、被災地ニーズ等の情報を収集
- ②収集した情報については、支援担当県及び会長県へ報告(広域支援本部設置後は、広域支援本部、支援担当県及びブロック内各県へ報告)
- ③支援実施に関する被災県との調整

(2) 情報収集項目

連絡員は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ①被害状況
- ②県又は市町村からの支援要請事項(被災地ニーズ)
- ③広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤被災地域内における他機関の活動情報

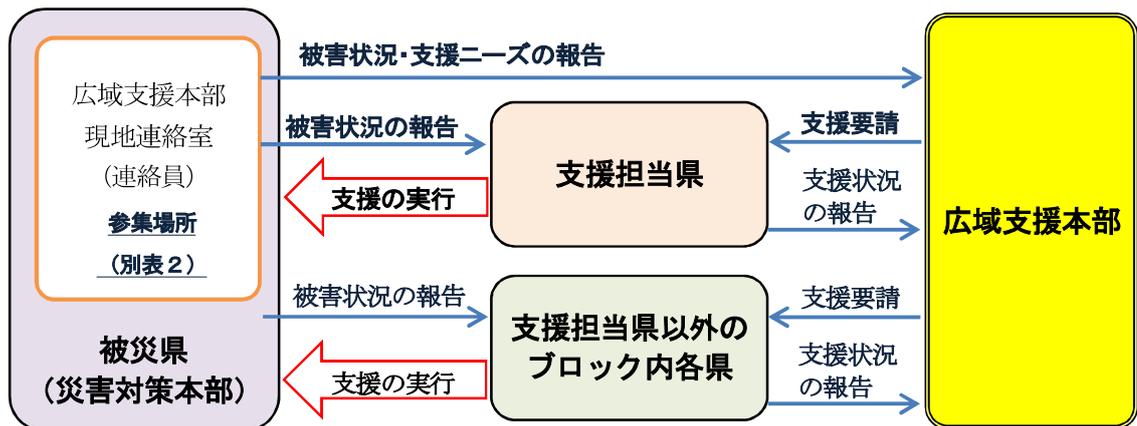
⑥その他必要な事項

(3) 情報連絡の流れ

<広域支援本部が設置されていない場合>



<広域支援本部が設置されている場合>



6 派遣の終了

(1) 連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 広域支援本部現地連絡室が設置された場合は、支援担当県の連絡員が担っていた業務は広域支援本部現地連絡室が引き継ぐ。

なお、被災県に広域支援本部現地連絡室が設置され、ブロック内各県から広域支援本部現地連絡室へ連絡員が派遣される場合には、当該連絡員に対し、適切に業務の引き継ぎを行い、支援業務に支障が生じないように留意する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第2章 物的支援

1 趣旨

支援担当県は、被災県から要請があった時又は、連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から要請があった時又は、連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、ブロック内各県と調整の上、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

なお、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するなど、円滑な支援物資の調達や輸送等に努めるものとする。

2 支援物資の内容

- ・支援物資の品目・単位は（別表3）とするが、この中に入らない物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ℓ・〇本など）を統一した上で、ブロック内各県で定期的に情報共有を行うこととする。
（例えば、飲料水の場合は「何ℓのペットボトルが〇本」など）

3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員を通じて、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

4 支援の実施

（1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、被災県からの要請内容を原則とする。

支援担当県は、連絡員を通じて、被災県の要請内容を把握し、支援物資の品目及び数量を決定する。

ただし、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、災害等の実態に照らし緊急を要し、被災県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、連絡員からの情報に基づき、支援物資の品目及び数量を決定する。

（2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合、その旨を会長県に連絡し、会長県は、ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

会長県から要請を受けたブロック内各県は、支援担当県と連携して支援を実施する。

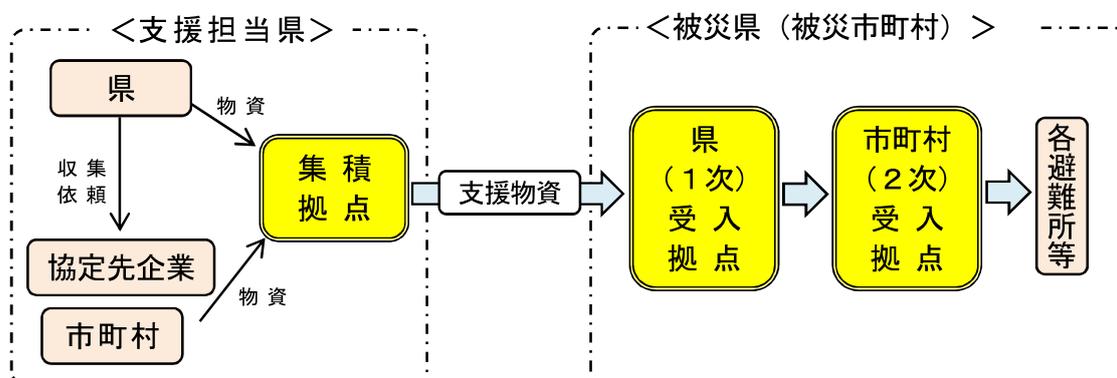
また、広域支援本部設置後は、広域支援本部から支援要請があった支援担当県を含むブロック内各県（以下「支援県」という。）は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。

（3）提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部が整理した提供可能物資リストを広域支援本部現地連絡室を通じ被災県に提供する。

（4）支援物資の具体的な流れ



（5）臨時受入拠点の開設

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内に臨時受入拠点を開設するか又は広域支援本部が調整のうえ、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設する。

このため、平時において、各県ごとに、応援のための臨時受入拠点候補として有力な施設の絞り込みを行い、各県のマニュアル等に反映させるなど、必要な準備に努める。

また、臨時受入拠点の運営は、開設する支援県が、民間事業者の協力を得ながら自県のマニュアル等に基づき主体的に実施する。この際、可能な限り、被災県から連絡員を臨時受入拠点に派遣する。

（6）中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需要調整は、広域支援本部が実施する。

（7）梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるように、下記に例示した項目を1箱毎に明示する。

- ①支援物資品目
- ②規格毎の数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する）などの工夫をする。

（８）輸送時の情報共有

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、被災県担当部署と情報を共有する。

- ①支援物資品目
- ②品目・規格毎の数量及び梱包数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④輸送先
- ⑤輸送方法、輸送日・時間
- ⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

（９）輸送に係る調整

連絡員は、被災県の受援調整担当者以下の事項について調整し、自県（広域支援本部設置後は、広域支援本部及び支援県）に連絡する。

【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

（10）支援状況の報告

支援担当県は、支援状況を適正に管理し、会長県へ報告する。（広域支援本部設置後は、支援県は、支援状況報告書（本部設置運営要領様式4）により、広域支援本部へ報告）

※ 報告時期は広域支援本部と調整する。

5 支援の終了

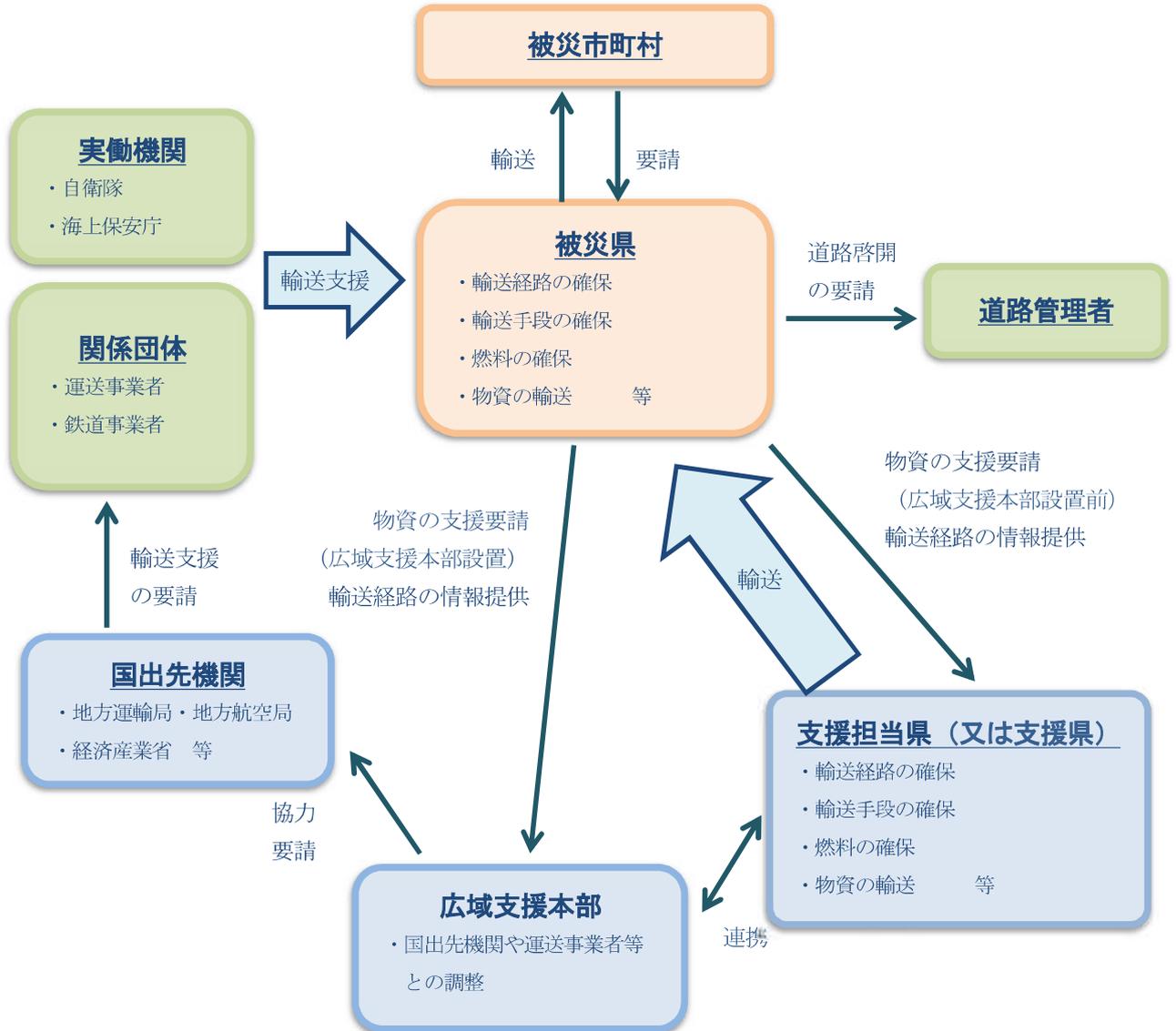
- （1）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援の概要図】



1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること
- ②関係機関との連絡調整に関すること
- ③その他必要な事項に関すること

3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

4 輸送手段の確保

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- (2) 県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- (3) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (4) 輸送手段の確保が困難な場合は、広域支援本部を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。

第4章 人的支援

1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

2 支援担当県（又は広域支援本部）の業務

（1）情報収集

支援担当県は、連絡員を通じて、被災地のニーズを把握し、会長県と情報を共有する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、現地連絡室を通じて、被災地のニーズを把握し、ブロック内各県と情報を共有する。

（2）応援要員の確保

支援担当県は、被災県から派遣内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。支援担当県で応援要員を確保できない場合は、その旨を会長県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から派遣内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、ブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

- 人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。
- 特に、避難所運営業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

(3) 業務の割当て

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

(4) 宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

(5) 応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

（派遣形態）

- 自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第252条の17の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長1ヶ月とする。
- 地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

（自己完結型の派遣）

- 応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

（連続性のある派遣）

- 被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

（プッシュ型の派遣）

- 支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- 「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないように配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- 「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。

(6) 支援状況の報告

支援担当県は、派遣状況を適正に管理し、会長県へ報告する。(広域支援本部設置後は、支援県は、支援状況報告書(本部設置運営要領様式4)により、広域支援本部へ報告)

※ 報告時期は広域支援本部と調整する。

3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	派遣を行う分野・職種
<p>初 動 期 (発災から3日程度)</p>	<p>○連絡員(先遣隊)、現地連絡室要員 ○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員</p> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊(警察庁) ・緊急消防援助隊(消防庁) ○医療対策要員(DMAT(厚生労働省)) ○給水車、給水要員(厚生労働省、日本水道協会) ○被災建築物応急危険度判定士(国土交通省) ○被災宅地危険度判定士(国土交通省)</p> <p>※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士(文部科学省) ○災害対策現地情報連絡員(リエゾン)</p>
<p>応急対応期 (避難所) ・ 復旧期 (仮設住宅期)</p>	<p>○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ○保健・医療・福祉連絡要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員</p> <p>○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員(家屋被害調査、</p>

	<p>罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員（教育支援要員） ○文化財緊急保全要員 ○ボランティアコーディネーター ○要配慮者支援要員（介助、意思疎通支援） ○公衆衛生活動支援要員（災害時公衆衛生チーム等） <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ○水道復旧要員（(公社)日本水道協会） ○下水道復旧要員（(公社)日本下水道協会） ○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省） ○海外からの派遣（外務省）
<p>復旧～復興期 （仮設～ 復興住宅期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会基盤施設復旧要員 ○被災者の心のケア要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）

※ 「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※ アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。

※ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）を参考にした。

4 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第5章 広域避難（避難施設の提供）

1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※ 中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

2 広域避難の受入れ準備

(1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県と受入市町村間の調整を行う。

(2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。

(3) 支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県へ受入の要請を行う。

(4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

3 広域避難の実施

(1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受け入れられるよう配慮する。

(2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、総務省に対し、全国避難者情報システムの立ち上げを要請するとともに、自県の市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し被災県へ提供する。

(4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

(5) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。

(6) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

4 支援状況の報告

支援担当県は、避難者の受入状況を適正に管理し、会長県へ報告する。(広域支援本部設置後は、支援県は、支援状況報告書(本部設置運営要領様式4)により、広域支援本部へ報告)

※ 報告時期は広域支援本部と調整する。

5 広域避難の終了

(1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に応援の継続を要請する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第3編 受援編

第1章 受援体制の整備

1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの応援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

なお、各県は、被災県の立場となった場合に備え、あらかじめ、応援側の窓口となる「受援調整担当者」を定める。

2 情報の提供と共有

(1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

被災県は、災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員を通じて支援担当県や会長県（広域支援本部）等に速やかに情報提供する。

(2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援担当者）に連絡できるよう、衛星携帯電話等受信可能な通信設備を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う。

3 受援体制の確立

(1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側の窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

① 応援の受入調整に関すること

※ 被災県は、支援担当県と連絡員の派遣について人数、連絡先、ルート、到着予定日時などを調整する。

② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関すること

③ その他必要な事項

(2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

4 連絡員の受入れ

(1) 連絡員の参集場所

① 被災県における連絡員の参集場所は、（別表2）のとおりとする。

②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

(2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

①被災県は、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

②支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から 情報を入手する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第2章 物的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

なお、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するなど、円滑な支援物資の要請や受入等に努めるものとする。

2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表3）を基本とする。

3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

4 支援物資の受入れ

（1）受入拠点の開設

①被災県は、県内における支援物資の受入拠点（各県共有情報参照）を開設し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

②被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。

③災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ速やかに連絡する。

④被災県内の受入拠点だけでは不足する場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

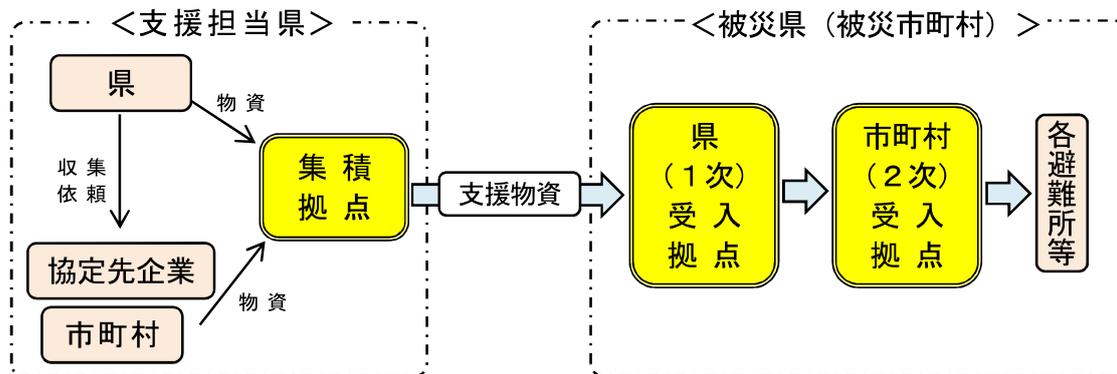
（2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

（3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

(4) 支援物資の受入れの流れ



(5) 受入れに係る調整

受援調整担当者は、支援担当県の連絡員（広域支援本部設置後は、広域支援本部現地連絡室）と以下の事項について調整する。

【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断出来る場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内の輸送経路を確保する。(通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。)

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、支援担当県、広域支援本部等に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

3 輸送手段の確保

(1) 被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。

(2) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。

(3) 輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、広域支援本部を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力(事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等)を要請する。

4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料(ガソリン・軽油)を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断出来る場合は、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に応援の継続を要請する。

第4章 人的支援の受入れ

1 趣旨

被災県は、支援担当県等の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対し応援内容を伝達する。

2 被災県の業務

（1）必要な応援要員の把握

- ①被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ②庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

（2）応援内容の連絡

- ①被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ②被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

（3）業務の割当て

- ①支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
- ②被災県は、管内市町村の派遣申し出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

（4）執務スペース等の確保及び提供

- ①被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ②被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、被災県においても、可能な範囲で確保、提供する。

3 支援の内容

第2編第4章の3と同じ。

4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

第5章 広域避難

1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※ 中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

2 広域避難の実施準備

(1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ受入要請を行う。

(2) 被災県は、広域避難者を支援担当県の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

(3) 支援担当県は、支援担当県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県へ受入要請を行う。

(4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

(5) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難も想定し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベット数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。

3 広域避難の実施

(1) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。

(2) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れられるよう配慮する。

- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場合は、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

4 広域避難の終了

- (1) 広域避難の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員	
情報収集体制の確立と連絡員の派遣	発災 ・災害対策本部設置 ・震度6弱以上の地震を観測又は大津波警報が発表 ・被害の規模が甚大な災害が発生	情報収集・情報共有を開始				
	支援担当県からの連絡員派遣	<input type="checkbox"/> 災害対策本部設置を中国ブロック内各県へメール及びFAX(P3) <input type="checkbox"/> ②へ支援要請の意向提示(P3)	<input type="checkbox"/> 連絡員の派遣準備(P12) <input type="checkbox"/> ①と共有した情報を③へ報告(P3)	<input type="checkbox"/> ②からの報告受、④へメール及びFAXによる情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受	
	情報収集体制(連絡員派遣後)		<input type="checkbox"/> 連絡員の派遣(P3) <input type="checkbox"/> ③へ派遣した旨の連絡(P3)	<input type="checkbox"/> ②からの報告受、④へメール及びFAXによる情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受	<input type="checkbox"/> 収集した被災状況、被災地ニーズを自県及び③へ報告(P13)
	支援物資の要請	<input type="checkbox"/> 物的支援内容の連絡(P30) ・⑤を通じ、②へ支援要請	<input type="checkbox"/> ①からの支援要請を受け、支援内容を決定(P15)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズについて、⑤から報告受、④へ情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受、ニーズに応じた在庫等の確認	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、②及び③に報告(P13)
物的支援	支援物資の調達	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ③へ支援状況を報告(P7,15)	<input type="checkbox"/> ②からの報告受 <②のみで対応可> <input type="checkbox"/> ④へ情報提供(P8) <input type="checkbox"/> <②のみで対応不可> <input type="checkbox"/> ④と調整し、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請(P7)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ③からの要請受 ②と連携して支援を実施(P8)		
	支援物資の提供		<input type="checkbox"/> (提供可能物資リストを作成し、①に提供(P16)) <input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)			

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員
物的支援	輸送拠点等の確保	<input type="checkbox"/> 県内に受入拠点を開設し、②へ連絡(P30) <input type="checkbox"/> 県内の受入拠点が十分に確保できない場合は、臨時受入拠点開設を②へ要請(P30)	<input type="checkbox"/> ①からの連絡受 <input type="checkbox"/> ①からの要請受、県内に臨時受入拠点を開設、又は③と調整し、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ①からの要請受、②及び④と調整し、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ③と調整(P16)	
	中継		<input type="checkbox"/> 必要に応じ、県内の集積拠点で支援物資を一時保管し、物資の需要調整を実施(P16)			
	輸送時の情報共有	<input type="checkbox"/> ②と情報共有	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)			
	支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ②と協議し決定(P31)	<input type="checkbox"/> ①と協議(P17)			
緊急輸送路及び輸送手段の確保	緊急輸送路の確保	<input type="checkbox"/> 中国地方整備局や道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、②へ連絡(P32) <input type="checkbox"/> 県トラック協会、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力要請(P32) <input type="checkbox"/> (被災県内の)輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊へ輸送支援要請及び③を通じて国土交通省等へ協力要請(P32) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P32)	<input type="checkbox"/> ①からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> (被災県までの)輸送手段の確保が困難な場合は、③へ連絡(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ①②から連絡を受けた場合、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段確保に関する協力要請		

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員	
人的支援	派遣の要請	<input type="checkbox"/> 人的支援内容の連絡(P33) ・⑤を通じ、②へ支援要請	<input type="checkbox"/> ①からの支援要請を受け、支援内容を決定(P21)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズについて、⑤から報告受、④へ情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受、ニーズに応じた人員等の確認	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、②及び③に報告(P13)	
	応援要員の確保		<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・要請がない場合でも、⑤の情報を基に判断 ・管内市町村と連携し、応援要員を確保 <input type="checkbox"/> 県内のみで応援要員の確保ができない場合は、③へ連絡(P7)	<input type="checkbox"/> ②からの連絡受 ブロック内各県と調整し、②以外の県に人員の割り当てを実施(P8) <input type="checkbox"/> 必要に応じ、四国ブロックや全国知事会との調整を実施(P5)	<input type="checkbox"/> ③からの要請受、応援要員を確保		
	応援要員の派遣 応援要員の受入	<input type="checkbox"/> ②と協議の上、応援要員への業務割り当て(P33) <input type="checkbox"/> 管内市町村の派遣申出をとりまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整(P33)	<input type="checkbox"/> ①と協議の上、応援要員への業務割り当て(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P7)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P7)		
	支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)		
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ②と協議し決定(P34)	<input type="checkbox"/> ①と協議(P25)				

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員
広域避難	受入の要請	<input type="checkbox"/> 広域避難支援内容の連絡(P35) ・広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握し、⑤を通じ、②へ受入要請	<input type="checkbox"/> ①からの要請受	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズについて、⑤から報告受、④へ情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受	①の支援ニーズを、②及び③に報告(P13)
	受入施設等の確保		<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保 <input type="checkbox"/> 支援担当県のみで避難者を収容しきれない場合は、③へ受入要請(P26)	<input type="checkbox"/> ②からの要請受、④に避難者の受入れを依頼、避難が可能となる施設の斡旋・提供を検討(P7)	<input type="checkbox"/> ③からの依頼受	
	輸送手段等の確保	<input type="checkbox"/> 交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P35) <input type="checkbox"/> 輸送手段が確保できない場合は、②へ輸送に係る応援要請(P35)	<input type="checkbox"/> ①からの要請受、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)			
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ②)と協議し決定(P36)	<input type="checkbox"/> ①と協議(P27)			

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
広域支援本部の設置	設置	<input type="checkbox"/> ③へ支援要請(P3) <input type="checkbox"/> ③から連絡受 <input type="checkbox"/> ③からの通知受	<input type="checkbox"/> ③からの通知受、支援可能状況を③へ報告 要請があった場合は、派遣する職員を③へ報告し、連絡調整員を派遣(P5)	<input type="checkbox"/> ①からの要請を受け、広域支援本部を設置(P3) <input type="checkbox"/> ②及び④へ本部設置通知 この際、必要に応じて、連絡調整員の派遣要請(P4) <input type="checkbox"/> 併せて同通知書を①へメール及びFAXで提供(P4) <input type="checkbox"/> ①へ連絡員を派遣し、現地連絡室を設置(P4) <input type="checkbox"/> 支援内容を支援通知書により①へ送付(P5) <input type="checkbox"/> 支援状況の集約、公表((P4,5)	<input type="checkbox"/> ③からの通知受、支援可能状況を③へ報告 要請があった場合は、派遣する職員を③へ報告し、連絡調整員を派遣(P5)	<input type="checkbox"/> 広域支援本部から派遣された連絡員が現地連絡室を統括し、支援担当県の連絡員が補佐(P6,8)
	情報収集体制		<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> 現地連絡室は、収集した被災状況を②③④へ、被災地ニーズを③へ報告(P13)
物的支援	情報収集	<input type="checkbox"/> 支援ニーズを把握(P30)	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P15) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P15) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P15) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> ①と連携し、被災地のニーズを把握(P13)
	支援物資の要請	<input type="checkbox"/> 物的支援要請(P30) ・⑤を通じ、③へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ニーズに応じた在庫等の確認、③へ報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ⑤を通じ、①からの支援要請を受 <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況の報告を依頼(P9) <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況を把握 <input type="checkbox"/> ②④と調整後、支援割振りを決定し、②④へ支援要請 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、四国ブロック等との調整を実施(P5)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ニーズに応じた在庫等の確認、③へ報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、③に報告(P13)

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
物的支援	支援物資の調達		<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ③へ支援状況を報告(P15)	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ②からの報告受	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ③へ支援状況を報告(P15)	
	支援物資の提供		<input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)	<input type="checkbox"/> (提供可能物資リストを作成し、⑤を通じて、①に提供(P16)) <input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)	
	輸送拠点等の確保	<input type="checkbox"/> 県内に受入拠点を開設し、③へ連絡(P30) <input type="checkbox"/> 県内の受入拠点が十分に確保できない場合は、臨時受入拠点開設を③へ要請(P30)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ③と調整し、県内に受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ①からの連絡受、②④と情報共有 <input type="checkbox"/> ①からの要請受 <input type="checkbox"/> ②及び④と調整し、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ③と調整し、県内に受入拠点を開設(P16)	
	中継		<input type="checkbox"/> ③と連携	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、ブロック内の集積拠点で支援物資を一時保管し、物資の需要調整を実施(P16)	<input type="checkbox"/> ③と連携	
	輸送時の情報共有	<input type="checkbox"/> 支援県と情報共有	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)	
	支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P17)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P17)	
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ③と協議し決定(P31)		<input type="checkbox"/> ①と協議(P17)		

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
緊急輸送路及び輸送手段の確保	緊急輸送路の確保	<input type="checkbox"/> 中国地方整備局や道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、③へ連絡(P32) <input type="checkbox"/> 県トラック協会、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力要請(P32) <input type="checkbox"/> (被災県内の)輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊へ輸送支援要請及び③を通じて国土交通省等へ協力要請(P32) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P32)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> (被災県までの)輸送手段の確保が困難な場合は、③へ連絡(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ①からの連絡受、②④と情報共有 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> ①②④から連絡を受けた場合、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段確保に関する協力要請(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> (被災県までの)輸送手段の確保が困難な場合は、③へ連絡(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	
	情報収集	<input type="checkbox"/> 必要な応援要員に関する情報の把握(P33)	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P21) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P21) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P21) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> ①と連携し、被災地のニーズを把握(P13)
	派遣の要請	<input type="checkbox"/> 人的支援要請(P33) ・⑤を通じ、③へ要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 派遣可能人員等の確認、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ⑤を通じ、①からの支援要請を受 <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況の報告を依頼(P9) <input type="checkbox"/> 各県の支援実施可能状況を把握 <input type="checkbox"/> ②④と調整後、支援割振りを決定し、②④へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 派遣可能人員等の確認、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、③に報告(P13)
応援要員の確保		<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・管内市町村と連携し、応援要員を確保	<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・管内市町村と連携し、応援要員を確保 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、四国ブロック等との調整を実施(P5)	<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・管内市町村と連携し、応援要員を確保		

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
人的支援	応援要員の派遣 応援要員の受入	<input type="checkbox"/> ③と協議の上、応援要員への業務割り当て(P33) <input type="checkbox"/> 管内市町村の派遣申出をとりまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整(P33)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	<input type="checkbox"/> ①と協議の上、応援要員への業務割り当て(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	
	支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P23)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P23)	
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ③と協議し決定(P34)		<input type="checkbox"/> ①と協議(P25)		
広域避難	受入の要請	<input type="checkbox"/> 広域避難支援内容の連絡(P35) ・広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握し、⑤を通じ、③へ受入要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 避難が可能となる施設の斡旋・提供を検討、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請受	<input type="checkbox"/> ⑤を通じ、①からの支援要請を受 <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況の報告を依頼(P9) <input type="checkbox"/> 各県の支援実施可能状況を把握 <input type="checkbox"/> ②④と調整後、支援割振りを決定し、②④へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 派遣可能人員等の確認、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請受	①の支援ニーズを、③に報告
	受入施設等の確保		<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保	<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保	<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保	

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
広域避難	輸送手段等の確保	<input type="checkbox"/> 交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P35) <input type="checkbox"/> 輸送手段が確保できない場合は、③へ輸送に係る応援要請(P35)	<input type="checkbox"/> ①の要請を受け、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)	<input type="checkbox"/> ①からの要請受、②④へ支援要請 <input type="checkbox"/> ①の要請を受け、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)	<input type="checkbox"/> ①の要請を受け、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)	
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ③と協議し決定(P36)		<input type="checkbox"/> ①と協議(P27)		

別表 1

応援要請時連絡先一覧表

県名	連絡担当部局	連絡時間	先内	備考
鳥取県	危機管理局 危機管理政策課	○NTT	0857-26-7083,7584,7894	
		〃 FAX	0857-26-8137	
		○地域衛星電話	031-200-7584	地域衛星回線を使用する際の発信番号「175」
		〃 FAX	031-200-8137	
		○消防防災無線電話	31-304	
		〃 FAX	31-311	
		○衛星携帯電話	870772580394	他県の固定電話からの発信方法 122+001+010+番号
	○ E-mail アドレス	kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp		
	広域支援本部	○NTT (連絡調整員用)	0857-26-8831(仮)	鳥取県用
			0857-26-8815(仮)	島根県用
0857-26-8817(仮)			岡山県用	
0857-26-8819(仮)			広島県用	
0857-26-8821(仮)			山口県用	
島根県	防災部 防災危機管理課	○NTT	0852-22-5885,6380	
		〃 FAX	0852-22-5930	
		○地域衛星電話	032-300-25885	地域衛星回線を使用する際の発信番号「80」
		〃 FAX	032-300-25930	
		○消防防災無線電話	32-25885	
		〃 FAX	32-25930	
		○衛星携帯電話	(災对本部用)080-2933-8603 (連絡員用)8816-2344-6311	固定電話からの発信方法 001+010+番号
○ E-mail アドレス	bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp			
岡山県	(知事直轄組織) 危機管理課	○NTT	086-226-7385,7293,7294	
		〃 FAX	086-225-4559	
		○地域衛星電話	033-101-2572	地域衛星回線を使用する際の発信番号「69」
		〃 FAX	033-101-5730	
		○消防防災無線電話	33-2572	
		〃 FAX	33-5730	
		○衛星携帯電話	090-5261-9015	
○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.okayama.lg.jp			
広島県	危機管理監 危機管理課	○NTT	082-513-2786	
		〃 FAX	082-227-2122	
		○地域衛星電話	034-101-2784	
		〃 FAX	034-101-119	
		○消防防災無線電話	34-84	
		〃 FAX	34-89	
		○衛星携帯電話	080-2947-7150	
○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp			
山口県	総務部 防災危機管理課	○NTT	083-933-2360	
		〃 FAX	083-933-2408	
		○地域衛星電話	035-201-2360	地域衛星回線を使用する際の発信番号「8」
		〃 FAX	035-201-2408	
		○消防防災無線電話	35-7-2360	
		〃 FAX	35-7-2408	
		○衛星携帯電話	8816-2347-1900~1903	
○ E-mail アドレス	a10900@pref.yamaguchi.lg.jp			

別表 2

参集場所一覧表

	参集場所	所在地
鳥 取 県	【第1順位】 県庁第2庁舎	鳥取市東町一丁目 271
	【第2順位】 東部庁舎	鳥取市立川町六丁目 176
	【第3順位】 西部総合事務所	米子市糺町一丁目 160
島 根 県	【第1順位】 県庁本庁舎6階 防災センター室	松江市殿町 1
	【第2順位】 松江合同庁舎	松江市東津田町 1741-1
	【第3順位】 浜田合同庁舎	浜田市片庭町 254
岡 山 県	【第1順位】 防災・危機管理センター集中配備室	岡山市北区内山下二丁目 4-6
	【第2順位】 県立図書館	岡山市北区丸の内二丁目 6-30
	【第3順位】 備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1
広 島 県	【第1順位】 県庁北館4階 危機管理センター	広島市中区基町 10-52
	【第2順位】 本庁東館6階 601会議室	同上
	【第3順位】 防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22
山 口 県	【第1順位】 県庁本館棟2階 災害対策室	山口市滝町 1-1
	【第2順位】 被災状況に応じて決定する	
	【第3順位】 被災状況に応じて決定する	

注記) 受入経路については、被害が発生しないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

◆鳥取県庁周辺図



◆島根県庁周辺図



◆ 岡山県庁周辺図



◆ 広島県庁周辺図



◆山口県庁周辺図



別表 3

支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水（推奨規格：500ml ペットボトル、軟水（硬度60未満））	本
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ（屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

別表 4

中国 5 県の災害対策本部設置基準

区分	設置基準
<p><鳥取県></p>	
<p>風水害</p>	<p>【非常体制（1）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別警報が発表されたとき 2 知事が必要と認めたとき <p>【非常体制（2）】</p> <p>県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認めたとき</p>
<p>地震・津波</p>	<p>【非常体制（1）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内で「震度 5 強～6 弱」の地震が発生した場合 2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁または大阪管区気象台） <p>【非常体制（2）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内で「震度 6 強」以上の地震が発生した場合 2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認めたとき
<p>大規模事故等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認めたとき 2 その他非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、知事が必要と認めたとき
<p>原子力災害</p>	<p><島根原子力発電所関係></p> <p>【非常体制（1）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中国電力（株）から異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたとき 2 島根県松江市で震度 4 または震度 5 弱の地震の発生 3 鳥取県で震度 5 強または震度 6 弱の地震の発生 4 鳥取県または島根県に津波警報が発令 <p>【非常体制（2）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中国電力（株）から施設敷地緊急事態の連絡があったとき 2 施設敷地緊急事態の情報を入手したとき 3 知事が必要と認めたとき 4 島根県松江市で震度 5 強または島根県で震度 6 弱以上の地震の発生 5 鳥取県で震度 6 強以上の地震が発生 6 鳥取県または島根県に大津波警報が発令 <p>【非常体制（3）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2 知事が必要と認めたとき

区分	設置基準
原子力災害	<p><人形峠環境技術センター関係></p> <p>【非常体制（１）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人形峠環境技術センターから異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたとき 2 岡山県鏡野町で震度４または震度５弱の地震の発生 3 鳥取県で震度５強または震度６弱の地震の発生 <p>【非常体制（２）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態の通報があったとき 2 県のモニタリングで施設敷地緊急事態を確認したとき 3 知事が必要と認めたとき 4 岡山県鏡野町で震度５強または岡山県で震度６弱以上の地震の発生 5 鳥取県で震度６強以上の地震の発生 <p>【非常体制（３）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2 知事が必要と認めたとき
<島根県>	
風水害	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき 2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ１時間雨量 80 mm以上で 24 時間雨量が 200 mm以上と予想される時 3 知事が必要と認めたとき
地震災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内の地域で震度５強以上の地震が観測されたとき 2 知事が必要と認めたとき
津波災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 県沿岸に津波警報が発表されたとき 2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき
雪害	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合 2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合
原子力災害	<p>第１次災害体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合 ・施設敷地緊急事態発生の通報がなされない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき <p>第２次災害体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態宣言が発出された場合 ・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき

区分	設置基準
その他	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合 ※ 流出油等事故、海難等事故、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模火事、林野火事、鉄道災害
<岡山県>	
風水害	○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合 1 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪）のいずれかが発表された場合 2 その他、上記基準以外でも甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合
津波・地震	○大津波警報 ○震度5（強）以上
原子力災害	○原災法第15条事象
その他	○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合
<広島県>	
風水害等	次のいずれかに該当する場合 1 県内の市町に、「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報※」が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき 2 県内の市町に「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき 3 本県の全部又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測される時 4 県内で甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき 5 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地震	○県内で震度5弱を観測し、かつ、甚大な被害が発生したとき ○県内で震度5強を観測し、かつ、甚大な被害が発生したと予測される時 ○県内で震度6弱以上を観測したとき ○南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき

区分	設置基準
津波	<p>○「広島県」に「津波警報」が発表され、かつ、甚大な被害が発生したと予想されるとき</p> <p>○「広島県」に「大津波警報」が発表されたとき</p>
林野火災	<p>林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p>
テロ事件	<p>県内で多数の死傷者を伴うテロ事件が発生したとき</p>
石油コンビナート事故等	<p>1 警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があつて拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等では対応できないと予測されるとき</p> <p>2 災害が特別防災区域を越えて、周辺地域へ拡大する恐れがある場合</p>
危険物等事故	<p>警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があつて拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき</p>
ライフライン事故	<p>県内で県民生活に甚大でかつ長期間にわたって影響を及ぼす被害が発生したとき</p>
その他の重大な事故	<p>県内で多数の死傷者を伴う事故が発生し、県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき</p>
その他の重大な事件	<p>県内で県民の生命と健康に影響を及ぼす事件が発生しており、全庁での対応が必要となるとき</p>

区分	設置基準
<山口県>	
風水害	<p>【第1非常体制】</p> <p>1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>具体的には、</p> <p>① 台風の上陸が明らかであるとき</p> <p>② 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など</p> <p>2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき</p> <p>3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき</p> <p>【第2非常体制】</p> <p>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p> <p>【緊急非常体制】</p> <p>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき</p>
地震津波	<p>【第1非常体制】</p> <p>1 震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>2 大津波警報が発表され、数市町の地域について相当な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>【第2非常体制】</p> <p>1 震度5強の地震が発生したとき</p> <p>2 大津波警報が発表され、数市町の地域について大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>【緊急非常体制】</p> <p>1 震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2 津波により、県の組織を挙げて災害対応が必要なとき</p>
原子力災害	原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合
大規模な火災等	災害の状況により、知事が必要と認めた場合

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県(以下「被支援県」という。)の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替(国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治
島根県代表者 島根県知事 溝口善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石井正弘
広島県代表者 広島県知事 湯崎英彦
山口県代表者 山口県知事 二井関成
徳島県代表者 徳島県知事 飯泉嘉門
香川県代表者 香川県知事 浜田恵造
愛媛県代表者 愛媛県知事 中村時広
高知県代表者 高知県知事 尾崎正直

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と社団法人島根県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対し応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を確保する等、被災市町村が実施する災害廃棄物処理等に可能な限り協力するものとする。

2 災害廃棄物処理等は、被災市町村の指示に従い、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する会員間の調整、被災市町村と会員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。

4 乙は、災害廃棄物処理等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理等に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、その会員が実施する災害廃棄物等の処理が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として当該被災市町村が負担するものとし、その額等は協力要請を行った被災市町村と当該乙の会員が協議の上、決定するものとする。

2 乙は、必要に応じて前項の協議に関与し、被災市町村と会員との調整を行うものとする。

(損害補償)

第7条 第2条第1項の要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の負担については、当該乙の会員と協力要請を行った被災市町村で協議するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては島根県環境生活部廃棄物対策課、乙においては社団法人島根県産業廃棄物協会事務局とする。

(他被災都道府県への応援)

第9条 甲が、被災した他の都道府県における被災廃棄物の処理等についての応援を行うために協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月14日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 澄田信義

乙 松江市東朝日町112番地
社団法人島根県産業廃棄物協会
会長 福代正明

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書（案）

島根県（以下「甲」という。）と島根県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）及び島根県環境保全協会（以下「丙」という。）は、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が乙、丙に協力を要請するに当たっての必要な事項を求めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力の要請があった場合に、乙、丙に対し応援協力を要請するものとする。

2 甲は、乙、丙に対し前項の要請を行う場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他の必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙及び丙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

- 2 前項の協力にあたっては、乙及び丙にて調整し、円滑な協力を努めるものとする。
- 3 乙及び丙の実施する災害し尿等の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくものとする。
- 4 前3項に定めのない事項については、乙、丙及び被災市町村との協議によるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な組合員及び会員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙及び丙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙及び丙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬の費用については、当該被災市町村と乙、丙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては島根県環境生活部廃棄物対策課、乙及び丙においては島根県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するまた、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1部を保有する。

令和 年 月 日

甲 松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山達也

乙 松江市東津田町1047番地12
島根県環境整備事業協同組合
理事長 米山二郎

丙 松江市東津田町1371番地48
島根県環境保全協会
会長 波佐本幸久

中国ブロック災害廃棄物対策行動計画
(広域連携計画)

令和4年3月

災害廃棄物対策中国ブロック協議会

目 次

はじめに.....	1
I. 本計画の目的及び位置づけ.....	2
1. 本計画の目的.....	2
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 協議会の基本的な役割.....	4
II. 対象とする災害と災害廃棄物発生量.....	6
1. 対象とする災害.....	6
2. 災害廃棄物発生量.....	7
III. 災害発生時における広域連携のあり方.....	10
1. 基本的な考え方.....	10
2. 広域連携体制の確立及び被災状況の把握・共有.....	12
3. 地域ブロックをまたぐ連携.....	21
4. 関連する各種制度との連携.....	22
IV. 災害廃棄物の円滑な処理に向けて.....	24
1. 事前対策としての協議会の取組.....	24
2. 関係機関との連携・情報の共有.....	25
3. 災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の活用について.....	26
4. 本計画の点検・見直し.....	27
V. 資料編	

はじめに

我が国において未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、政府全体で防災・減災対策が進められている。このうち、災害時の廃棄物対策では、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）等において、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けた計画の策定を重要な課題として位置づけているところである。

この間、環境省において災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定、平成30年3月改定）、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）（以下「行動指針」という。）の策定等を行うとともに、災害対策基本法や廃棄物処理法の改正等を通じて、①災害対策に係る国の司令塔機能の強化、②国、地方公共団体、民間事業者の役割の明確化、③大規模災害発生後の適正処理に係る方針の明確化等が行われている。また、地方公共団体においては、災害廃棄物対策指針等を活用しつつ、災害廃棄物処理計画の策定・改定に向けた取組等が進められているところである。

「大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画」は、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の範囲をいう。）において、単独自治体では対応が難しい大規模な災害（風水害、地震災害等）が発生し、県境を越えた連携が必要となった場合に、中国ブロック内の関係者が共通認識の下、それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら災害廃棄物対策を実施するための基本的な考え方や対応方針を示すため、平成30年3月に策定された。

その後、中国ブロックでは、平成30年7月豪雨をはじめ多くの災害に見舞われ、県境をまたいだ広域的な支援等も行われてきた。このような経験や教訓等を踏まえ、災害廃棄物に係るブロック内の広域連携の重要性を改めて認識するとともに、その課題等も明らかになってきている。

また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月、中央防災会議）において、南海トラフ沿いの地域において、マグニチュード8～9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%（2021年1月1日現在）とされており、中国ブロックにおいても多くの災害廃棄物の発生が想定されている。

さらに、近年は、日本全国で自然災害が頻発しており、その被害も激甚化する傾向が見られている。各自治体における災害廃棄物処理計画の策定等が進んできたことも踏まえると、災害廃棄物の効果的かつ円滑な処理のために、本協議会として、県境を越えた広域処理に焦点を当てた手順等を、最新の状況等を踏まえ検討し、中国ブロック内の関係者間で共有する必要がある。

このため、災害廃棄物対策中国ブロック協議会（以下「中国ブロック協議会」という。）にて、マネジメント・サイクルに基づき、本計画の改善箇所の抽出・整理及び見直しについて必要な検討を行い、今般、「中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）」（以下「本計画」という。）へ改定を行った。

なお、本計画は現時点における県及び市町村の状況や中国ブロック協議会での協議内容を踏まえ改定したものであり、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の成果等を踏まえ、継続して点検・見直しを行うものとする。

I. 本計画の目的及び位置づけ

1. 本計画の目的

本計画は、災害廃棄物の適正処理を実現するため、県境を越える災害廃棄物処理やそれに必要な支援を円滑かつ迅速に行い、中国ブロック内での広域連携の基本的な考え方や手順等について定めるとともに、地域ブロック間連携についても一定の整理を行いつつ、平時においては、中国ブロック内での被災経験等や災害廃棄物対策に関する情報の共有、中国ブロック協議会及び図上訓練等を通じた関係者間の連携強化を図るための取組を定めることで、円滑かつ迅速な災害廃棄物の広域連携体制の構築に資することを目的とする。

2. 本計画の位置づけ

(1) 本計画について

災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置づけられており、極力自らの地域内において処理を行うことが求められる。一方、大量の災害廃棄物が発生する場合には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、市町村や県を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。

このため、大量の災害廃棄物の発生が想定される場合には、まずは被災市町村における災害廃棄物処理計画等に基づく処理、次いで非被災市町村及び事務委託を受けた県が主体となって行う処理等当該県内での処理、さらには地域ブロックでの広域処理等をそれぞれの状況及びその地域の処理能力に適切に組み合わせた上で、重層的な対応を行うことが基本となる。

本計画では、このうち、地域ブロックでの広域処理に焦点を当て、中国ブロックにおいて県域を越えた連携が必要な規模の災害が発生した場合や、発生する災害廃棄物の量が県域内で処理困難な場合に備え、中国ブロック内の関係者との広域的な連携の考え方や手順等を示す。また発災時には、本計画に基づき行動することにより、広域に渡る円滑かつ迅速な災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の確立が行えることを目指す。

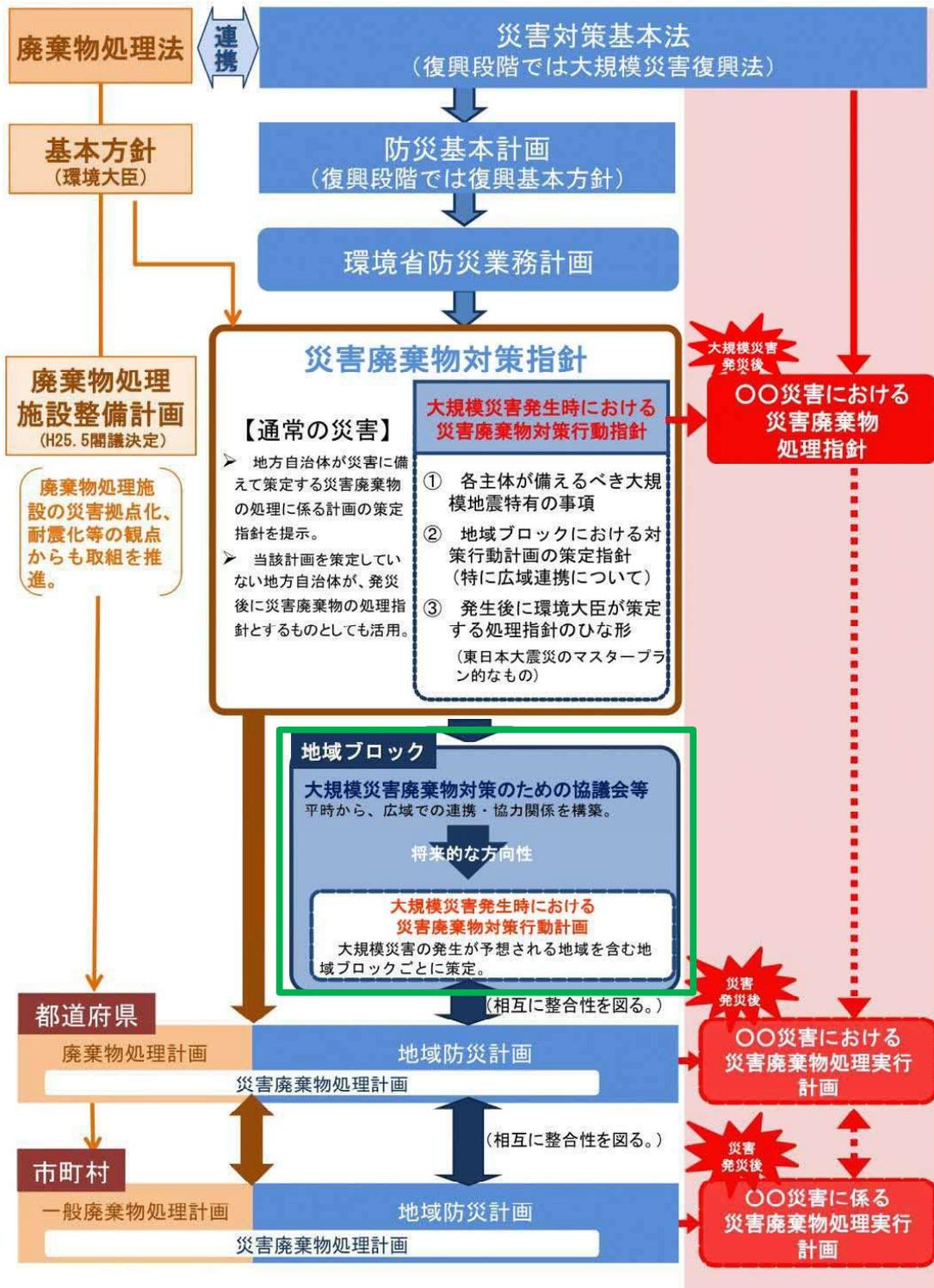
本計画は、中国ブロック協議会での合意に基づき策定し、本協議会での議論を経て見直しを行い、必要に応じて改定を行うものとする。

なお、中国ブロック内での対応が困難となった場合等に備え、隣接ブロック等との広域的な連携についても、本計画において一定の方向性を示す。特に、四国ブロックとは、平時より本計画について情報共有を行い、災害発生時に地域ブロックを超える連携が必要となった場合には、相互の協力に向けた必要な調整を行う。また、そのほかの地域ブロックとの協力体制についても検討を行う。

被害範囲が単一の県域を超えない規模の災害であっても、発生する災害廃棄物の量が県域内で処理困難な場合には、本計画に準じて臨機応変に連携して対応する。

本計画の位置づけは、図表I-1に示すとおりである。

図表 I-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ



出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

(2) 県及び市町村の災害廃棄物処理計画との連携

中国ブロック内の県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の策定及び改定に当たって、本計画との整合を図るため、必要な相互調整を中国ブロック協議会事務局と行うものとする。また、本計画に基づく県境を越える広域連携体制の構築等における相互の連携・協力についての記載を検討する。

3. 協議会の基本的な役割

中国四国地方環境事務所が中心となって設置した中国ブロック協議会は、県、市、民間関係団体、有識者、国の機関からなる。中国ブロック協議会では、平時より災害廃棄物対策について情報共有や円滑な廃棄物処理に向けた協議を行い、災害発生時の災害廃棄物対策に向けた備えを行うとともに、災害発生時には迅速な広域支援を実施することを目的とする。具体的には、図表I-2のような役割を担う。なお、中国ブロック協議会設置規程に定める活動内容を図表I-3に示す。

図表 I-2 中国ブロック協議会の役割

平時	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界の民間事業者等との協力体制を構築する。 ○廃棄物業界のほか、土木・建設関連事業者等災害廃棄物処理に際して連携・協力する可能性のある民間事業者と、円滑な災害廃棄物処理に向けて、本計画等について情報共有を行う。 ○中国ブロックの状況に応じて本計画を改定する。 ○関係者のスキル向上や関係者間の連携強化のため、セミナーや合同訓練を定期的に継続して実施する。 ○発災後に情報を集約するための通信手段の確保方策や、中国ブロック協議会等の運営・協議方法についても検討する。
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ○中国四国地方環境事務所が中国ブロック管内の被災自治体等から災害の態様や影響等に関する情報を集約し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の実施に向けて、本計画等を踏まえた広域的な連携を実施する。

図表 I-3 災害廃棄物対策中国ブロック協議会設置規程（抜粋）

<p>(活動内容)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有 二 中国ブロック以外で実施又は検討されている大規模災害時の災害廃棄物対策に関する情報の共有 三 大規模災害時の災害廃棄物対策に関する連携の検討 四 一から三の活動に関する調査 五 その他必要な事項
--

また、中国ブロック協議会における具体的な達成目標は図表I-4に整理している。なお、本目標は今後の中国ブロック協議会での議論やブロック管内での災害廃棄物処理に係る状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

図表 I-4 中国ブロック協議会の達成目標

目標 1	各主体での事前準備のあり方の検討・情報共有を行い、中国ブロック管内での広域合同訓練を通じた継続的なPDCAを実施することで、災害発生時の災害廃棄物処理の実施における、中国ブロック管内の各主体の広域的な応援・受援が可能となるよう関係性を強化する
目標 2	災害廃棄物処理業務は『生活再建の第一歩』であり、自治体、民間事業者、地域住民等の多様な主体との連携が不可欠であることを、本協議会が構成員及び中国ブロック内の自治体等に対し随時情報発信・普及啓発を行うことで、広く認知させ、平時からの連携強化を図る
目標 3	被災経験自治体職員、災害廃棄物対策専門家、支援事業者等の災害廃棄物対策従事経験者からなる人的ネットワークを形成・強化し、災害発生時に災害廃棄物処理の広域的な支援に向けて協働できる体制を構築する

II. 対象とする災害と災害廃棄物発生量

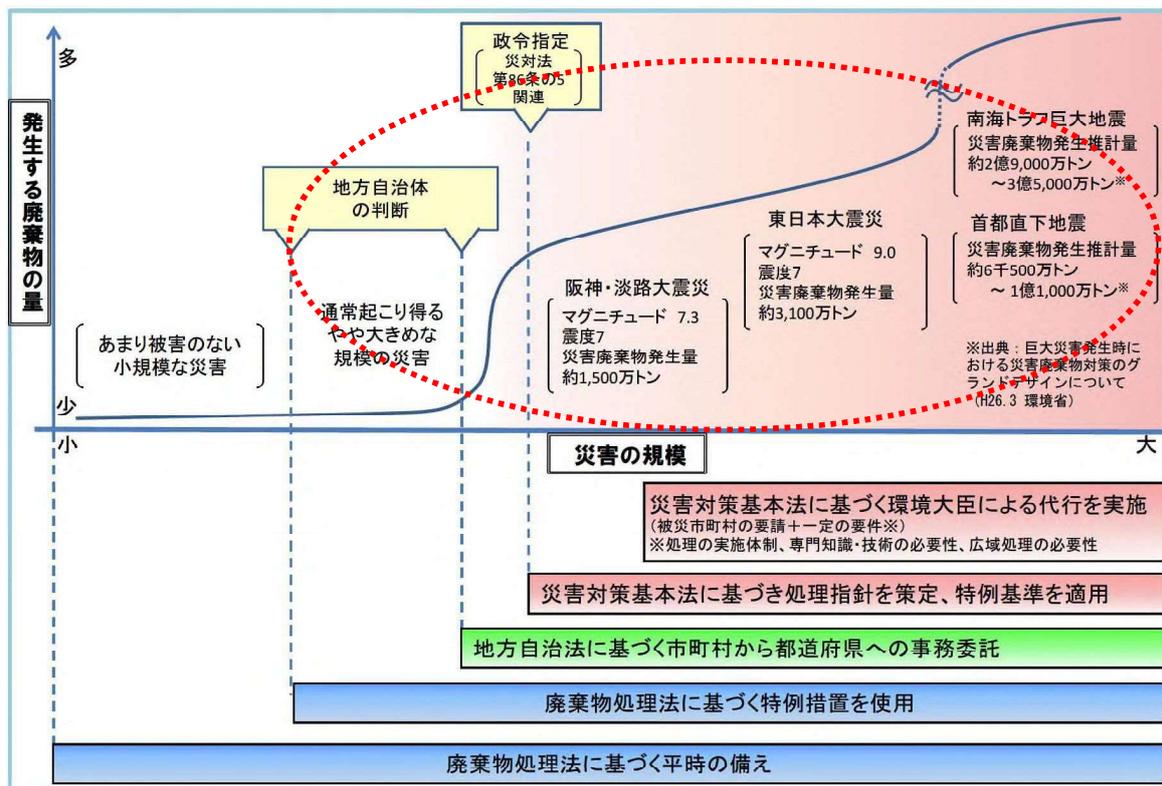
1. 対象とする災害

本計画は、図表II-1に示すように、南海トラフ地震等の巨大災害を含め、被災した県内のみでは災害廃棄物処理が困難となった場合の災害を対象とすることを基本とする。

なお、本章に示す災害以外でも県域を越えた被害が生じる災害や、被害範囲が単独の県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性がある。このような場合においては、本計画に準じた対応を行うことを基本としつつ、災害の規模や被害状況に応じた柔軟な対応を行うこととする。

また、南海トラフ地震といった極めて規模の大きな災害発生時には、中国ブロック内だけでなく、全国的な連携が必要となると想定される。全国的な連携が必要となった場合には、環境省本省や近隣の地方環境事務所等との連携の必要があることに留意する。

図表 II-1 本計画が対象とする災害の規模イメージ



出典：「災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」（環境省）

具体的には、本計画では、今後の気候変動に伴い激化が予測される風水害や、中国ブロック内で発生が想定される地震災害を対象とする。

2. 災害廃棄物発生量

(1) 風水害

風水害による災害廃棄物発生量の参考値として、平成23年度以降に、中国ブロックで災害救助法の適用を受けた風水害のうち、主な風水害（平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨）における災害廃棄物発生量を下記に整理した。なお、これら以外にも各県において災害廃棄物発生量の推計等を行っている事例がある。これらについては、資料編にて別途整理した。

① 平成26年8月豪雨

図表 II-2 各県の災害廃棄物発生量

県名	災害廃棄物発生量 (t)
広島県	【推計値】583,277 ^{※1}

出典：※1 「災害廃棄物対策情報サイト」 「平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害対応について」（環境省、http://kouikishori.env.go.jp/archive/h26_dosya/）

② 平成30年7月豪雨

図表 II-3 各県の災害廃棄物発生量

県名	災害廃棄物発生量 (t)
岡山県	440,900 ^{※2}
広島県	【推計値】1,274,000 ^{※3}

出典：※2 「平成30年7月豪雨災害に係る災害廃棄物処理等の進捗状況について（最終報）」岡山県（令和2年7月25日）

※3 「災害廃棄物対策情報サイト」 「平成30年7月豪雨における災害廃棄物対策について」（環境省、http://kouikishori.env.go.jp/archive/h30_suigai/）

③ 令和2年7月豪雨

図表 II-4 各県の災害廃棄物発生量

県名	災害廃棄物発生量 (t)
島根県	【推計値】1,203 ^{※4}
広島県	【推計値】1,057 ^{※4}
山口県	【推計値】479 ^{※4}

出典：※4 「第3回 令和2年度災害廃棄物対策推進検討会 資料1-1 近年の自然災害における災害廃棄物対策について」（令和3年3月25日、環境省）

(2) 地震災害

① 南海トラフ地震

南海トラフ地震により全国的に大規模な被害が生じることが想定されており、中国ブロックにおいても津波被害等が想定される。

ここでは、南海トラフ地震（南海トラフ地震のうち、中国ブロックの災害廃棄物等発生量が最大となるケースの地震）の被害想定を参考に示す。中央防災会議防災対策推進検討会議による同地震の被害想定に基づくと、中国ブロック全体で災害廃棄物が約1,120万トン、津波堆積物が約130万トン、合計で約1,220万トン発生すると推計されている。

図表 II-5 南海トラフ地震による県別の災害廃棄物等発生推計量

県名	災害廃棄物(万トン)	津波堆積物(万トン)	計
鳥取県	10	—	10
島根県	10	—	10
岡山県	500	20	500
広島県	500	60	500
山口県	100	50	200
中国合計	1,120	130	1,220
全国合計	27,000	2,100	29,000

※九州地方が大きく被災するケース（地震動ケース：陸側ケース、津波ケース⑤，冬夕方，風速8m/s）

（注1）—：わずか

（注2）県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

（注3）中国合計は中国ブロック各県の災害廃棄物等発生量を合計した値である。

出典：「南海トラフ巨大地震の被害想定について（施設等の被害）【定量的な被害量（都道府県別の被害）】」（令和元年6月、内閣府政策統括官（防災担当））をもとに作成

また、環境省災害廃棄物対策推進検討会による被害想定では、中国ブロック全体で、津波廃棄物・解体廃棄物が約11,362千t発生すると推計されている。なお、各県災害廃棄物処理計画等で推計されている災害廃棄物発生量の詳細は資料編に整理している。

図表 II-6 南海トラフ地震における災害廃棄物発生推計量

ブロック	津波廃棄物・解体廃棄物（千t）						小計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	その他	
中国	1,341	987	3,407	5,315	171	140	11,362
全国	23,881	19,486	63,566	98,621	3,417	3,024	211,994

ブロック	片付けごみ（千t）		
	可燃物	廃家電等	小計
中国	258	64	322
全国	6,326	1,581	7,907

※「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成24年8月29日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）のうち、全国の災害廃棄物発生量が最大となる「地震動ケース：陸側ケース、津波ケース⑤「四国沖～九州沖」に大すべり域を設定」を想定して推計
出典：「第3回 令和3年度災害廃棄物対策推進検討会」環境省（令和4年3月9日）

② 直下型地震

直下型地震については、各県の地域防災計画において、それぞれの県が最大規模の被害を受けると想定される地震等が整理されている。本計画においてもこれらの直下型地震を基本的に対象とする。

直下型地震による災害廃棄物発生量の参考値として、平成28年10月に発生した鳥取県中部地震における災害廃棄物発生量を下記に整理した。また、各県災害廃棄物処理計画において、それぞれの県が最大規模の被害を受けると想定した場合に生じる災害廃棄物の発生量推計値を資料編に整理した。

図表 II-7 平成28年鳥取県中部地震における災害廃棄物発生量

県名	災害廃棄物発生量（t）
鳥取県	約2,850 （平成29年7月28日時点）

出典：「災害廃棄物対策情報サイト」「平成28年鳥取県中部地震における災害廃棄物対策について」（環境省、http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_tottori/）

Ⅲ. 災害発生時における広域連携のあり方

1. 基本的な考え方

災害が発生したとき、被災市町村、被災県、応援県（応援市町村含む）、国、民間関係団体は基本的にはまず自組織内の体制を確立し、被災状況を把握・整理し、関係機関との連携体制を構築することとなる。被災した自治体内での災害廃棄物処理については、各自治体で策定している災害廃棄物処理計画等に基づき、関係機関等と連携・協力しつつ対応することとなる。

一方、中国ブロック協議会は、被災状況に係る情報収集等を進めていく中で、災害廃棄物が多量に発生することが判明した場合又はそのおそれがある場合や、被災自治体内だけでは災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が困難であると判断された場合等には、広域的な支援を行うため、速やかな連携体制の構築に向けた中国ブロック内での調整を開始する必要がある。このような場合には、中国ブロック協議会構成員等は、本計画に基づき、発災直後から中国ブロック内外の各組織からの支援が本格化するまでの期間、①被災状況の迅速な情報収集・共有、及び②中国ブロック内の応援自治体がニーズに沿った支援を迅速に行うための広域連携体制の構築を行うことを基本とする。なお、災害廃棄物処理に関して、各自治体と産業廃棄物資源循環協会等関係団体と協定等を締結している場合は、当該協定等に基づき連携することを基本とする。

本計画では、発災直後から応援が本格化するまでの期間を時系列に応じて3段階に分け、各段階における連携手順等について整理した。各段階の概要を図表III-1に示す。

本計画においては、迅速な対応が必要な第3段階までの活動に関して整理している。

図表 III-1 災害発生時における連携体制構築に向けた各段階の状況

第1段階	発災直後 被害は大きい模様であるが広域支援の必要性を判断できていない状況 (支援に入った後に、広域支援が不要になることもよしとする)
第2段階	発災直後から1週間程度の連携体制 災害廃棄物が多量に発生することが判明した段階 (中国ブロック内での災害廃棄物処理の本格的な広域連携による支援)
第3段階	発災後約1週間～1か月程度以内の連携体制 中国ブロック外からの各組織による応援が本格化する段階

災害廃棄物処理に係る広域連携体制については、まずは被災市町村による処理、次いで県内他市町村による処理、そして中国ブロック内（協定等に基づき支援を行う市町村・県等を含む）での広域的な処理、さらには複数の他ブロックにわたるより広域的な処理を、被災状況及び処理能力等に応じて適切に組み合わせた上で、円滑かつ迅速な処理を目指す。

発災直後からの情報収集等により、本計画に基づく中国ブロック内の広域連携が

必要となった場合は、被災状況や被災自治体からの要請等を考慮し、中国ブロック協議会事務局が主体となって、被害が報告されていない又は比較的被害が小さく応援可能な自治体等から、被災自治体との距離等を勘案して、応援県を選定する。

災害時の支援としては、本計画に基づく広域支援のほかに、環境省の「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の活用による全国的な支援や、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（環境省・防衛省，令和2年8月策定）に基づく支援等も想定される。各施策に基づき支援を行う期間や内容等も異なるため、中国ブロック協議会として段階ごとにそれぞれの支援策との連携を可能な範囲で図りつつ、必要な支援を行うものとする。特に、中国ブロック協議会事務局は、人材バンク等他の支援施策との連携について、本省や被災自治体等と連携して情報集約を行い、必要に応じて中国ブロック構成員へ情報提供することで、適宜の情報共有を図る。

さらに、迅速な災害廃棄物処理のためには、人的支援だけでなく、中国ブロック内の資機材や廃棄物処理施設の活用も検討する必要がある。発災時にこのような検討を円滑に行うためには、平時から関係団体等との情報共有が重要である。このため、中国ブロック協議会においては、中国ブロック内で災害廃棄物の処理に協力が可能な施設や資機材等について、平時から必要に応じて関係者間で情報共有を進めるとともに、発災時はこのような情報に基づき迅速な連携体制構築に向けた調整を行う。

なお、中国ブロック内の多くの自治体が甚大な被害を受けた場合等は、本計画に基づく体制構築が困難である。このような場合には、被災状況の迅速な情報収集・共有を中心に活動を行うことを基本としつつ、中国ブロック内での広域支援が可能となった段階から、本計画に準じた活動を可能な範囲で行うものとする。

2. 広域連携体制の確立及び被災状況の把握・共有

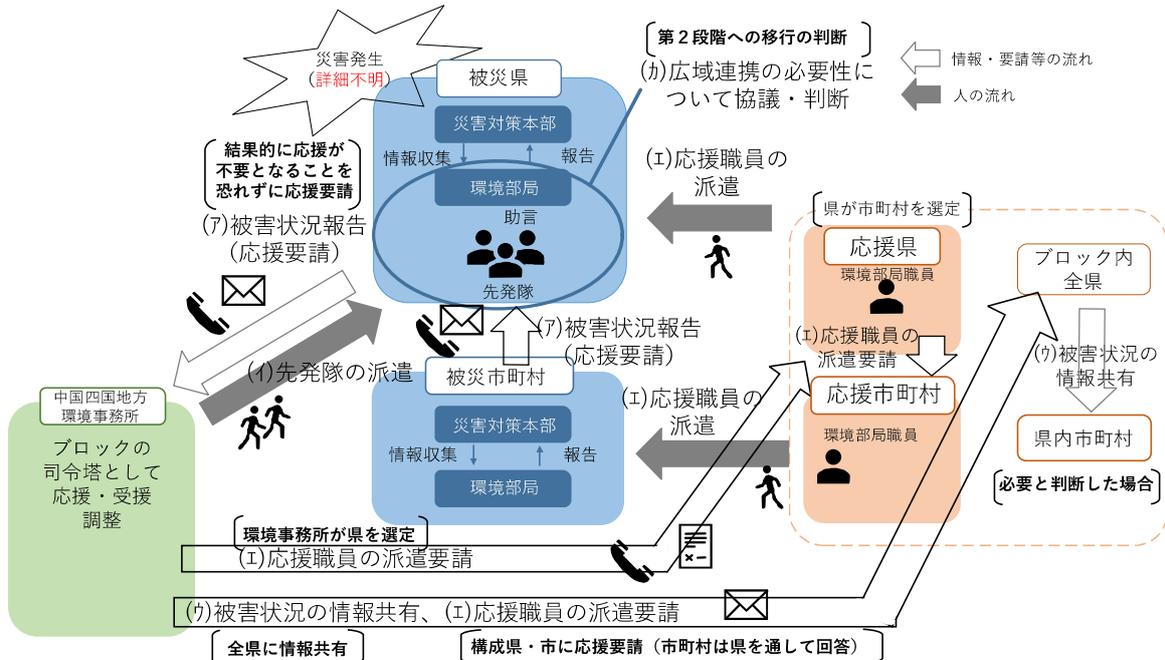
(1) 人的支援に係る広域連携体制の確立及び被災状況の把握・共有

① 第1段階における連携体制等

第1段階は、発災直後であり、報道等により被害は大きい模様との情報を把握しているが詳細は不明のため、被災自治体等において広域支援の必要性を判断できていない段階であると想定される。このような段階においては、被災自治体からの早期段階での応援要請と、先発隊派遣による早急な被災情報の収集が重要である。このため、被災自治体は、**結果的に応援が不要となることを恐れずに**、被害が大きく広域連携が必要となる可能性がある場合は、中国ブロック協議会事務局（以下「事務局」という。）に応援要請を行うとともに、事務局は、早急な先発隊の派遣を行う。

具体的な手順等を以下の通り整理した。

図表 III-2 第1段階の広域連携体制と情報・要請の流れ



(ア)被災県及び被災市町村からの被害状況報告（必要に応じて応援要請）

被災した市町村を管轄する県の環境部局は、県内における災害の発生状況が分かった段階において、各市町村からの被害報告がない場合であっても、県災害対策本部から被害情報を収集し、事務局へ被害状況の報告を行う。

市町村環境部局も同様に被害情報を収集し、県環境部局に報告を行うとともに、各市町村の危機管理部局にも状況を報告する。

被災状況に応じて、市町村の環境部局は県の環境部局に応援要請を行うことができる。県環境部局は市町村からの応援要請がない場合であっても、必要に応じて、事務局に応援要請を行うことができる。応援要請は、応援の迅速性の観点か

ら、県と市町村の環境部局を窓口として行うことを基本とする。県環境部局は、県内市町村の状況を踏まえて、環境部局として他県市町村による第1段階の応援の必要性を判断する。

【被災県、被災市町村が応援要請できる基準】

- 被災自治体内の2つ以上の市町村で大きな被害があると情報があつた場合
- 各地の気象関係情報（震度情報や津波浸水状況、台風規模や降雨量、風速等）等から大きな被害が想定される場合
- 情報が十分に入手できない地域がある場合（被害が大きいため情報が入らない可能性がある）
- 応援要請をして良いかどうか迷う場合

※結果的に応援が不要となることを恐れずに初期段階で応援要請することが重要

(イ)先発隊の派遣

事務局は、中国ブロック内で災害の発生が判明した場合は、被害状況の確認や広域的な支援の必要性の判断を行うため、速やかに、被災県あるいは被災市町村に向けて、先発隊を派遣する。

先発隊の派遣に当たって、事務局は、まずは県、必要に応じて市町村の環境部局と調整を行うものとし、県から応援要請があつた場合だけでなく、県からの応援要請がない場合であっても、事務局が必要と判断した場合は直ちに派遣するものとする。

なお、先発隊として、環境事務所職員の派遣を基本とするが、必要に応じて、被災自治体の職員等自治体の職員も同行することができる。

先発隊は主に以下の支援業務を行う。

【先発隊の主な支援業務】

- 被災状況の把握、被災自治体（県・市町村）の対応状況や体制、発災直後の廃棄物処理及びし尿処理に関する情報収集、災害廃棄物の発生状況の把握
- その他、上記の業務を実施するに当たって必要な業務

(ウ)被害状況の情報共有

事務局は、先発隊及び被災県からの被害状況の報告等を踏まえ、中国ブロック内の全県の環境部局に対して被害状況の情報共有を行う。事務局は、被災状況に係る情報等について随時更新を行い、適切な情報共有に努めるものとする。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(イ) 応援職員の派遣

事務局は、被害状況及び被災県からの応援要請を踏まえ、必要に応じて、中国ブロック協議会の構成県・市に応援職員の派遣要請を行うことができる。なお、構成市以外の市町村に対しては、事務局からの要請を踏まえ、県から同様の要請を行うものとする。市町村からの職員派遣に係る回答は、県環境部局を通じて、事務局に行くことを基本とする。

事務局は、応援職員の派遣可能との回答があった県から、被災自治体との距離等を勘案し、応援県を選定する。事務局は応援県が確定した段階で被災県と情報共有を行う。

事務局は応援県を選定後、県の環境部局に職員の派遣要請を行う。派遣要請に当たっては、事務局から応援県の環境部局宛に、様式に基づく要請文書を発出する。なお、要請に当たっては、最初にメール又は電話での要請を行った後、正式な要請文書を発出することも可能とする。

要請を受けた県は応援可能な県内市町村（複数の市町村も可。）を選定し、派遣要請を行う。応援県は応援市町村が確定した段階で、事務局及び被災県と情報共有を行う。

自治体からの応援職員の派遣期間は、各自治体の出張期間（最長1週間程度）の短期を想定する。

(ウ) 第1段階の支援に係る留意事項

被災状況等に関しては、随時の情報共有が重要であるため、可能な範囲で、オンライン会議システム等を活用した迅速な情報共有を行うよう努める。

また、応援要請を行うに当たって、「応援要請リスト」の活用も可能である。被災県又は被災市町村において「応援要請リスト」を作成した場合は、事務局に情報共有するとともに、事務局において応援県の選定時に活用する。同様に、事務局又は被災県からの応援要請に対する回答を行う際に、応援県又は応援市町村が「支援可能リスト」を活用することもできる。こちらについても、事務局が応援県の選定時に「支援可能リスト」の内容に配慮するものとする。なお、「応援要請リスト」「支援可能リスト」とともに、事務局から関係者への情報共有を適宜行うこととする。

(エ) 広域連携の必要性について協議・判断

先発隊及び応援職員等による被災状況の把握後、被災県ごとに、先発隊、被災市町村、被災県、応援市町村及び事務局で、災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議を行う。（状況に応じて全員参加の協議でなくとも可とする。）

その結果、多量の災害廃棄物が発生することが見込まれることが判明した場合又は発生する恐れが高い場合等、県域を越えた広域連携が必要と考えられる場合は、協議により第2段階へ移行することを判断する。判断は可能な限り迅速に行い、災害廃棄物の発生量が不明な場合や県内処理の見込みが不明な場合等、

判断に迷う場合は第2段階への移行が必要と判断するものとする。

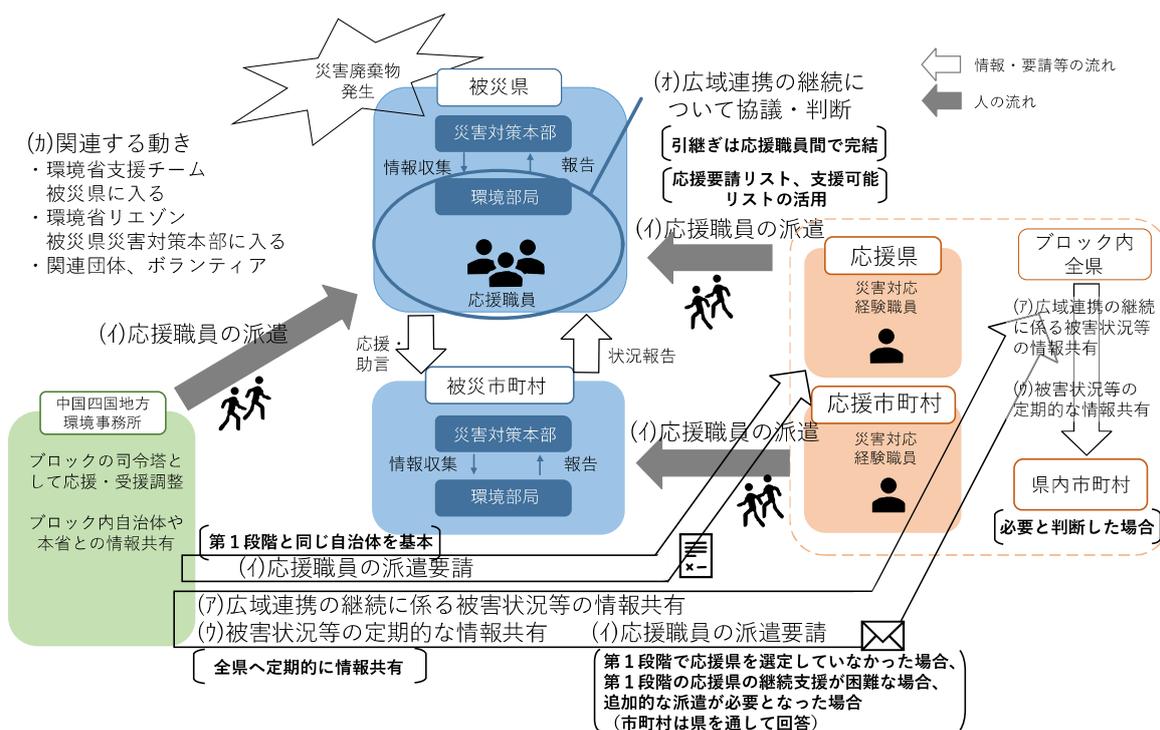
なお、本協議の結果については、できるだけ迅速に、被災県から事務局に連絡することとし、事務局は、連絡内容を中国ブロック協議会の構成員に速やかに情報共有する。

② 第2段階における広域連携体制の確立等

第2段階は、発災後1週間程度までの状況であり、被害の概要が判明しつつあり、被災自治体等において災害廃棄物の大量発生が見込まれる可能性が高いと判断された段階であると想定される。このような段階においては、被災自治体からの応援要請に基づく円滑な災害廃棄物処理に向けた支援の開始と、より正確な被災情報の収集・共有が重要となってくる。このため、中国ブロック協議会としては、被災自治体からの応援要請に基づく迅速な応援職員の派遣と、正確な被災情報等の入手及び速やかな情報共有の継続を行うこととする。

具体的な手順等を以下の通り整理した。

図表 III-3 第2段階の広域連携体制と情報・要請の流れ



(7) 広域連携の継続に係る被害状況等の情報共有

広域連携が必要と判断された被災県に対し、事務局は、第1段階から引き続き被災状況及び災害廃棄物の発生状況等に係る情報収集を行い、中国ブロック内の県の環境部局に対して、随時情報共有を行う。また、広域連携が必要と判断された被災県内にある被災市町村の環境部局も、第1段階に引き続き、県環境部局に報告を行い、被災県はこれらの情報を整理し適宜事務局へ共有する。

各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

なお、第1段階で広域連携の必要性がないと判断された被災県においても、必要に応じて事務局は情報収集を行う。

(4) 応援職員の派遣

事務局は、第2段階における広域連携が必要と判断された被災県に対し、応援職員を派遣するため、応援県の選定を行う。第1段階で、応援県を選定していた場合は、応援職員の派遣継続の依頼を基本とするが、同一の職員の派遣の継続を求めるものではない。

第1段階で応援県を選定していなかった場合、又は第1段階の応援県の継続支援が困難な場合、あるいは追加的な応援職員の派遣が必要となった場合は、事務局は第1段階と同様の手順で、中国ブロック協議会の構成県・市には直接、構成市以外の市町村に対しては、県を通じて応援職員の派遣要請を行うこととし、その回答を踏まえて応援県の選定を行う。

応援職員の派遣期間は、第1段階と同様、各自治体の出張期間（最長1週間程度）の短期を想定する。

なお、被災県又は被災市町村においては、「応援要請リスト」を活用し、支援内容を可能な限り明確にした上で事務局に情報共有しておくことが望ましい。事務局は、これらの情報が共有された場合は、応援県の選定時に配慮するとともに、応援県及び応援市町村に情報提供を行うものとする。

(5) 被害状況等の定期的な情報共有

事務局は、被災県からの被害状況の報告等や応援職員の派遣状況等について、中国ブロック内の全県の環境部局に対して定期的な情報共有を行う。事務局は、これらの情報等について随時更新を行い、適切な情報共有に努めるものとする。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(6) 第2段階の支援に係る留意事項

被災状況等に関しては、随時の情報共有が重要であるため、第1段階と同様、可能な範囲で、被災自治体等はオンライン会議システム等を活用した迅速な情報共有を行うよう努める。

また、第2段階において、応援要請を行う場合は「応援要請リスト」の活用も可能である。被災県又は被災市町村において「応援要請リスト」を作成した場合は、事務局に情報共有するとともに、事務局において応援県の選定時に配慮する。同様に、応援県又は応援市町村において、事務局又は被災県からの応援要請に対する回答を行う際に「支援可能リスト」を活用することも可能である。こちらについても、事務局は応援県の選定時に「支援可能リスト」の内容に配慮するものとする。なお、「応援要請リスト」「支援可能リスト」とともに、事務局から関係者

へ情報共有を適宜行うこととする。

第1段階と第2段階における応援県又は応援市町村あるいは応援職員が異なる場合は、業務を円滑かつ継続的に実施していくため、業務内容の引継ぎが重要である。引継ぎに当たっては、新旧の応援職員間で行うものとし、被災県や被災市町村の参加は必須としない。

(f)広域連携の継続について協議・判断

応援職員及び事務局による被災状況の把握後、被災県ごとに、第1段階と同様に、被災市町村、被災県、応援市町村及び事務局で、災害廃棄物の発生見込みや今後の災害廃棄物処理に向けた方針等について協議を行う（状況に応じて全員参加の協議でなくとも可とする。）。

その結果、災害廃棄物の発生量が多量であることが明らかである場合又はその見込みがある場合等、引き続き、中国ブロック内での県域を越えた継続的な広域連携が必要と考えられる場合には、協議参加者により第3段階へ移行することを判断する。判断は可能な限り迅速に行い、災害廃棄物の発生量が不明である場合や県内処理の見込みが不明等、判断に迷う場合は、第3段階への移行が必要と判断するものとする。

なお、本協議の結果については、できるだけ迅速に、被災県から事務局へ報告することとし、事務局は、協議結果（第3段階への移行が必要又は不要）を中国ブロック協議会の構成員に速やかに情報共有する。

(g)災害廃棄物処理に関連する動き

災害の規模等にもよるが、第2段階においては、被害状況等に応じて、災害廃棄物処理に関する関係団体の活動が活発化してくることが想定される。例えば、各自治体において災害廃棄物処理に関するボランティアによる災害廃棄物処理が始まる場合や、環境省の現地支援チームが被災県又は被災市町村に到着し、連携しながら災害廃棄物処理等に当たる場合等がある。また、被害の大きさに応じて、そのほかの様々な制度や仕組みを利用した広域的な支援が開始される場合がある。このため、本計画に基づく広域連携を進めるに当たって、事務局は、被災県や被災市町村にそれらの制度等の活用状況等を確認しつつ、関連団体等と連携して、必要な支援や情報共有等を行うことに留意する。

被災自治体及び応援職員においては、これらの情報を入手した場合は、速やかに事務局にも共有するよう努める。また、事務局においても、これらの情報を入手した場合は、必要に応じて中国ブロックの構成員等関係団体に共有する。

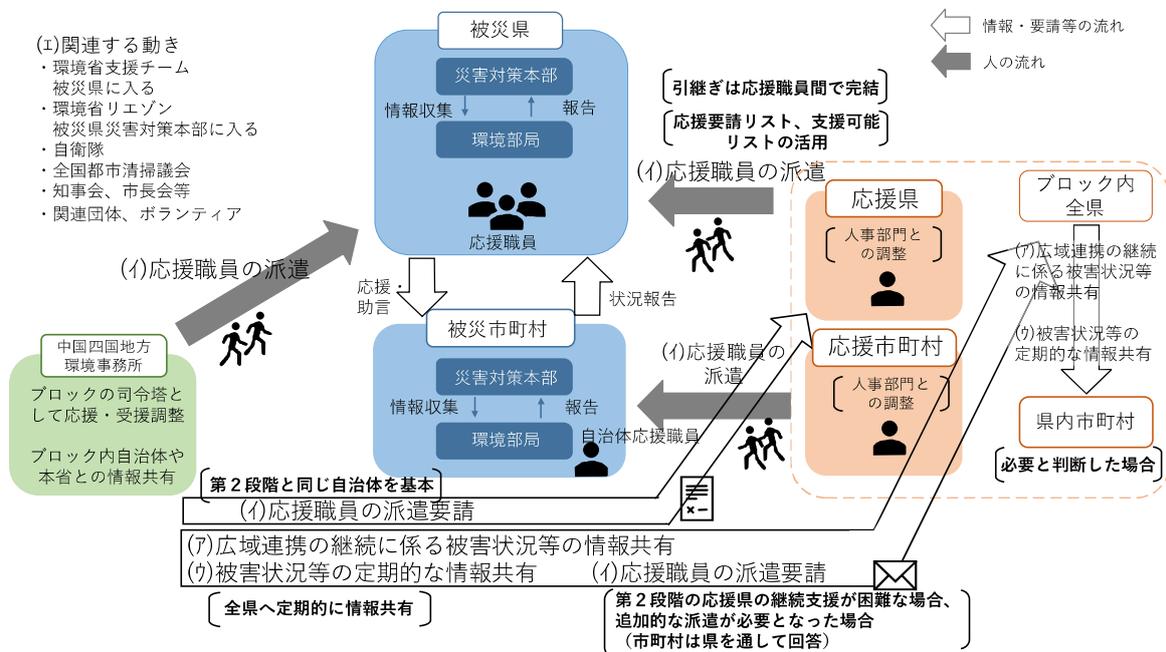
③ 第3段階における広域連携体制の確立等

第3段階は、発災後おおむね1週間が経過し、多量の災害廃棄物の発生が見込まれており、継続的に中国ブロック内の広域連携が必要と判断された段階であると想定される。また、危機管理部局を中心として、中国ブロック外からの各組織による応援が本格化し始める段階であると考えられる。

このような段階においては、正確かつ迅速な被災情報及び災害廃棄物処理に関する情報の収集・共有、及び必要に応じて被災自治体からの応援要請に基づく継続的な支援が必要となってくる。このため、中国ブロック協議会としては、被災自治体からの被災状況や災害廃棄物処理に関する情報の収集、及び中国ブロック協議会構成員との情報共有を主な役割として行うこととする。

具体的な手順を以下の通り整理した。

図表 III-4 第3段階の広域連携体制と情報・要請の流れ



(7) 広域連携の継続に係る被害状況等の情報共有

広域連携が必要と判断された被災県に対し、事務局は、第2段階から引き続き被災状況及び災害廃棄物の発生状況・処理状況等に係る情報収集を行い、中国ブロック内の県の環境部局に対して、随時情報共有を行う。また、広域連携が必要と判断された被災市町村の環境部局も、第2段階に引き続き、県環境部局に報告を行い、被災県はこれらの情報を整理し適宜事務局へ共有する。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(4) 応援職員の派遣

事務局は第3段階における広域支援が必要と判断された被災県に対し、応援職員を派遣するための応援県の選定を行う。第2段階で選定した応援県に対し、応援職員の派遣継続の依頼を基本とするが、同一の職員の派遣の継続を求めるものではない。

第2段階の応援県の継続支援が困難な場合、あるいは追加的な応援職員の派遣が必要となった場合は、第2段階の手順と同様に、事務局は、中国ブロック協議会の構成県・市には直接、構成市以外の市町村に対しては県を通じて、応援職員の派遣要請を行うこととし、県を通じて整理した回答を踏まえ、応援県の選定を行うことを基本とする。

応援職員の派遣期間は、第1段階、第2段階とは異なり、長期間（1週間以上）となることも想定される。なお、被災県又は被災市町村においては、「応援要請リスト」を活用し、支援内容を可能な限り明確にした上で事務局に情報共有しておくことが望ましい。事務局は、これらの情報が共有された場合は、応援県の選定時に活用するとともに、応援県及び応援市町村に情報提供を行うものとする。

(5) 被害状況等の定期的な情報共有

事務局は、被災県からの被害状況の報告等や応援職員の派遣状況等について、中国ブロック内の全県の環境部局に対して定期的な情報共有を行う。事務局は、これらの情報等について随時更新を行い、適切な情報共有に努めるものとする。各県は、必要と判断した場合は、これらの情報を県内市町村に対して情報共有を行うことができる。

(6) 第3段階の支援に係る留意事項

被災状況等に関しては、随時の情報共有が重要であるため、第2段階と同様、可能な範囲で、被災自治体等はオンライン会議システム等を活用した迅速な情報共有を行うよう努める。

また、第3段階において応援要請を行う場合は「応援要請リスト」の活用も有効である。被災県又は被災市町村において「応援要請リスト」を作成した場合は、事務局に情報共有するとともに、事務局において応援県の選定時に配慮する。同様に、応援県又は応援市町村は、事務局又は被災県からの応援要請に対する回答を行う際に「支援可能リスト」を活用することも有効である。こちらについても、事務局は応援県の選定時に「支援可能リスト」の内容に配慮するものとする。なお、「応援要請リスト」「支援可能リスト」とともに、事務局から関係者への情報共有を適宜行うこととする。

第2段階と第3段階における応援県又は応援市町村あるいは応援職員が異なる場合は、業務を円滑かつ継続的に実施していくため、業務内容の引継ぎが重要である。引継ぎに当たっては、新旧の応援職員間で行うものとし、被災県や被災市町村の参加は必須としない。

(4)災害廃棄物に係る関連する動き

災害の規模等にもよるが、第3段階においては、被害状況等に応じて、災害廃棄物処理に関する関係団体の活動が本格化してくることが想定される。たとえば、各自治体において災害廃棄物処理に関するボランティアによる災害廃棄物処理が本格的に取り組まれる場合や、被災県又は被災市町村にて環境省の現地支援チームによる災害廃棄物処理に向けた支援が本格化してくる場合等がある。また、被害の大きさに応じて、そのほかの様々な制度や仕組みを利用した広域的な支援が本格的に展開される場合がある。このため、本計画に基づく広域連携を進めて行くに当たって事務局は、被災県や被災市町村にそれらの制度等の活用状況等を確認しつつ、関連団体等と連携して、必要な支援や情報共有等を行うことが必要である。

被災自治体及び応援職員においては、これらの情報を入手した場合は、速やかに事務局にも共有するよう努めるものとする。また、事務局においても、これらの情報を入手した場合は、必要に応じて中国ブロックの構成員等関係団体に共有することとする。

(2) 災害廃棄物処理に係る広域連携体制の確立等

災害廃棄物処理に当たっては、人的な支援だけではなく、災害廃棄物処理に係る収集運搬車両や重機等の資機材が不足する場合にも広域的な支援が必要となる。

被災県は、被災市町村のみで災害廃棄物処理が完了することが困難又はその可能性が高いと判断される場合等には、被災県の災害廃棄物処理計画等に応じて、被災県内の被災市町村以外の市町村での一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を活用して広域処理を行うこととなる。

災害の規模の大きさや被害状況によっては、被災県内で災害廃棄物処理が完了できない場合も想定される。このような場合には、被災県外の廃棄物処理施設の活用に向けた検討の必要性が出てくるため、本計画に基づく中国ブロック内での広域的な処理に向けた体制構築が必要となる。

第1～第3段階にかかわらず、中国ブロック内での広域的な災害廃棄物処理に向けた体制構築が必要な場合には、被災県は被災市町村の被害情報等を取りまとめ、事務局に広域処理の応援要請を行う。応援要請に当たっては、可能な範囲で、被災県は、被災市町村ごとの廃棄物処理施設等の被災状況、及び被災県外で処理が必要な災害廃棄物の発生見込み量・種類等について、事務局に情報共有を行う。

事務局は、応援要請を踏まえ、環境本省や関係団体と情報共有を図りつつ、中国ブロック内の他県や近隣の地域ブロックの地方環境事務所とも連携して、広域処理に向けた各種支援制度等の情報収集を行い、被災自治体へ必要な情報提供等を行う。また、広域処理の要請の状況等については、事務局が被災県に適宜情報提供するとともに、中国ブロックの各県に対しても必要な情報共有を行う。

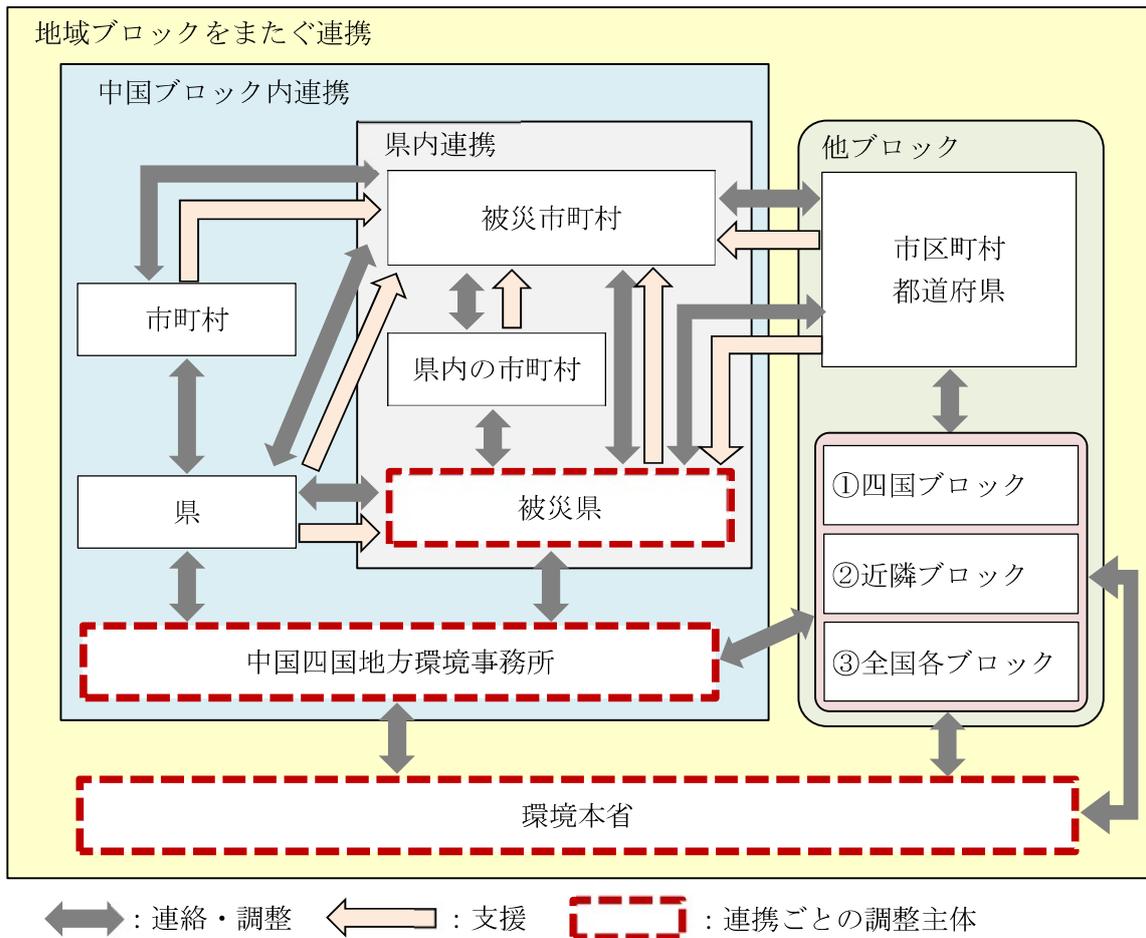
3. 地域ブロックをまたぐ連携

災害の規模が大きく、中国ブロック内の複数の県が同時に被災する等、中国ブロック内での連携のみでは迅速な災害廃棄物の処理が困難な場合には、「地域ブロックをまたぐ連携」が必要になる。

中国ブロックを管轄する中国四国地方環境事務所は、同様に四国ブロックも管轄しており相互のブロック行動計画に関して平素より把握していること、両ブロックは災害等発生時の広域支援に関する協定を締結していること等、中国ブロックと四国ブロックにおいては、従前より相互連携に向けた情報共有が進められている。このため、中国ブロックにおいて地域ブロックをまたぐ連携が必要となった場合に備え、四国ブロックと柔軟に相互連携ができるよう、平時から本計画に基づく連携手順等を共有しておく等の情報共有を進める。

また、災害廃棄物処理に向けてさらに広域の連携が必要となった場合に備え、そのほかのブロックとも相互連携を検討する。特に、隣接する近畿ブロック、九州ブロックとは地域ブロック間の相互連携のあり方について、今後検討を進めていく必要がある。

図表 III-5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



4. 関連する各種制度との連携

災害廃棄物の処理に関しては、本計画に基づく広域連携以外にも様々な支援制度が存在する。環境省本省等関係機関の各種支援施策との連携に係る基本的な考え方について以下に整理した。

(1) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)

環境省が事務局となり、国、地方公共団体、有識者、技術者、業界団体等の関係者の連携体制の整備を図るため、平成27年よりD. Waste-Netを運営している。

D. Waste-Netは我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織であり、自治体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援することとされている。

中国ブロック協議会においては、D. Waste-Netの役割・体制について協議会構成員へ周知を行うとともに、災害発生時においては、被災自治体からの要望等に基づき、速やかに協議会事務局から環境省へ協力要請を行い、円滑な廃棄物処理につなげるものとする。なお、被災自治体から環境省へ協力要請を行い、環境省本省からD. Waste-Netへ協力要請を行う手順とすることも可能である。

(2) 災害廃棄物処理支援制度 (人材バンク)

環境省では、災害廃棄物処理を経験した自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援することを目的として、令和2年度より本制度の運用を行っている。

この制度では、市町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害等が発生した時に、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する自治体の人的資源を活用して、被災自治体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うこととしている。本制度に基づく支援員の派遣は、被災自治体からの要請に応じて行動するものとなっている。

中国ブロック協議会においては平時より協議会構成員に対し本制度の周知等を行うとともに、災害発生時において本制度に基づく要請があった場合は、災害廃棄物処理支援員の派遣が円滑に行われるよう、必要に応じて、事務局が環境省本省や県被災自治体等と調整や情報収集を行う。

(3) 災害廃棄物の撤去等に係る防衛省との連携対応

環境省と防衛省は、近年の大規模災害時の活動を通じて蓄積されたノウハウ等を踏まえ、防災基本計画（令和2年5月）に基づき、環境省、防衛省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組等、発災時の対応を整理した連携対応マニュアル（「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」）を令和2年8月に公表した。

中国ブロック協議会においては、平時より協議会構成員に対し本マニュアルに関する周知を行うとともに、災害発生時においては、被災状況や災害廃棄物の発生状況等に応じ、事務局が環境省本省と協働して、防衛省との連携に当たって必要な連絡調整等を行う。

IV. 災害廃棄物の円滑な処理に向けて

1. 事前対策としての協議会の取組

(1) 支援・受援に係る体制整備

災害発生時に、円滑な支援体制を構築していくためには、支援側だけではなく、被災した受援側の体制整備も必要不可欠である。特に規模の大きな災害の場合は、全国から多数の人的・物的支援が被災自治体へ来るものと想定されるため、中国ブロック協議会としては、中国ブロック内の自治体において、これらの支援を円滑に受け入れるための手順やその役割等、受援に必要な体制をあらかじめ検討しておくよう必要な周知等を行うことが重要である。

このため、中国ブロック協議会においては、中国ブロック内の自治体が災害発生時に必要な応援要請の内容を迅速にとりまとめて共有することができるよう、平時より「応援要請リスト」及び「支援可能リスト」を共有し中国ブロック内の自治体に周知する。また、これらのリスト等を活用した図上訓練等を毎年実施することにより、協議会構成員におけるリストの活用方法の確認、その有用性の検証や広域連携手順の習熟を図ることとする。

また、災害発生時に円滑な連携体制を構築できるよう、中国ブロック協議会等を通じて、平時より関係団体の担当者間で連絡先を共有し、情報伝達訓練等により、迅速な情報共有体制の構築に努めるものとする。

なお、災害発生直後は被災状況に関する情報も十分ではなく、広域連携が必要かどうかの判断に迷う場面も想定される。そのような時には、結果的に応援要請が不要となることを恐れずに、初期段階でまずは応援要請することが重要であることを、中国ブロック協議会等を通じて、平時より協議会構成員等に周知徹底していく。

(2) 人材育成の実施

中国ブロック協議会における訓練は原則毎年度行い、中国ブロックにおける災害対応能力の向上を図る。各関係機関の職員の異動を踏まえ、3年程度サイクルで繰り返し行うことが望ましい。

訓練内容は、本計画に基づき、災害発生時における災害廃棄物処理に関する中国ブロック連携体制の手順（応援要請、支援）の習熟と課題等の検証を目的として、過去の訓練の結果や災害廃棄物対策に関する施策の動向等を踏まえ、中国ブロック協議会（幹事会）において毎年度検討を行うものとする。

なお、中国ブロック協議会における訓練の実施に当たっては、輪番制で協議会構成県市のうち、1県に訓練幹事県（主幹事）として、1市に訓練幹事市（副幹事）としてご参加いただくものとする。なお、状況に応じて、主幹事及び副幹事のいずれかのみでも訓練を実施できるものとする。訓練幹事県及び訓練幹事市は、訓練の企画段階から協議会事務局と訓練内容等の詳細について協議を行い、訓練の実施に

においては主体的に関与していただく。訓練幹事自治体が実施する具体的な取組内容については、過去の訓練結果や当該年度の訓練内容を踏まえ、毎年度見直しを行うものとする。

また、中国ブロック協議会では、災害廃棄物処理に対応できる人材育成のためのセミナーや研修会等を定期的実施する。訓練と同様、各関係機関職員の異動を踏まえ3～5年サイクルで事務局においてセミナー等のテーマを決定する。セミナーや研修会等の開催に当たっては、被災経験のある自治体職員、災害廃棄物対策の専門家、支援可能な事業者等災害廃棄物処理対策に関する知見を有する者からの講演等を通じ、ブロック内の関係者への知見の蓄積を図るとともに、災害廃棄物対策に関する人的ネットワークの形成・強化を図る。

なお、このような訓練やセミナー等については、中国ブロック内の県及び市町村においても独自に開催し、各自治体内での災害廃棄物対策に係る手順の確認等を行うこと等により、平時から職員のスキルアップを図ることが望ましい。

2. 関係機関との連携・情報の共有

(1) 関係機関・団体との連携・情報共有

中国ブロック協議会は定期的に協議会（幹事会）を開催し、平時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害廃棄物処理に係る対策を実施し、大規模災害発生時の広域的な処理に備える。

図表 IV-1 平時における情報共有に関する関係者の役割

協議会の役割	① 連携体制の強化 ② 他ブロック等との連携 ③ 専門家・防災研究機関等との連携
国の役割	① 中国ブロック協議会の活発な運営を通じた情報発信
県の役割	① 災害廃棄物処理計画の見直し・改定を通じた情報発信 ② 県内市町村への情報提供
市町村の役割	① 災害廃棄物処理計画の策定や見直し・改定を通じた情報発信 ② ボランティア等との連携
民間関係団体等の役割	① 県及び市町村との連携

災害が発生した場合、中国ブロック協議会構成員以外にも多数の関係機関と連携をとりながら災害廃棄物処理を実施していく必要があるため、平時から各機関と連携し、顔の見える関係を構築することが求められる。

(2) 住民やボランティアとの連携・情報発信

災害発生時に、迅速に住民やボランティアと連携し適切な情報発信を行っていくことは、初動期の災害廃棄物の排出秩序形成に重要である。このため、中国ブロック協議会としては、災害発生時の戦略的な連携・情報発信を行う観点から、平時より、中国ブロック内の自治体の体制構築に向けて支援していくこととする。具体的には、中国ブロック内の各自治体が社会福祉協議会等と顔の見える関係づくりを行う際に中国ブロック協議会として助言等を行うことや、仮置場の開設見通しと排出規制を行うための予告広報等のひな形を予め関係部署や関係団体間での共有等必要な支援や情報共有等を行う。

(3) 情報共有の迅速化

災害発生時には、被災状況等の迅速な情報共有が、円滑な広域連携体制の構築には必要不可欠である。発災直後には停電の影響等も考えられるが、情報共有の即時化の観点から、可能な範囲でオンライン会議システムやクラウドサービス等を活用し、効率的かつ迅速に関係機関との連携・情報共有を図ることも有効であると考えられる。このため、中国ブロック協議会の構成員等においては、平時より必要な機材等の環境整備とそれらを活用した連絡方法の習熟に可能な限り努めるとともに、中国ブロック協議会においても訓練等にオンライン会議システムの活用を取り入れること等により、円滑な広域連携体制の構築に資することとする。

3. 災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の活用について

災害により発生した災害廃棄物処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して、環境省では「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により財政的な支援を行っている。災害発生時に補助事業が円滑に活用されるよう、中国ブロック協議会において、平時から制度の周知や説明等を行う。

なお、このような補助制度を活用する場合においては、被災状況が分かる資料や災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請に必要な書類を作成する必要がある。必要な書類等詳細については、「災害関係業務事務処理マニュアル」を参照されたい。

4. 本計画の点検・見直し

(1) 基本的な考え方

本計画が実効性を有するためには、その内容について中国ブロック協議会構成員が平時から点検を行うことが不可欠である。

本計画は、関係者による合同訓練（図上訓練等）や最新の知見、実際の災害時における対応実績、県及び市町村における災害廃棄物処理計画、他の地域ブロック協議会における行動計画等を踏まえ、中国ブロック協議会において適宜見直されるものとする。

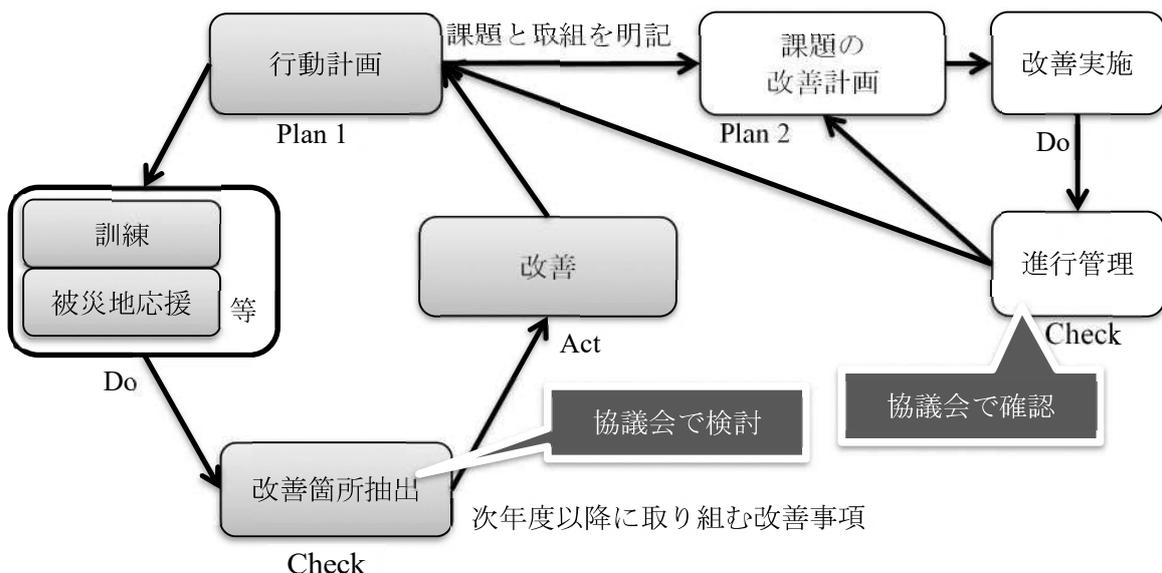
(2) 中国ブロックにおけるマネジメント・サイクルによる見直し

中国ブロック協議会を中心とした本計画の見直しに当たっては、2つのマネジメント・サイクルを回す。

1つ目のマネジメント・サイクルは、本計画をもとに、訓練等で判明した課題のほか、被災地への応援実績、災害の教訓等を参考に、本計画の改善箇所を抽出し、改善していくサイクルである。それらを踏まえた本計画の見直しについては、協議会で検討を行う。

2つ目のマネジメント・サイクルは、本計画の中でとりまとめた課題に対する改善策を記述した「課題の改善計画」に基づき、この進行管理を行っていくサイクルである。改善計画に定められた項目について、計画どおりの改善がなされているのか、等進捗を協議会で点検・進行管理していく。

図表 IV-2 行動計画見直しのための2つのマネジメント・サイクル（PDCA と PDC）



(3) 課題の改善計画

本計画は、現時点での中国ブロックの状況を踏まえて作成したものであり、残された課題に対する改善策を記述した改善計画を図表IV-3に整理した。改善計画の進行管理は、幹事会で定期的に議論の機会を設け、中国ブロック協議会で了承の手順とする。

図表 IV-3 課題の改善計画

課題の内容	改善の方向	改善主担当
災害廃棄物処理計画の策定・改定	<ul style="list-style-type: none"> 中国ブロック内全市町村で早期に策定 中国ブロック内策定済み県・市町村において見直し、必要に応じて改定を検討 	各県、各市町村
仮置場候補地の選定	<ul style="list-style-type: none"> 各県、各市町村の候補地選定の推進 事業者との協定締結促進 	各県、各市町村
既存の産業廃棄物処理施設の処理能力等の現状把握	<ul style="list-style-type: none"> 一定処理能力以上の産業廃棄物処理施設の一覧表作成 	各県 各県産廃協会/資源循環協会
再生利用を行える民間事業者の整理	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用を行える一定規模以上の民間事業者に関する情報収集・整理 	各県 各県産業廃棄物協会/資源循環協会
廃掃法改正 [※] に伴う市町村条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市町村条例の改正の検討 	各市町村
他ブロックとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 隣接ブロックとの連携のあり方(広域輸送の考え方等含む)の検討 	環境事務所協議会
関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協会、ボランティアセンター等災害発生時の連携団体との連絡体制等の構築 	各県、各市町村
受援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 各県、各市町村の受援体制の整備(受援計画の策定等) 	各県、各市町村
災害廃棄物処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害時への体制移行に係る手順等の具体化の検討・廃棄物処理施設の強靱化対策 業務継続計画(BCP)の策定 	各市町村

※「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(廃棄物処理法第9条の3の2及び9条の3の3)」を指す。

3 市町村の一般廃棄物処理施設

表 1. 島根県内における一般廃棄物焼却施設等

令和6年3月31日現在

ブロック	施設名称	設置場所	処理能力	使用開始年度	備考
松江	エコクリーン松江	松江市鹿島町上講武 1669-1	255t/24H	H22	
雲南	雲南エネルギーセンター※1	雲南市加茂町三代 1331-1	40.7t/日	H11	雲南市、飯南町
雲南	仁多可燃物処理センター	仁多郡奥出雲町三成 1392	20t/8H	S56	
出雲	出雲エネルギーセンター	出雲市古志町 4305-1	200t/24H	R4	
県央	邑智クリーンセンター	邑智郡川本町大字川下 879-8	40t/16H	R4	川本町、美郷町、邑南町、(大田市)
浜田	エコクリーンセンター	江津市波子町口 321-1	98t/24H	H18	浜田市、江津市
益田	益田地区広域クリーンセンター	益田市多田町 1082-7	62t/24H	H19	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐	海士町清掃センター	隠岐郡海士町大字福井 484	7t/8H	H11	
隠岐	西ノ島町ごみ焼却施設「清美苑」	隠岐郡西ノ島町大字美田 850-3	5.3t/8H	H30	
隠岐	知夫村ゴミ焼却場	隠岐郡知夫村 1756-1	1.56t/8H	H27	
隠岐	島後清掃センター	隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山 1-2	25t/8H	H6	

※1 ごみ燃料化施設

出典:「令和4年度実績 一般廃棄物処理の現況」
(令和6年3月島根県環境生活部廃棄物対策課)

表 2. 島根県内における一般廃棄物不燃物処理施設

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

ブロック	施設名称	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年度	備考
松江	西持田リサイクルプラザ	松江市西持田町 621	16	H10	リサイクルプラザ
松江	川向リサイクルプラザ	松江市竹矢町 1439-5	64	H14	リサイクルプラザ
松江	エコステーション松江	松江市西持田町 627	59	H14	粗大ごみ処理施設
松江	安来市高尾クリーンセンター	安来市清瀬町 497-3	20	H5	粗大ごみ処理施設
松江	安来市伯太農産廃棄物処理施設	安来市伯太町東母里 1431	6.9	H3	粗大ごみ処理施設
雲南	仁多クリーンセンター	仁多郡奥出雲町横田 1539-6	7	H11	粗大ごみ処理施設
雲南	いいしクリーンセンター	飯石郡飯南町都加賀 698-1	2.4	H15	リサイクルセンター (事務組合)
雲南	リサイクルプラザ	雲南市木次町里方 1369-39	12.5	H16	リサイクルプラザ (事務組合)
出雲	佐田クリーンセンター	出雲市佐田町大呂 2865-1	3	H6	ストックヤード
出雲	出雲リサイクルセンター	出雲市西神西町 1732-3	45	H8	容器包装リサイクル推進 施設
出雲	平田不燃物処理センター	出雲市十六島町 1485-2	20	S63	粗大ごみ処理施設
出雲	出雲クリーンセンター	出雲市西神西町 1732-3	50	H7	粗大ごみ処理施設
出雲	斐川クリーンステーション	出雲市斐川町学頭 3215	13	H8	粗大ごみ処理施設
県央	大田市不燃物処理場	大田市仁摩町宅野 1111-1	8	H27	粗大ごみ処理施設
県央	大田リサイクルセンター	大田市大田町野城口 38-1	4.9	H13	容器包装リサイクル推進 施設
県央	大田容器包装リサイクルセンター	大田市静間町 713-2	2	H23	容器包装リサイクル推進 施設
県央	邑智クリーンセンターリサイクルセンター	邑智郡川本町大字川下 3083-6	1.7	H16	リサイクルセンター (事務組合)
県央	邑智クリーンセンターリサイクルプラザ	邑智郡川本町大字川下 3083-6	5.0	H11	粗大ごみ処理施設 (事務組合)
浜田	浜田市不燃ごみ処理場	浜田市生湯町 935	20	H4	粗大ごみ処理施設
浜田	江の川リサイクルセンター	江津市島の星町 288-13	2.67	H14	容器包装リサイクル推進 施設
浜田	島の星クリーンセンター	江津市島の星町 288-13	14	H7	粗大ごみ処理施設
益田	益田市リサイクルプラザ	益田市下波田町 490	16	H15	リサイクルセンター
益田	鹿足郡不燃物処理組合リサイクルプラザ	鹿足郡吉賀町幸地 1319	6.1	H16	リサイクルセンター (事務組合)
隠岐	海士町リサイクルセンター	隠岐郡海士町大字福井 484	1	H11	その他
隠岐	海士町リサイクルセンター	隠岐郡海士町大字福井 484	5	H11	粗大ごみ処理施設
隠岐	島後リサイクルセンター	隠岐郡隠岐の島町今津 16	2.7	H13	リサイクルセンター

出典:「令和 4 年度実績 一般廃棄物処理の現況」
(令和 6 年 3 月島根県環境生活部廃棄物対策課)

表 3. 島根県内における一般廃棄物最終処分場

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

ブロック	施設名称	設置場所	埋立地 面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	使用 開始年度	備考
松江	西持田不燃物処理場	松江市西持田町 641	45,700	545,000	S63	
松江	西持田最終処分場	松江市西持田町 621	22,310	156,641	H2	
松江	安来市クリーンセンター穂日島	安来市穂日島町 491	19,000	53,115	H5	
松江	安来市伯太一般廃棄物最終処分場	安来市伯太町東母里 2387-6	5,700	21,032	S61	
雲南	最終処分場	仁多郡奥出雲町横田 1539-6	6,300	61,800	H11	
雲南	加茂町不燃物処理場	雲南市加茂町神原 530-1	2,808	10,000	H2	雲南市、飯南町
雲南	いいしクリーンセンター最終処分場	飯石郡飯南町都加賀 698-1	630	2,800	H16	雲南市、飯南町
雲南	埋立最終処分場	雲南市木次町里方 1369-13	5,200	28,500	H15	雲南市、飯南町
出雲	平田不燃物処理センター	出雲市十六島町 1485-2	9,050	52,370	S63	
出雲	佐田クリーンセンター	出雲市佐田町大呂 2865-1	2,300	7,734	H6	
出雲	神西一般廃棄物埋没処理場	出雲市西神西町 1732-3	34,700	420,000	H7	
出雲	斐川クリーンステーション	出雲市斐川町学頭 3215	6,600	42,200	H8	
県央	大田市不燃物処分場	大田市仁摩町宅野 1111-1	4,405	50,000	H27	
県央	邑智クリーンセンター最終処分場	邑智郡川本町大字川下 3083-6	7,300	40,300	H11	川本町、美郷町、邑南町、(大田市)
浜田	浜田市埋立処分場	浜田市生湯町 920	5,539	61,900	H23	
浜田	島の星クリーンセンター最終処分場	江津市島の星町 288-13	8,600	63,000	H7	
益田	益田市下波田埋立処理場	益田市下波田町 490	18,400	146,629	S60	
益田	鹿足郡不燃物処理組合埋立処分地施設	鹿足郡吉賀町幸地 1319	760	3,100	H16	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐	海士町一般廃棄物最終処分場	隠岐郡海士町大字崎 700-5	3,000	12,000	H10	
隠岐	西ノ島町 新最終処分場	隠岐郡西ノ島町大字美田 832-1 他 2 筆	3,100	11,200	H30	
隠岐	島後一般廃棄物最終処分場	隠岐郡隠岐の島町今津	12,000	80,000	H13	

出典:「令和 4 年度実績 一般廃棄物処理の現況」
(令和 6 年 3 月島根県環境生活部廃棄物対策課)

表 4. 島根県内におけるし尿処理施設

令和6年3月31日現在

ブロック	施設名称	設置場所	規模 (kl/日)	使用 開始年度	備考
松江	川向クリーンセンター	松江市竹矢町 1439	71.4	H10	
松江	安来市対仙浄園汚泥再生処理センター	安来市東赤江町 871	36	H3	
出雲	出雲環境センター	出雲市西園町 4295-34	193	H16	
県央	大田し尿処理場	大田市静間町 1797-20	80	H7	
県央	志谷苑	邑智郡川本町大字因原 701-1	43	H9	川本町、美郷町、邑南町、(大田市)
浜田	浜田浄苑	浜田市治和町口 742-1	125	H8	
益田	久城が浜センター	益田市久城町 1199-1	108	H4	
益田	し尿処理施設 クリーンパルにちはら	鹿足郡津和野町瀧元 668	27	S59	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐	西ノ島町汚泥再生処理センター「びわ苑」	隠岐郡西ノ島町大字別府 365-2	9	S63	

出典:「令和4年度実績 一般廃棄物処理の現況」
(令和6年3月島根県環境生活部廃棄物対策課)

4 災害補助金制度概要

環境省における災害関係事業について

- 環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

<p>➤ 災害等廃棄物処理事業 (概要) 暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。</p> <p>①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む） ②補助率 1/2 ③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条 (参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革 ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定 ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に国庫補助の趣旨が規定 ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等の「等」）</p>
<p>➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業 (概要) 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。</p> <p>①事業主体 都道府県、市町村等、廃棄物処理センター、PFI選定事業者、広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 ②補助率 1/2 ③補助根拠 予算補助（阪神・淡路大震災及び東日本大震災は特別立法による法律補助） (参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革 ・平成5年度まで及び平成8年度以降は立目流用により対応 ・平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応 ・平成26年度予算から当初予算に計上</p>

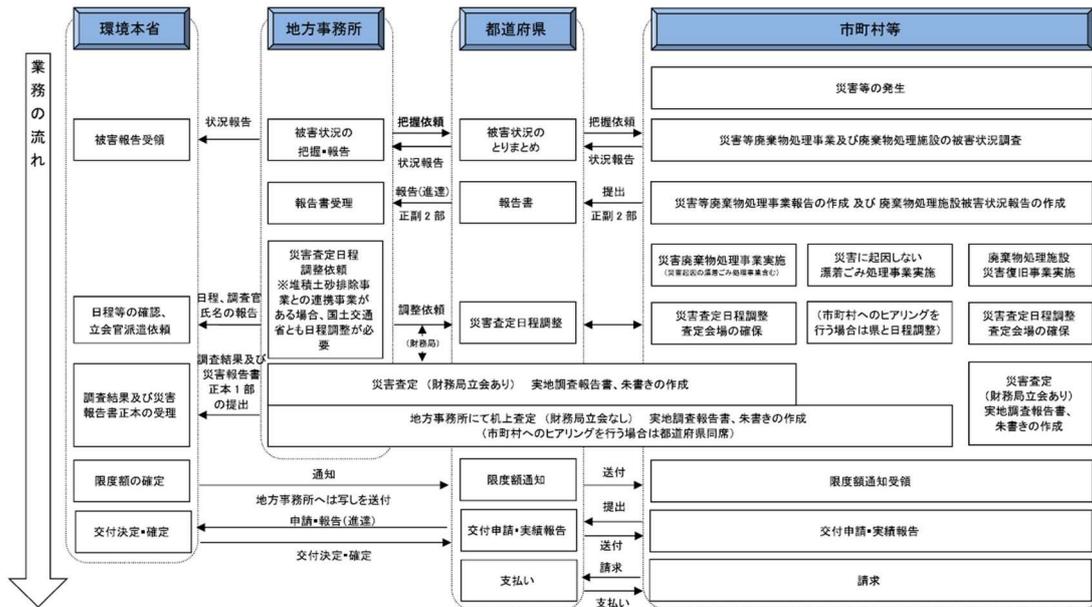
出典：環境省研修資料

災害等廃棄物処理事業費補助金について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出された尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</p>	 <p>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（環境省：R4.11）

環境省における災害関係業務のフロー



出典:「災害関係業務事務処理マニュアル」(環境省:R5.12)

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害	激甚災害	特定非常災害	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	
災害廃棄物処理基金	-	-	-	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%(について、該当都道府県に基金を設置予定)
地方財政措置	地方負担分の80%(について特別交付税措置)	左記に加え、さらに残りの20%(について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%(について特別交付税措置 ※起債充当率 100%)	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%(について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率 100%) (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%(について特別交付税措置)	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象	

出典:「災害関係業務事務処理マニュアル」(環境省:R5.12)

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 ① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの ② 事務所、倉庫、公舎等の施設 ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの ④ 維持工事とみられるもの ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。 ⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。 ⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ、被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ、当該年度に整備計画のあるもの。 ハ、建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。 ニ、工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。 ホ、調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	一般廃棄物処理施設 ・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	浄化槽（市町村整備推進事業） ・市町村 40万円	産業廃棄物処理施設 ・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	広域廃棄物埋立処分場 ・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	PCB廃棄物処理施設 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円
補助率	1/2				

出典：環境省研修資料

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業					
廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。					
	通常	令和2年7月豪雨	令和元年房総半島台風及び東日本台風	平成30年7月豪雨	熊本地震
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	99%

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（環境省：R5.12）

災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：_____（令和 年 月 日）

都道府県名：_____ 課室名：_____ 担当者名：_____

（電話：_____ メールアドレス：_____）

※前回からの変更箇所は赤字としてください。
 ※必要に応じて、行を追加して記載してください。

※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

第1報（ [Ctrl + ;] [Ctrl + :]

1. 廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

〔被害あり〕又は〔確認中〕の場合記載				（その後、把握できた情報を随時更新）		
市町村名	被害状況 (有/確認中)	施設種別	施設名	稼働状況		被害及び復旧の状況等
				稼働停止日	稼働再開日	

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。
 ※被害がありえるものの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として取扱うこと。

2. その他、被災情報

（被災情報がある場合記載）			予想される 災害廃棄物発生量 〔t〕
市町村名	被災情報全般	仮置場設置 (有/調整中/無)	

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください）

3. 仮置場の状況

市町村名	仮置場所在地及び名称	保管面積 (m)	最大保管容量に対する割合			受入期間		備考 (受入状況、搬出状況等)	（公表されていれば） 仮置場情報ウェブサイトURL
			合計 (%)	うち腐敗物 (%)	腐敗物以外 (%)	受入開始日	受入終了日		
					100%				

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。
 ※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載すること。

4. その他、課題等

市町村名	課題の内容（なるべく具体的に）		対応方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可）	
	（類型選択）	（詳細記述）	（類型選択）	（詳細記述）

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載すること。

災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：台風〇号（令和〇年〇月〇日）

都道府県名： 課室名： 担当者名：

（電話： メールアドレス： ）

第1報（ 2022/6/13 11:29）現在

[Ctrl + ;] [Ctrl + :]

※前回からの変更箇所は赤字としてください。
 ※必要に応じて、行を追加して記載してください。

※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

1. 廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

〔被害あり〕又は〔確認中〕の場合記載				（その後、把握できた情報を随時更新）		
市町村名	被害状況 (有/確認中)	施設種別	施設名	稼働状況		被害及び復旧の状況等
				稼働停止日	稼働再開日	
〇〇市	被害あり	焼却施設	グリーンセンター〇〇	20xx/6/8		煙突の損壊（〇月〇日頃補修見込み）
〇〇市	被害あり	浄化槽	浄化槽（市町村設置型）	20xx/6/8	20xx/6/10	本体及び排水管の破損、修繕済み
〇〇市	確認中	粗大ごみ処理施設	〇〇リサイクルセンター	20xx/6/8		
〇〇市	確認中	し尿処理施設	〇〇汚泥再生処理センター	20xx/6/8		

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。
 ※被害がありえるもの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として取扱うこと。

2. その他、被災情報

（被災情報がある場合記載）			予想される 災害廃棄物発生量 （t）
市町村名	被災情報全般	仮置場設置 (有/調整中/無)	
〇〇市	避難所設置 4 か所、その他情報なし		
〇〇市	風害による家屋被害多数		1,000
〇〇市	水害による災害廃棄物多数		10,000

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください）

3. 仮置場の状況

市町村名	仮置場所在地及び名称	最大保管容量に対する割合			受入期間		備考 (受入状況、搬出状況等)	（公表されていれば） 仮置場情報ウェブサイトURL
		保管面積 (m)	合計 (%)	うち腐敗物 (%)	腐敗物以外 (%)	受入開始日		
〇〇市	〇〇市〇〇町 1 - 2 〇〇運動公園	500.5 m	60%	40%	60%	2022/6/20		http://~~~~

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。
 ※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載すること。

4. その他、課題等

市町村名	課題の内容（なるべく具体的に）			対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可）	
	（類型選択）	（詳細記述）		（類型選択）	（詳細記述）
〇〇市	仮置場	仮置場での分別がうまくできておらず、搬出に時間を要している		その他	思いつかないが、参考情報があれば聞きたい
〇〇市	仮置場	仮置場が確保できておらず、市で管理できていない集積所が発生している		市町村内調整	仮置場確保のため〇〇部局と調整中
〇〇市	人員不足	被害状況の把握、処理体制の検討のための事務系人員が足りない		全国調整	環境省と電話で相談したい（午前中又は夕方希望）
〇〇市	車両不足	通常の収集運搬（不燃ごみ）のための車両とドライバーが足りない		県内調整	県内の他市町村からの応援について調整中。
〇〇市	処理先確保	廃石膏ボードの処理先が見当たらず、仮置場で滞留している		ブロック内調整	県内では処理先確保困難、ブロック単位での調整希望

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載すること。